

令和4年度

地方財政状況調査表作成要領

(市 町 村 分)

(一部事務組合分)

総務省自治財政局財務調査課

はじめに、本書においては、無用の加除を避けるため当該調査年度を『令和n年度』と表記している。

すなわち、令和4年度調査においては次のとおりとなるので留意されたい。

令和n年・・・・・・・・・・令和4年

令和(n－1)年・・・・・・・・・・令和3年

令和(n＋1)年・・・・・・・・・・令和5年

令和4年度 地方財政状況調査について (市 町 村 分) (一部事務組合分)

第一 調 査 要 領

一 調 査 内 容

この調査の内容は次のとおりである。

- 1 令和n年度決算の状況
- 2 令和n年度公共施設の状況

二 調 査 団 体

- 1 普通地方公共団体
- 2 特別地方公共団体
 - (1) 特 別 区
 - (2) 一部事務組合(「四 会計の区分」による公営企業会計及びその他の公営企業会計に係るものを除く。なお、広域連合は一部事務組合の取扱いに準じて報告する。)

三 廃置分合等により消滅した団体に係る報告の取扱い

- 1 廃置分合等により消滅した団体の取扱い
 - (1) 令和(n＋1)年3月30日までに消滅した団体の決算額は、新設又は編入した団体の歳入、歳出の決算額にそれぞれ合算して報告する。なお、この合算をする場合においては、廃置分合の場合における消滅団体の収支は、消滅した日をもって決算され、その収支の過不足額は、新設又は編入した団体において剰余金を受け入れるか、不足額を補填することになっているので、消滅団体の歳入、歳出額を単純に合算したのでは、この過不足額相当額が重複して計上されることになる。したがって、消滅団体に係る決算額を加算する場合は新設又は編入した団体において措置された過不足額を含めないものとする。

分割合併により消滅した団体の決算額については、消滅団体に係る歳計剰余又は歳入不足額の関係団体において引継がれた割合によりその消滅団体の収入額及び支出額を按分して合算する。この場合においても、消滅団体に係る過不足額の調整については編入又は新設の場合の調整と同様に取り扱う。なお、消滅団体に剰余又は不足額のない場合には人口で按分する。

- (2) 令和(n+1)年3月31日以降に消滅した団体については、1団体の決算額として報告する。したがって、消滅団体に係る調査表の作成及び報告については、関係団体の協議によって適宜の方法をとればよい。

2 解散により消滅した一部事務組合の取扱い

令和(n+1)年3月31日以降において解散した組合については、組合事務所が所在していた団体又は組合事務を管理していた団体において調査表を作成して報告する。

四 会計の区分

地方公共団体の会計には、一般会計のほか多くの特別会計があり、これらの会計は各団体とも同一の基準で区分されていないので、この調査における会計の区分は、次のとおりとする。

1 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、一般会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支（新たに建設中のものを含む。）を経理している場合には、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱うものである。

2 公営事業会計

(1) 公営企業会計

公営企業会計とは、次に掲げる事業に係る会計をいう。

ア 水道事業（簡易水道事業を除く。）

イ 工業用水道事業

ウ 交通事業（路面電車事業、都市高速鉄道事業、自動車運送事業、縣垂電車等事業、船舶運航事業）

エ 電気事業

オ ガス事業

カ 簡易水道事業

キ 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

ク 病院事業

病院とは、医療法第1条の5に規定する病床数20床以上の施設を有するものをいう。なお、国民健康保険事業会計の直診勘定に属する病床数20床以上の施設を有する病院については、同会計から分離して公営企業会計の病院事業として取扱い、一般行政上の目的から経営しているもの、例えば大学附属病院、独立の伝染病院等で法非適用のものについては、病床数の如何にかかわらず、すべて病院事業として取り扱わないものである。

ケ 市場事業

コ と畜場事業

サ 観光施設事業（休養宿泊施設事業、索道事業（ロープウェイ、スキーリフト等）、その他観光事業）

シ 宅地造成事業（臨海土地造成事業、その他造成事業）

ス 下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業）

セ 有料道路事業（観光地有料道路事業を含む。）

ソ 駐車場整備事業（観光地駐車場整備事業を含む。）

タ 介護サービス事業（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業に限る。）

(2) その他の公営企業会計

その他の公営企業会計とは、(1)及び(3)から(9)までに掲げる事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計をいう。

(3) 収益事業会計

この会計には、競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじの各事業に係る会計を含める。

(4) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計のうち、直診勘定に係る病床数20床以上の病院については、公営企業会計の病院事業として取り扱うものとする。

(5) 後期高齢者医療事業会計

後期高齢者医療事業会計とは、高齢者の医療の確保に関する法律により市町村及び広域連合が行う後期高齢者医療事業に係る会計をいう。

(6) 介護保険事業会計

介護保険事業会計とは、介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいう。ただし、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱うものとする。

(7) 農業共済事業会計

農業共済事業会計とは、農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計をいう。

(8) 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計とは、市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計をいう。

五 調 査 期 日

この調査の調査期日は、次のとおりである。

事 項	調 査 期 日
1 令和n年度決算の状況 普通会計及び公営事業会計分（公営企業会計及びその他の公営企業会計を除く。ただし、収益事業会計、農業共済事業会計及び交通災害共済事業会計は法適用の有無を問わず含む。）	令和(n+1)年5月31日現在（ただし、法適用の公営事業会計においては令和(n+1)年3月31日現在）
2 令和n年度公共施設の状況	原則として、令和(n+1)年3月31日現在

六 報 告 期 日

別途通知する。

七 調査結果の公表

この調査結果の公表予定は、次のとおりである。

事 項	公 表 年 月 (予定)
1 令和n年度都道府県決算状況調	令和(n+2)年 2月
2 " 市町村別決算状況調	" 3月
3 " 都道府県財政指数表	" 4月
4 " 類似団体別市町村財政指数表	" 8月
5 令和(n+2)年版地方財政の状況(地方財政白書)	" 3月
6 令和n年度地方公共団体の主要財政指標一覧	令和(n+1)年 1 2月
7 " 地方財政統計年報	令和(n+2)年 8月
8 " 地方財政各種分析資料	随 時

第二 普通会計作成要領

一 調査事項

調査表 ページ	電算用 番 号	調 査 表 名	一部事務組 合等におい て作成不要 の表	作 成 要 領 ページ
1	00	表紙		10
2	01	一部事務組合への加入等の状況		10
3	02	決算収支の状況		11
4	03	繰越額等の状況		11
5	04	歳入内訳		12
6	05	収入の状況		17
7	06	市町村税の徴収実績	○	18
8～9	07	歳出内訳及び財源内訳（その１）		19
10～11	08	〃 （その２）		
12～13	09	〃 （その３）		
14～15	10	〃 （その４）		
16～17	11	〃 （その５）		
18～21	12	〃 （その６）		
22～23	13	〃 （その７）		
24	90	一般行政経費の状況		34
25	14	性質別経費の状況		36
26	45	一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況	○	37
27	15	人件費の内訳		38
28	16	職員給の状況		38
29	19	補助費等・維持補修費及び扶助費の内訳		39
30	89	物件費の内訳		39
31	47	扶助費の内訳		39
32	20	維持補修費及び受託事業費の目的別の状況 投資的経費の状況		39
33～34	21	その１ 普通建設事業費の状況 （１） 補助事業費		40
35～36	22	〃 （２） 単独事業費		40
37～38	23	〃 （３） 県営事業負担金等 投資的経費の状況		40
39	71	その２ 用地取得費の状況 （１） 補助事業費		41
40	72	〃 （２） 単独事業費		41
41	73	〃 （３） 合 計		41

調査表 ページ	電算用 番 号	調 査 表 名	一 部 事 務 組 合 に お い て 作 成 不 要 の 表	作 成 要 領 ペー ジ
42	27	公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況	○	41
43	28	公営企業（法適）等に対する繰出し等の状況		42
44	29	基金の状況		42
45	30	貸付金、投資及び出資金の状況		43
46	32	資金収支の状況		44
47	33	地方債現在高の状況		44
48	34	地方債借入先別及び利率別現在高の状況		52
49	36	地方債年度別償還状況		53
50	93	一時借入金の状況		53
51	37	債務負担行為の状況		53
52	40	道路交通安全対策の状況	○	55
53	46	施設の管理費等の状況	○	55
54	70	道路関係経費の状況	○	56
55	96	選挙費の内訳		56
56	48	財産区の決算状況		57
57	43	繰越額等の状況（復旧・復興事業分）		
58	41	歳入内訳（復旧・復興事業分）		
59～60	74	復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳（その		
61～62	75	1）〃 （その2）		
63～64	76	〃 （その3）		
65～66	77	〃 （その4）		
67～68	78	〃 （その5）		
69～72	79	〃 （その6）		
73～74	80	〃 （その7）		
75	97	基金の状況（復旧・復興事業分）		
76	44	繰越額等の状況（全国防災事業分）		59
77	42	歳入内訳（全国防災事業分）		
78～79	81	全国防災事業経費の歳出内訳及び財源内訳（その1）		
80～81	82	〃 （その2）		
82～83	83	〃 （その3）		
84～85	84	〃 （その4）		
86～87	85	〃 （その5）		
88～91	86	〃 （その6）		
92～93	87	〃 （その7）		
94	98	基金の状況（全国防災事業分）		

二 普通会計の算定方法

この調査は、普通会計の純計決算額を調査するものである。普通会計に属する一般会計といくつかの特別会計を単純に合算しただけでは相互に重複する部分があるので、これらの会計間の重複を控除するほか、年度間のずれ等を調整した純計決算額を下記により算定する必要がある。

純計の方法

普通会計の純計決算額は、次の順序により算定する。

1 各特別会計の分別

(1) 各特別会計を普通会計に属するものと、公営事業会計に属するものとに大別する。

(2) 普通会計を構成する各特別会計を次の3区分に分別する。

(ア) 印刷事業等特別会計

印刷事業、自動車修理事業、砂利・碎石事業等のように従来は外部に発注してきたものを、経費節減等の目的のため部内において施設を設けて、その事業を行うこととして、その事業を経理している会計及び収益を目的として設置したこれらに類する会計

(イ) 用品等管理特別会計

用品管理会計、自動車管理会計のように、従来は一般会計等の個々の会計で処理していた用品の調達、自動車の管理等の事務を集中管理する会計

(ウ) その他の特別会計

2 予算の繰越と繰上充用との調整

令和(n-1)年度において継続費の通次繰越、明許繰越又は事故繰越を行い、一方、歳入が歳出とこれら繰越事業に係る翌年度に繰り越すべき財源の合計額に不足したことに伴い令和n年度の歳入を繰上充用したため、令和n年度の決算において、歳入に繰越額があると同時に、歳出に繰上充用額が計上されている場合は、そのような空財源による予算繰越がなかったものとみなして令和n年度の歳入歳出決算額に調整を加える。

3 普通会計と公営事業会計との調整

一般会計等普通会計に属する各会計と、公営事業会計との間の経理の入組みを本来の負担区分に従って分別整理する。この場合の例としては、一般会計等において公営事業会計分の公債費や建設事業費（本来公営事業会計に属すべき歳出）を負担するとともに、一般会計の歳入においてこれらに伴う国庫支出金等の収入（本来、公営事業会計に属すべき歳入）を計上している場合、一般会計等の負担額がこれらの収入額より多いか少ないかによって、次のとおり区分する。

(ア) 一般会計等の負担額（一般会計等に含まれているが、本来公営事業会計に属すべき歳出）>一般会計等の収入額（一般会計等に含まれているが、本来公営事業会計に属すべき歳入）

一 般 会 計 等 (甲)				公 営 事 業 会 計 (乙)			
歳 入 合 計	5,000	歳 出 合 計	4,500	歳 入 合 計	300	歳 出 合 計	270
(乙)に属すべき歳入	50	(乙)に属する歳出	80				
その他の歳入	4,950	その他の歳出	4,420				
(乙)への歳入の移替	△50	(乙)への歳出の移替	△80	(甲)からの歳入の移替	50	(甲)からの歳出の移替	80
		(乙)への繰出金	30	(甲)からの繰入金	30		
調整後歳入合計	4,950	調整後歳出合計	4,450	調整後歳入合計	380	調整後歳出合計	350

この場合、(乙)会計が法適用の公営事業であるときは、(甲)会計の「(乙)への繰出金」は「(乙)への貸付金（又は出資金、補助金、負担金）」、(乙)会計の「(甲)からの繰入金」は「(甲)からの借入金（又は出資金、補助金、負担金）」となる。

(イ) 一般会計等の負担額＜一般会計等の収入額

一 般 会 計 等 ㊸		公 営 事 業 会 計 ㊹	
歳 入 合 計	5,000	歳 出 合 計	4,500
㊹に属すべき歳入	100	㊹に属する歳出	50
その他の歳入	4,900	その他の歳出	4,450
㊹への歳入の移替	△100	㊹への歳出の移替	△50
㊹からの繰入金	50	㊸からの歳入の移替	100
調整後歳入合計	4,950	調整後歳出合計	4,450
		調整後歳入合計	600
		調整後歳出合計	570

この場合、㊹会計が法適用の公営事業であるときは、㊸会計の「㊹からの繰入金」は「㊹からの貸付金元利収入（又は繰入金）」に、㊹会計の「㊸への繰出金」は、「㊸への償還金（又は繰出金）」となる。

4 普通会計内の繰入れ、繰出しの調整

普通会計を構成する一般会計と各特別会計間の繰入れ、繰出しの調整を行う。この場合、繰入れ、繰出しとは（款）繰入金、繰出金のみならず、例えば負担金、分担金、出資金及び貸付金等を含み、また、公共用地取得特別会計等と一般会計等との間の用地売買額（用地会計における財産収入、一般会計等における普通建設事業費のうち用地相当分）をも含むものである。

調整の順序は、まず、一般会計と前記「1 各特別会計の分別」のうちの「(2) (ウ)その他の特別会計」を構成する各特別会計（すなわち、印刷事業等特別会計と用品等管理特別会計とを除いた各特別会計）相互間の繰出しと繰入れの調整を行う。その後、これらの歳入、歳出については、それぞれ合算して純計額を算出する。

㊸ 一 般 会 計		㊹ 特 別 会 計	
歳 入 合 計	4,950	歳 入 合 計	180
歳 出 合 計	4,450	歳 出 合 計	150
㊹からの繰入	30	㊹への繰出	30
㊸からの繰入	50	㊹への繰出	40
小 計	80	小 計	70
その他の歳入	4,870	その他の歳入	100
その他の歳出	4,360	その他の歳出	80
控 除	△80	控 除	△80
控 除 後 歳 入	4,870	控 除 後 歳 入	100
控 除 後 歳 出	4,360	控 除 後 歳 出	80

㊸ 特 別 会 計		㊸ ㊹ ㊸ の 純 計	
歳 入 合 計	300	歳 入	出
歳 出 合 計	280	歳	出
㊸からの繰入	40	㊸	4,870
㊹からの繰入	40	㊹	100
小 計	80	㊸	220
その他の歳入	220	その他の歳入	200
その他の歳出	200	その他の歳出	200
控 除	△80	《甲》計	5,190
控 除 後 歳 入	220	《甲》計	4,640
控 除 後 歳 出	200		

5 印刷事業等特別会計との調整

つぎに前記「1～(2)～(ア)」の印刷事業等特別会計㊺と「4」までに合算した純計額《甲》との間の繰入れ、繰出しの調整を行う。

一 般 会 計 等 《甲》		印刷事業等特別会計 ㊺	
歳 入 合 計	5,190	歳 入 合 計	400
歳 出 合 計	4,640	歳 出 合 計	380
㊺からの歳入	30	《甲》からの歳入	80
㊺への繰出	80	《甲》への繰出	30
その他の歳入	5,160	その他の歳入	320
その他の歳出	4,560	その他の歳出	350

控 除 △30	控 除 △80	控 除 △80	控 除 △30
控 除 後 歳 入 5,160	控 除 後 歳 出 4,560	控 除 後 歳 入 320	控 除 後 歳 出 350
	◎会計の決算収支 30	歳入歳出差引 △30	
《甲》歳入再計 5,160	歳 出 再 計 4,590		

(注) 印刷事業等特別会計◎の決算収支を算出する場合、歳入には前年度からの繰越金を、歳出には前年度繰上充用金をそれぞれ含めない単年度の収支を算出すること。

この場合、印刷事業等特別会計◎の歳入歳出差引が設例のように負（マイナス）の場合は、その額だけ一般会計等《甲》の歳出の「総務費、総務管理費」（目的別）及び「物件費、その他」（性質別）に加算するが、反対に正（プラス）の場合には、その額だけ一般会計等《甲》の歳入の「諸収入、雑入」に加算する。

6 用品等管理特別会計との調整

さらに前記「1～(2)～(4)」の用品等管理特別会計◎と「5」までに合算した一般会計等純計額《甲》との間の繰入れ、繰出しの調整を行う。この場合、用品等管理特別会計◎において人件費又は積立金を負担していない場合には、前記「5」の印刷事業等特別会計◎の調整方法と同一方法によるが、人件費又は積立金を用品等管理特別会計◎で負担している場合は、次のように調整を行う。

一 般 会 計 等 《甲》		用品等管理特別会計 ◎	
歳 入 合 計 5,160	歳 出 合 計 4,590	歳 入 合 計 500	歳 出 合 計 480
◎からの繰入 30	◎への繰出 200	《甲》からの繰入 200	《甲》への繰出 30
その他の歳入 5,130	その他の歳出 4,390	人 件 費 50	
控 除 △30	控 除 △200	その他の歳入 300	その他の歳出 400
控 除 後 歳 入 5,130	控 除 後 歳 出 4,390	控 除 △200	控 除 △30
	◎の歳出の移替 50	控 除 後 歳 入 300	控 除 後 歳 出 450
歳 入 再 計 5,130	歳 出 再 計 4,440		《甲》への歳出 の移替（人件費） △50
	◎特別会計の 歳入歳出差引 100	歳 入 再 計 300	歳 出 再 計 400
〔甲〕歳入純計 5,130	歳 出 純 計 4,540	歳入歳出差引 △100	

この場合、人件費の用品等管理特別会計◎から一般会計等《甲》への移替は、一般会計等《甲》中の人件費の各該当科目（目的別には「総務費」になる場合が多い。）に移し替える（積立金の場合も同様である。）。また、用品等管理特別会計◎の歳入歳出差引の算出方法及びその取扱いについては、前記「5 印刷事業等特別会計との調整」の場合の取扱いと同様とする。

7 繰越金と前年度繰上充用金との調整

以上のようにして算定された一般会計等決算純計〔甲〕には、普通会計を構成する各特別会計が含まれているので、個々の会計の前年度の決算が赤字であるか又は黒字であるかにより歳出に前年度繰上充用金が計上されるか又は歳入に繰越金が計上されており、その結果、一般会計等決算純計〔甲〕においては、これらの前年度繰上充用金及び繰越金のそれぞれの合算額が計上されているので最後にこの調整を行う。この場合、両者の差額のみ、金額の多い項目として存置する。

一 般 会 計 等 〔甲〕		普 通 会 計 〔甲〕	
歳 入 5,130	歳 出 4,540	歳 入 5,050	歳 出 4,460
繰 越 金 150	前年度繰上充用金 80	繰 越 金 70	
その他の歳入 4,980	その他の歳出 4,460	その他の歳入 4,980	

三 調査表入力上の一般的注意事項

- 1 電子調査表により、分類、集計等を行うので、調査表の各項目が正確に入力されていない場合は、地方公共団体において、後日数値訂正に多大の労力と日数を要し、事務処理においても相当の混乱が生ずるため、作成要領を十分に参照のうえ、各調査表を作成するとともに、突号表等により数値を突号し、正確を期すること。
- 2 該当のない項目欄は空欄とし、ハイフン（－）、ゼロ（０）等は入力しないこと。
- 3 負数が生じた場合には、マイナス（－）を付して入力すること。
- 4 「団体コード」には、地方公共団体の行財政関係の統計資料等に用いるために定めた「地方公共団体コード（総務省）」により入力すること。
- 5 各調査表は、原則として、横の欄を「行」として行番号を、縦の欄を「列」として欄外の（ ）内に列番号を記入してある。

四 各調査表入力上の留意事項

条件コード表（００表）

この表は、全団体（普通会計及び事業会計に属する一部事務組合を含む。）が必ず入力すること。

- 1 「基準財政収入額」、「基準財政需要額」には、令和n年度の地方交付税に係るそれぞれの計数を入力する。この場合、「基準財政需要額」及び「基準財政収入額」は、一本算定による額で錯誤に係る額を除いた額を入力する。
- 2 「標準税収入額等」には、地方財政法第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から普通交付税の額及び臨時財政対策債発行可能額を差引いた額を入力する。なお、特別区を除く市町村の算定式については以下のとおりである。

$$\left(\begin{array}{c} \text{基準財政収入額} - \\ \left(\begin{array}{c} \text{特別とん譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{市町村民税所得割に係る税源移譲相当額(三位一体の改革分)の25\%} \\ \text{市町村民税所得割に係る税源移譲相当額(県費負担教職員分)の25\%} \\ \text{地方消費税交付金に係る引上げ分の25\%} \\ \text{分離課税所得割交付金} \end{array} \right) \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{c} \text{特別とん譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{分離課税所得割交付金} \end{array} \right)$$

※ 指定都市以外の市町村については、「分離課税所得割交付金」は該当しない。

- 3 「標準財政規模」には、次の方式によって算出した額を入力する。
(標準税収入額等) + (普通交付税) + (臨時財政対策債発行可能額)
(注 各計数は、令和n年度の地方交付税に係る額である。)
- 4 「財政力指数」には、令和(n－2)年度、令和(n－1)年度及び令和n年度の $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$
(各年度ごとに小数点第3位を四捨五入する。)の合計の1/3の数値(小数点第3位を四捨五入し、第2位まで求める。)を入力する。

一部事務組合への加入等の状況（０１表）

- 1 この表は、全団体（普通会計及び事業会計に属する一部事務組合を含む。）が入力すること。
- 2 第1列の「組合加入状況」には、**07表～13表：歳出内訳及び財源内訳**の目的別区分に準じて、市町村（普

通会計及び事業会計に属する一部事務組合を含む。)が加入している普通会計、財産区及び事業会計に係る一部事務組合の主たる事務のみに「1」を入力すること。

3 第2列の「取扱い業務内容」には、市町村(普通会計及び事業会計に属する一部事務組合を含む。)が、第1列で入力した加入している普通会計、財産区及び事業会計に係る一部事務組合の行っている事務(主たる事務を含む。)の該当項目欄に算用数字の「1」を入力すること。

4 第3列及び第4列の「一部事務組合」には、一部事務組合のみが入力すること。市町村は入力しないこと。なお、目的別区分は、**07表～13表：歳出内訳及び財源内訳**の目的別区分に準じて分別すること。

(1) 第3列の「主たる事務」には、当該一部事務組合が行っている主たる事務の該当項目欄に算用数字の「1」を入力すること。

(2) 第4列の「取扱い事務」には、当該一部事務組合が行っている事務(主たる事務を含む。)の該当項目欄に算用数字の「1」を入力し、「検算(総合計)」欄には合計数を入力すること。

決算収支の状況(02表)

1 「令和4年度」欄には、次のとおり入力する。

(1) 「歳入総額」には、**04表：歳入内訳**の「歳入合計」(02行52列)の額を計上する。

(2) 「歳出総額」には、**13表：歳出内訳及び財源内訳(その7)**の「歳出合計」(38行1列)の額を計上する。

(3) 「翌年度に繰り越すべき財源」には、**03表：繰越額等の状況**の「翌年度に繰り越すべき財源」(11行11列)の額を計上する。

(4) 「積立金」には、**29表：基金の状況**の「歳出決算額⑧」の「1財政調整基金」(02行1列)の額を計上する。

(5) 「繰上償還金」には、後年度の財政負担を軽減するため、任意に行った元利償還金の繰上償還額を計上する。
なお、ここには、地方財政法第7条の規定による決算剰余金の処分による繰上償還額を含む。

(6) 「積立金取崩し額」には、**29表：基金の状況**の「取崩し額⑨」の「1財政調整基金」(03行1列)の額を計上する。

2 「令和3年度」には、令和(n-1)年度決算として報告済の数値を入力する。したがって、決算報告後、誤りが発見された場合にあっても、修正せずそのまま前年度報告数値を入力する。ただし、令和n年度の「単年度収支」は、令和(n-1)年度の正しい「実質収支」をもとに算出すること。

この場合において、令和n年4月1日から令和(n+1)年3月30日までの間に市町村の廃置分合又は境界変更の行われた市町村については消滅等に係る市町村を合算(単純に合算しないこと。)して入力する(第一の「三廃置分合等により消滅した団体に係る報告の取扱い」の項参照)。

繰越額等の状況(03表)

1 「継続費通次繰越額」には、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費について令和(n+1)年度に通次繰越しを行った繰越額について計上する。

2 「繰越明許費繰越額」には、地方自治法第213条第1項の規定により、令和n年度の歳出予算の経費のうち予算の定めるところにより、令和(n+1)年度に繰り越した額について計上する。

3 「事故繰越繰越額」には、地方自治法第220条第3項の規定により、令和n年度の歳出予算の経費のうち、令和n年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため、令和(n+1)年度に繰り越した額について計上する。

- 4 「事業繰越額」には、令和n年度の歳出予算のうち、諸般の事情から、令和n年度において支出負担行為をすることができなかったため、令和n年度においては不用額とし、令和(n+1)年度において新たに歳出予算に計上するものについて計上する。

なお、支出負担行為はしたが、地方自治法第220条第3項の事故繰越の手続をとらなかったものについてもここに含める。

- 5 この調査では、前記の4の場合のほか、次のような場合についても事業繰越とみなして取り扱うものとする。

当該団体において、社会福祉又は産業振興等の目的により、国の予算または政府関係機関等から貸し付けられる貸付金に係る特別会計を設けて貸付けを行っている場合、貸付けが行われず歳出予算が不用となって剰余を生じたときは、当該不用額は、後年度において貸し付けるための財源として、事業繰越として取り扱う。なお、災害援護資金貸付の償還金のうち、令和n年10月1日から令和(n+1)年3月31日までの間に被災者から償還を受けた分は、令和(n+1)年度に都道府県に償還するための財源として、事業繰越として取り扱う。

ただし、従前の取扱いでは退職金及び退職年金費について特別会計を設けて経理をしている場合の当該特別会計の剰余金は事業繰越としていたが、平成19年度決算より事業繰越から除くこととしている。

- 6 「支払繰延額」には、令和n年度末までに債務が発生したが、その支払が令和n年度においてできなかったため、令和(n+1)年度にその支払を繰り延べたものについて計上する。

なお、従前の取扱いでは税の過誤納還付金について、減額調定し戻出の手続きをしたものについて、当該年度の出納閉鎖までに過誤納者が受領に来なかったことにより、その支払を翌年度に繰り延べた場合を支払繰延としていたが、平成19年度決算より支払繰延から除くこととしている。

- 7 「未収入特定財源」には、継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越及び支払繰延を行った場合、当該繰越額又は繰延額のうち、令和n年度中に歳入されず令和(n+1)年度において確実に収入が見込まれる特定財源のうち、交付決定のあった国庫支出金、都道府県支出金（都道府県において繰越措置を行ったものに限る。）、同意又は許可のあった地方債、受託事業収入（委託団体において繰越措置を行ったもの）並びに分担金及び負担金（収入調定済のもの及び市町村負担金のうち市町村において繰越の議決がなされ、都道府県との間で合意がなされたものに限る。）等の額を計上する。なお、電源立地地域対策交付金等については、07～13表：歳出内訳及び財源内訳において一般財源等として扱われることから、03表の「未収入特定財源の内訳」では「国庫支出金」には含めず、「その他」に計上する。

- 8 「翌年度に繰り越すべき財源」には、継続費通次繰越額等から未収入特定財源を控除した額を計上する。

なお、未収入特定財源が繰越額等よりも大きい場合には、未収入特定財源は繰越額等相当額を限度とし、「翌年度に繰り越すべき財源」欄に△（マイナス）の数値を計上しない。

- 9 「2 普通建設事業費」及び「3 災害復旧事業費」において、「(1) 補助事業費」には補助事業費及び受託事業費のうち補助事業費を、「(2) 単独事業費」には単独事業費、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうち単独事業費を計上する。

歳 入 内 訳 (04表)

- 1 「1 地方税」には、地方税法に規定する普通税（法定普通税及び法定外普通税）、旧法による税、目的税（法定目的税及び法定外目的税）、旧国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第2条第2項の規定に基づく日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び国有資産等所在市町村交付金法第2条第1項に基づく国有資産等所在市町村交付金を合算した額を計上する。
- 2 「14 地方特例交付金等」には、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第3条の規定により国

から交付された地方特例交付金及び地方税法附則第65条の規定により国から交付された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の額を計上する。

- 3 「17分担金及び負担金」中「(1)同級他団体からのもの」には、他の市町村（一部事務組合を含む。）からの建設事業以外の事務の委託に係るものについて計上し、「(2)市町村分賦金」には、一部事務組合のみが計上する。

- 4 「18使用料」には、公の施設の利用又は地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用につき徴収される使用料及び水利権又は無体財産権の使用等に対するものを計上する。

なお、普通財産及び物品等を行政目的に支障のない範囲で貸し付ける場合は、「23財産収入」の「(1)財産運用収入」に計上する。

- (1) 「(1)授業料」には、高等学校、幼稚園及びその他の学校における入学金及び通信教育受講料を含めて計上する。
- (2) 「(2)保育所使用料」には、児童福祉法第56条の規定により本人又は扶養義務者から徴収した保育料のうち、当該団体が設置している保育所の保育児童分について計上し、当該団体以外のものが設置している保育所の児童分については、「17分担金及び負担金」の「(3)その他」に計上する。なお、他団体から委託を受けた児童分については、「17分担金及び負担金」の「(1)同級他団体からのもの」に計上する。
- (3) 「(3)公営住宅使用料」には、公営住宅法及び住宅地区改良法により国の補助を受けて建設した住宅及び当該団体が住民に貸与する目的で単独で建設した住宅等に係る使用料を計上する。ただし、職員住宅の賃貸料は「23財産収入」の「(1)財産運用収入」に計上する。

- 5 「19手数料」には、地方自治法第227条の規定により徴収する手数料について、「(1)法定受託事務に係るもの」及び「(2)自治事務に係るもの」に分けて入力すること。

なお、一部の使用料及び手数料の徴収について、証紙による収入の方法によっている場合は、その経理の形態の如何（証紙収入を特別会計によって経理している場合も含む。）を問わず、証紙の消印実績高に応じて各項目に分別計上する。したがって、証紙売さばき高と消印実績高との差額は消印実績高によって按分すること。

- 6 「20国庫支出金」には、直接国庫から交付されるもので、支出官事務規程に基づき支出官名で通知されたもののほか、例外として支出官名の通知によらず、直接補助金又は交付金（本表に特記された交付金のいずれにも属さない交付金）の交付通知により指定金融機関に小切手で振り込まれたものについて計上する。したがって、都道府県の予算を経由して市町村に交付される間接補助金は「22都道府県支出金」に計上する。

また、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等に基づく高率補助金等のように、「一般財源等」に振り替えられた国庫支出金については、07～13表：歳出内訳及び財源内訳において、交付目的により目的別に区分して計上する。

- (1) 「(1)義務教育費負担金」には、義務教育費国庫負担法の規定による義務教育職員の給与及び報酬に係る負担金を計上する。（政令指定都市のみ）
- (2) 「(2)生活保護費負担金」には、生活保護法の規定による国の補助金のうち、保護費（委託事務費を含む。）及び保護施設事務費に係る額のみを計上する。したがって、社会福祉施設等施設整備費補助金のうち保護施設に係る額については「20国庫支出金、(7)普通建設事業費支出金」に計上し、セーフティネット支援対策等事業費補助金については、当該補助金が直接国庫から交付される場合は「20国庫支出金、(20)その他」に、都道府県の予算を経由して交付される場合については「22都道府県支出金、(1)国庫財源を伴うもの」の「⑩その他」に計上する。

なお、生活保護法第73条第1号及び第2号による県負担金（住所不定者の措置に要した費用の負担分）は、「22都道府県支出金、(1)国庫財源を伴うもの」の「⑩その他」に計上する。

- (3) 「(3)児童保護費等負担金」には、児童福祉法等の規定による国の補助金のうち、保育所運営費及び児童虐

待等防止対策費に係る児童保護費等負担金、障害保健福祉費に係る児童保護費等負担金及び児童保護費等補助金を計上する。

- (4) 「(4)障害者自立支援給付費等負担金」には、障害者総合支援法第95条の規定に基づく障害福祉サービス費等の障害者自立支援給付費負担金及び同条の規定に基づく自立支援医療費等に要した障害者医療費負担金を計上する。
- (5) 「(5)児童手当等交付金」には、児童手当法第18条、第19条及び児童手当法附則第6条、第7条、第8条の規定により交付された額について計上する。
- (6) 「(6)公立高等学校授業料不徴収交付金」には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律附則第2条第2項の規定により交付された額について計上する(平成26年3月以前から引き続き在学している対象者に係る(旧制度分)公立高等学校等授業料不徴収交付金を計上する。)。
- (7) 「(7)普通建設事業費支出金」には、道路、橋りょう等の公共土木施設、農林水産業施設、消防施設、文教施設、治山治水施設、公営住宅、農業農村整備、その他の建設事業に係る支出金及び災害関連事業に係る支出金を計上する。
- (8) 「(8)災害復旧事業費支出金」には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、その他災害特例措置法に基づく公共土木施設、農林水産業施設、公営住宅、教育施設、社会福祉施設、保健衛生施設等の災害復旧事業に係る支出金及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく交付金等について計上する。
- (9) 「(9)失業対策事業費支出金」には、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業及び特定地域開発就労事業に係る支出金について計上する。
- (10) 「(10)委託金」には、もっぱら国の利害に関係のある事務に係るもので、国の統計及び調査に要する経費、医薬品の検定に要する経費、日雇健康保険指定市町村交付金、投票人名簿システム構築交付金及び代行工事による国からの委託金等について計上する。
- (11) 「(11)財政補給金」には、小災害地方債元利補給金、宅地開発等関連公共施設等整備事業助成金、史跡等購入費補助金(元利補給金分のみ)及び田園都市構想推進事業助成交付金(元利補給金分のみ)等を計上する。
- (12) 「(12)社会資本整備総合交付金」には、「社会資本整備総合交付金交付要綱」に基づき交付された額を計上する。
- (13) 「(13)特定防衛施設周辺整備調整交付金」には、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条の規定により交付金として交付された額を計上する。
- (14) 「(14)電源立地地域対策交付金」には、発電用施設周辺地域整備法第7条及び特別会計に関する法律施行令第51条第1項の規定により、発電用施設該当市町村に対して交付された電源立地地域対策交付金の額を計上する。発電用施設周辺市町村に対する交付金については、「22都道府県支出金、(1)国庫財源を伴うもの、⑦電源立地地域対策交付金」に計上する。
- (15) 「(15)地方創生関係交付金」には、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の額を計上する。
- (16) 「(16)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」には、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」に基づき交付された額を計上する。

「①物価高騰対応分」には、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」に係る交付金の額を計上し、「②その他」には、①以外の交付金の額を計上する。
- (17) 「(17)子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金」には、子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)の実施に要した経費(給付事業費及び事務費)に係る国からの補助金の額を計上する。なお、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付の実施に要した経費(給付事業費及び事務費)に係る国からの補助金の額は「(18)その他新型コロナウイルス感染症対策関係交付金等」に計上する。
- (18) 「(18)その他新型コロナウイルス感染症対策関係交付金等」には、国の予算又は予備費に計上された新型

新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金や補助金について、交付された額（「(16)新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金」及び「(17)子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金」に計上したものを除く。）を計上する。

(19) 「(19)その他」には、指定都市及び中核市における母子福祉資金貸付事業及び寡婦福祉資金貸付事業の国からの貸付金、地域生活支援事業費補助金及び結核医療費負担金等を含めて計上し、都市開発資金貸付金は「28 地方債」に計上する。なお、国民健康保険法第72条の4の規定による保険基盤安定制度等に係る国の負担金もこの欄に含めて計上する。

7 「21 国有提供施設等所在市町村助成交付金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の規定に基づき、アメリカ合衆国軍隊又は自衛隊の使用する国有提供施設等の所在する市町村に対して交付された額及び施設等所在市町村調整交付金交付要綱第3条の規定に基づき交付された額を計上する。

8 「22 都道府県支出金」中「(1)国庫財源を伴うもの」には、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ、交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものを計上する。ただし、都道府県において定率又は定額以上に追加した額については「(2)都道府県費のみのもの」に計上する。

「②障害者自立支援給付費等負担金」には、障害者総合支援法第94条第1項第1号の規定に基づく障害福祉サービス費等の障害者自立支援給付費負担金及び同条第1項第2号の規定に基づく自立支援医療費等に要した障害者医療費負担金を計上する。

「③児童手当等交付金」には、児童手当法第18条、19条、附則第6条、附則第7条、附則第8条の規定により交付された額について計上する。

「⑧石油貯蔵施設立地対策等交付金」には、特別会計に関する法律施行令第50条の規定により、交付金として交付された額を計上する。

「⑨新型コロナウイルス対策に係るもの」には、新型コロナウイルス対策を目的として都道府県から支出されたものを計上する。例えば、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る都道府県からの間接補助金等について計上する。

「(2)都道府県費のみのもの」には、上記ただし書のほか、都道府県から単独で補助又は交付された額について計上する。なお、道府県税の徴収事務に対する都道府県からの交付金は、「④その他」に計上する。

9 「23 財産収入」中「(1)財産運用収入」には、財産貸付収入（職員住宅の賃貸料を含む。）、基金運用収入、株式配当金等を計上する。

「(2)財産売却収入」中「②立木竹」には、分収林契約に基づく分収金を含めて計上する。

10 「24 寄附金」中「(1)ふるさと納税」には、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づき個人から受領した寄附金の額を記入し、「(2)地方創生応援税制に係る寄附金」には、地方税法附則第8条の2の2第7項及び第9項の規定に基づき法人から受けた特定寄附金の額を記入する。(1)及び(2)以外の寄附金については、「(3)その他」に計上する。

11 「25 繰入金」には、当該団体の公営事業会計からの繰入金（借入金的なものも含む。）、基金の取崩しに伴う繰入金及び財産区繰入金を計上する。この場合、当該団体が加入する公営事業に係る一部事務組合からの配分金、財産区の所有に係る財産の処分により、収入の一部若しくは全部を当該団体の収入に繰り入れた額又は当該団体に寄附された額を含めて計上する。

なお、収益事業会計からの繰入れのうち収益金の繰入額（収益事業に係る一部事務組合からの収益金の繰入額を含む。）については、「27 諸収入」の「(6)収益事業収入」に計上し、また、地方公営企業法の財務規定の

全部又は一部を適用する公営事業会計から、当該会計に対する貸付金の元利償還に相当するものを受け入れる場合は、「２７諸収入」の「(3)公営企業貸付金元利収入」に計上する。

１２ 「２６繰越金」中「(1)純繰越金」には、継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越及び支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金を計上する。

１３ 「２７諸収入」は、次により区分して計上する。

(1) 「(1)延滞金加算金及び過料」には、地方税、使用料等に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び過料について計上する。

(2) 「(2)預金利子」には、歳計現金等の預け入れから生じた利子（歳計現金の現先運用による運用益を含む。）のみについて計上する。

(3) 「(3)公営企業貸付金元利収入」には、地方公営企業法第１８条の２の規定により公営事業会計に貸し付けられた貸付金の元利償還金を計上する。なお、短期貸付けについて、これを決算に計上している場合は、その償還金もここに含める。

(4) 「(4)貸付金元利収入」には、地方公共団体以外の者に直接貸し出された資金の元利収入を計上する。これには、(1)年金資金を借り受け、これを他の法人等に貸し付けたものに係る回収金、(2)道路開発、観光開発、宅地開発公社等の貸付金の返還金、(3)中小企業合理化資金、農業近代化資金等の目的で商工組合中央金庫、日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）等への預託、(4)その他奨学資金、更生資金の貸付け、生業資金の貸付け、住宅資金の貸付けを行っている場合の元利返還金を含む。

(5) 「(5)受託事業収入」には、「①同級他団体からのもの」、「②民間からのもの」とに区分して、それぞれ契約に基づき委託を受けた普通建設事業及び災害復旧事業の受託事業収入について計上する。建設事業以外の事務の受託による収入は、同級他団体からのものについては「１７分担金及び負担金」の「(1)同級他団体からのもの」に、民間からのものについては「２７諸収入(7)雑入」の「③その他」に計上する。

(6) 「(6)収益事業収入」には、地方公営企業法の適用の有無を問わず競馬事業、自転車競走事業、モーターボート競走事業、小型自動車競走事業及び宝くじ事業の収益金（収益事業会計より繰り入れた金額のうち収益金の繰入額）を計上する。この場合、宝くじ賞金の時効完成による益金も含めて計上する。

なお、収益事業の一部事務組合からの同組合の構成団体でない市町村が収益事業配分金を受け入れた場合には、「２４寄附金」に計上する。

(7) 「(7)雑入」中「①一部事務組合配分金」には、公営事業に係る一部事務組合以外の普通会計に属する一部事務組合からの配分金について計上する。

「②新エネルギー・産業技術総合開発機構からのもの」には、石炭の採鉱によって生じた被害の復旧に要する経費の一部を新エネルギー・産業技術総合開発機構が負担し、市町村に納付した額を計上する。

「③その他」には、以上に特記された諸収入のいずれにも属さない収入を計上する。なお、過年度に属する収入については、それぞれの科目に分別して計上する。

１４ 「２８地方債」には、特定の建設事業費等の財源に充てるため起こした市町村債の収入額、起債前借分、都道府県貸付金（単年度貸付けのものであっても市町村が歳入決算したものは含む。）、住宅金融支援機構資金貸付金、沖縄振興開発金融公庫資金貸付金、都市開発資金貸付金、公害防止資金貸付金、災害援護資金貸付金、沿道整備資金貸付金（母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金は国庫支出金に計上すること。）を含めて計上する。この場合、次のことに注意すること。

(1) 一般公募の形式で発行された市場公募債等について、額面金額を下回る（上回る）価格で発行された場合は、額面金額による収入があったものとして計上する。この場合の差額は、歳出の公債費（利子）において措置す

る。また、既に借り入れた地方債の起債条件の変更による借換債は、普通会計決算額には含めない。

(2) 起債前借分については、起債前貸借入申込書により令和n年度に借り入れた額で歳入決算したもののみを計上する。この場合、翌年度に長期貸付借入申込書によって借り入れる収入額には起債前借額と長期借入額との差額を計上する。

(3) 都道府県貸付金については、市町村振興対策等の目的によって貸付けを受けた額について計上する。

15 「参考」には、令和n年度における不納欠損額についてそれぞれ計上する。

収入の状況（05表）

1 収入科目の区分は、04表：歳入内訳における科目区分と同様であり、各科目ごとの金額はそれぞれ一致するものである。

なお、「27地方債」の「うち減収補填債特例分」には、令和n年度に地方財政法附則第33条の5の3及び第33条5の13の規定により発行された「減収補填債特例分」を入力する。

2 「一般財源等」と「特定財源」との区分は、07表～13表：歳出内訳及び財源内訳における財源区分（30頁）と同様であり、この調査表の「一般財源等」と、13表：歳出内訳及び財源内訳（その7）の「一般財源等」とが相応するものである。したがって、各収入科目の臨時、経常の一般財源等の合算額は、13表：歳出内訳及び財源内訳（その7）の「歳出合計」及び「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金」のそれぞれの「一般財源等」の合計額に一致するものである。この場合、05表：収入の状況における歳入の一般財源等総額と14表：性質別経費の状況における歳出の一般財源等総額との差額は、上記「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金」の「一般財源等」の額に一致するものである。

3 臨時的収入と経常的収入の区分は、各団体において毎年度経常的に収入されるかどうか、ほとんどの団体で収入が予想されるかという基準によって行われ、おおむね次に掲げるような収入を臨時的収入とし、その他の収入を経常的収入とすること。

(1) 収入科目により臨時的収入に区分されるもの

- 市町村税の目的税のうち都市計画税、法定外普通税及び法定外目的税
- 地方交付税のうち特別交付税、震災復興特別交付税
- 財産収入のうち、不動産売払収入、物品売払収入、生産物売払収入（常時生産される生産物に係るもの及び伐採計画に基づく立木等に係るものを除く。）及び基金運用収入
- 分担金及び負担金（保育児童、老人等施設措置に係る負担金及び市町村分賦金のうち組合の運営等に要する事務費等を除く。）
- 寄付金、繰入金、繰越金、地方債
- 諸収入のうち、延滞金、加算金、過料、臨時的な貸付金の元利収入（公営企業貸付金元利収入を含む。）、受託事業収入、収益事業収入及び雑入（経常的に収入されるものを除く。）

(2) 収入の内容によって臨時的収入に区分されるもの

- 市町村税のうち適用期限のある超過課税収入分
- 国庫支出金、都道府県支出金、使用料及び手数料のうち建設事業又はその他の臨時的経費の特定財源として収入されるもの
- 特定財源に属する収入のうち、その充当すべき経費を超えて収入されたもの（一般財源等振替分）
- 国庫支出金及び都道府県支出金のうち、各種利子補給金又は過年度分の精算に係る額（ただし、生活保護費国庫負担金のように毎年度同じように繰返し精算されるものの精算額は除く。）

4 国庫支出金、都道府県支出金のうち、主な経常的特定財源を例示すると、次のとおりである。

(1) 国庫（県）支出金のうち経常的特定財源となるもの

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費国庫補助金、要保護及び準要保護児童生徒医療費国庫補助金、要保護及び準要保護児童生徒給食費国庫補助金、文化財保護事務費交付金、生活保護費国庫（県）負担金、児童保護費国庫（県）負担金、身体障害者保護費負担金、障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金、日雇健康保険事務取扱費交付金、国民年金事務取扱費交付金、外国人登録事務費委託金

(2) 都道府県支出金のうち経常的特定財源となるもの

結核予防費補助金、予防接種対策費補助金（大流行に対するものを除く。）、農業委員会費補助金（特別事業費補助金を除く。）、人口動態調査委託金、道府県民税徴収交付金、選挙常時啓発費補助金

市町村税の徴収実績（06表）

- 1 「現年課税分」とは、「現年度分」及び「過年度分」の合計をいうものである。
- 2 「(1)市町村民税」の「(ア)個人均等割」、「(イ)所得割」、「(ウ)法人均等割」、及び「(エ)法人税割」並びに「(2)固定資産税」の「(ア)純固定資産税」の「(i)土地」、「(ii)家屋」及び「(iii)償却資産」のそれぞれについて「収入済額」を区分できないときは、これらの調定済額の割合で按分して計上する。
- 3 「(1)市町村民税」の「(イ)所得割」には、退職手当の分離課税に係る税額についても含めて計上する。
- 4 「(2)固定資産税」の「(イ)交付金」には、旧国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第2条第2項の規定に基づく国有資産等所在市町村交付金法第2条第1項の規定に基づく国有資産等所在市町村交付金を計上する。ただし、日本郵政公社有資産所在市町村納付金は、「三旧法による税」に計上する。
- 5 令和元年9月30日までに課税された旧軽自動車税について、滞納繰越分は「(3)軽自動車税(イ)種別割」に計上する。
- 6 「③のうち標準税率超過調定額」には、現年課税分について市町村の条例で定める税率がそれぞれ地方税法に規定する標準税率を超えている場合に、当該市町村の条例で定める税率による場合と標準税率による場合との差額を計上する。この場合の算式を例示すると、次のとおりである。

(1) 法人関係税

法人関係税の「③のうち標準税率超過調定額」については、令和4年4月6日付総財交第37号「令和4年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（総務省自治財政局交付税課長名照会）のうち「(収入関係)第4市町村民税法人税割の調定額等に関する調」における「標準税率超過相当分」の算出要領に準じて算定する。

(2) (1)以外の税

$$\text{現年課税分調定済額} \times \frac{\text{当該市町村の税率} - \text{標準税率}}{\text{当該市町村の税率}} = \text{標準税率超過調定額}$$

なお、 $\frac{\text{当該市町村の税率} - \text{標準税率}}{\text{当該市町村の税率}}$ については、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位まで求める。

- 7 「(ア)純固定資産税」の「(i)土地」、「(ii)家屋」及び「(iii)償却資産」のそれぞれについて「③のうち標準税率超過調定額」を区分できないときは、これらの「調定済額現年課税分④」の割合で按分して計上する。
- 8 「③のうち徴収猶予に係る調定済額」には、「調定済額」の「合計③」のうち特別土地保有税については地方税法第601～第603条の2の2及び地方税法附則第31条の3の2から第31条の3の4の規定により、また、市街化区域農地に対する固定資産税及び都市計画税については地方税法附則第29条の5第7項及び第8項の規定により徴収猶予となっている調定済額を計上する。

なお、他の税目における徴収猶予に係る調定済額は、計上する必要がない。

- 9 「㉔のうち標準税率超過収入済額㉔」には、「㉔のうち標準税率超過調定額㉔」に税目ごとの徴収率（ $\frac{\text{㉔}}{\text{㉔}} \times 100\%$ ）を乗じた額を計上する。
- 10 「(3)都市計画税」は、土地及び家屋に区分して計上する。
- 11 「三旧法による税」は、調査対象年度において地方税法上廃止されている税目をいい、日本郵政公社有資産所在市町村納付金等を計上する。したがって、例えば、当該市町村において条例上廃止されている法定外普通税は、地方税法上法定外普通税が廃止されているわけではないので「2 法定外普通税」として取扱うこととなる。
- 12 「参考」には、令和n年度における不納欠損額についてそれぞれ計上する。

歳出内訳及び財源内訳（07表～13表）

この表は、目的別歳出及び性質別歳出決算の各項目ごとのクロス分析と、これに対する財源充当について調査するものである。

1 目的別歳出内訳

目的別歳出の内訳は、総務省令の定める区分に原則として準じている。したがって、市町村において予算執行の便宜上これに準じていない場合には、本調査の目的別に分別して計上すること。

- (1) 「二総務費 1 総務管理費」には、一般管理的経費を始め、教育費に係る職員以外の職員の退職金（退職手当及び退職手当組合負担金）並びに恩給及び退職年金、財政及び会計管理経費、財政調整基金積立金、減債基金積立金、地域開発等の企画経費、支所及び出張所の経費、人事（公平）委員会に係る経費のほか、本庁舎及び公会堂、市民会館等他の項に計上されない施設の維持管理経費（建設経費も含む。）、前年度に過誤納となった税の還付金並びに普通財産管理のための経費を計上する。その他の財産取得費はそれぞれの目的に応じた款、項に分別計上する。
- なお、企画課等で公害対策、交通安全対策等の事務を行っている場合でも、それぞれ目的別に分別計上する。
- (2) 「3 戸籍・住民基本台帳費」には、戸籍住民基本台帳関係職員の人件費及び住居表示に関する法律に基づいて行う住居表示の整理に要する経費を含めて計上する。
- (3) 「5 統計調査費」には、統計関係職員の人件費のほか、指定統計及び一般的な資料とする目的で行われる統計、調査に要する経費を計上する。したがって、特定の事業の執行を前提として行われる統計、調査に要する経費は、それぞれ事業目的の款、項に計上する。
- (4) 「三民生費 1 社会福祉費」には、社会福祉関係職員の人件費を始め、人権教育同和対策費（それぞれの目的別に分別できるものは、それぞれの目的別区分に計上する。）、並びに身体障害者、知的障害者等の援護関係経費、障害者総合支援法に基づいて支出する経費、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務に要する経費、売春防止法に基づく要保護女子対策に要する経費のほか、新生活運動費のような普遍的な社会福祉事務に要する経費を計上する。なお、国民健康保険事業会計のうち事業勘定及び交通災害共済事業会計への繰出金又は貸付金等（負担金、補助金、出資金、貸付金等をいう。以下同じ。）を含める。
- (5) 「2 老人福祉費」には、老人福祉関係職員の人件費を始め、老人福祉法に基づいて行う老人福祉行政に要する経費及び老人ホーム等老人福祉施設に係る経費を計上する。なお、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計への繰出金等を含める。
- (6) 「四衛生費 1 保健衛生費」には、他の項に計上されない保健衛生関係職員の人件費を始め保健衛生、精神衛生、母子衛生、成人病対策に要する経費、伝染病の予防関係経費、食品衛生、公害対策等の環境衛生のために要する経費、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業以外の事業に要する経費等、その他法令等の

規定に基づいて行う衛生行政に要する経費を計上する。なお、国民健康保険事業会計のうち直診勘定、病院事業会計、と畜場事業会計、上水道、簡易水道事業会計、下水道事業のうち特定地域生活排水処理事業会計及び個別排水処理事業会計への繰出金又は貸付金等を含める。

- (7) 「２結核対策費」には、結核関係の人件費を始め、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第５３条の２に基づいて行う健康診断、予防接種、医療の普及等に要する結核関係経費を計上する。
- (8) 「３保健所費」には、保健所職員の人件費、保健所の施設整備費、運営費、研究費等を計上する。
- (9) 「五労働費 １失業対策費」には、失業対策関係職員の人件費を始め、旧失業対策事業従事者暫定就労事業に要する経費、補助事業に係る失業対策事業費と単独の失業対策事業費のほか、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業費、産炭地域開発就労事業費及び特定地域開発就労事業費を含めて計上する。
- (10) 「２労働諸費」には、失業対策事業以外の労働者金融対策、内職あつ旋、雇用促進等労働関係経費（人件費を含む。）を計上する。
- (11) 「六農林水産業費 １農業費」には、農業委員会に要する経費（委員の報酬、委員会書記の人件費を含む。）及び農業関係職員の人件費を始め、農業、園芸振興経費等を計上する。なお、農業共済事業会計への繰出金又は貸付金等を含める。
- (12) 「２畜産業費」には、家畜飼育奨励、種畜対策、畜産関係組合指導、共同施設助成、種畜場等に要する畜産関係経費（人件費を含む。）を計上する。
- (13) 「３農地費」には、地籍調査、土地改良、土壤改良、水利施設管理等農地関係経費（人件費を含む。）、農林漁業用揮発油税財源身替り事業としての農道整備に要する経費（農免林道、農免漁港関連道はそれぞれ林業費、水産業費に計上する。）を計上する。なお、下水道事業会計への繰出金で、農業集落排水事業、簡易排水事業及び小規模集落排水処理事業に係るものを計上する。ただし、小規模集合排水処理事業に係るもののうち、「４林業費」、「５水産業費」及び「八土木費 ５都市計画費 (3) 下水道費」に含まれるものは、それぞれの区分に計上する。また、農地、農業用施設の災害復旧に要する経費は「七災害復旧費 １農林水産施設」に計上する。
- (14) 「４林業費」には、林業関係職員の人件費を始め、林業組合指導、林業金融対策、林産物振興、病虫害対策、治山、林道、造林事業等に要する経費を計上する。なお、従来の基本財産に相当する山林等の造林に要した経費で、それが財産保全だけの目的で行われたものも「４林業費」に含めて計上する。また、下水道事業会計への繰出金等で、林業集落排水事業に係るものを計上する。
- (15) 「七商工費」には、商工観光関係職員の人件費を始め、工業団地造成事業、企業誘致等に要する経費のほか、消費者行政、中小企業、鉱工業、物産あつ旋、卸売市場、自然公園関係経費及び観光宣伝に要する経費等を計上する。

なお、工業用水道事業会計、市場事業会計、観光施設事業会計（観光施設としての駐車場事業会計を含む。）、工業用地造成事業会計への繰出金又は貸付金等を含める。

- (16) 「八土木費 １土木管理費」には、土木管理関係の人件費、土木共通経費（土木機械の集中管理経費、自動車保険料等）を計上する。

なお、開発公社等への出資金、貸付金等で、それぞれの項目に分別できない経費、土地開発基金への繰出金等を含める。

- (17) 「２道路橋りょう費」には、道路橋りょう関係の人件費を始め、道路橋りょうの新設改良・維持補修、その他管理及び調査計画に要する経費並びにトンネル、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設に要する経費を計上する。

- (18) 「3 河川費」には、河川海岸関係の人件費を始め、河川、ダム等の維持管理、調査に要する経費、堤防、護岸等の新設、改良補修、局部改良等の改修工事費、海岸保全施設の建設（農林水産省所轄の農地に係る海岸保全は「六農林水産業費 3 農地費」へ、漁港区域内の海岸保全は「六農林水産業費 5 水産業費」へ、港湾区域内の海岸保全は「八土木費 4 港湾費」へそれぞれ計上する。）、管理に要する経費並びに砂防法に基づく砂防事業及び地すべり等防止法に基づく地すべり防止事業に要する経費を計上する。
- (19) 「4 港湾費」には、港湾関係職員の人件費を始め、特定重要港湾、重要港湾及び地方港湾に係る建設事業、改良事業及び維持管理並びに調査に要する経費を計上する。なお、公営企業会計として取り扱うこととされている港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）に要した経費は計上しない。ただし、港湾整備事業会計への繰出金又は貸付金等を含める。
- (20) 「5 都市計画費」は、「(1)街路費」、「(2)公園費」、「(3)下水道費」及び「(4)区画整理費等」に分けて入力する。ただし、審議会の経費等でこの区分によりがたい場合は、「(4)区画整理費等」に含める。
- ア 「(1)街路費」には、街路の新設、改良、舗装等街路事業に要する経費を計上する。
- イ 「(2)公園費」には、都市公園法第2条第1項の規定により地方公共団体が設置している都市公園の整備運営に要する経費のほか、地方自治法第244条の2に定める公の施設として地方公共団体が条例で定めた施設で公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものがある場合は、これに要する経費も含めて計上する。なお、公園に係る人件費はここに計上する。
- ウ 「(3)下水道費」には、下水道法第2条に定める公共下水道事業（終末処理場及び排水施設）、都市下水路事業及び流域下水道事業に要する経費を計上する。
- エ 「(4)区画整理費等」には、土地区画整理法に基づいて行う区画整理、改造事業及び事業助成費並びに都市計画関係職員の人件費（公園費に計上した人件費を除く。）を計上する。
- なお、都市施設としての駐車場事業会計への繰出しもここに含めて計上する。
- (21) 「6 住宅費」には、住宅関係職員の人件費のほか、住宅建設用地の取得、整備及び管理のための経費を計上する。なお、住宅用地造成事業会計への繰出金又は貸付金等を含める。
- (22) 「9 消防費」には、消防職員に係る人件費（「二総務費 1 総務管理費」に計上された退職金並びに恩給及び退職年金費を除く。）をはじめ、消防庁舎建設等の消防、防災及び水防等に要する経費を計上する。なお、上水道事業会計、工業用水道事業会計への負担区分による負担金を含める。
- (23) 「十教育費 1 教育総務費」には、教育委員会及び事務局に要する経費（人件費を含む。）を始め、教職員の退職金（退職手当及び退職手当組合負担金）並びに恩給及び退職年金費、育英事業、私学振興の経費及び各種学校並びに専修学校（洋裁、生花等の学校）に係る経費（それぞれ人件費を含む。）を計上する。
- (24) 「5 特別支援学校費」には、学校教育法第1条に定める学校のうち、特別支援学校に係る経費（人件費を含む。）を計上する。
- (25) 「8 保健体育費」は、「体育施設費等」及び「学校給食費」に分けて記入するが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学校保健体育費（学校給食費を除く。）はそれぞれに分別計上する。
- ア 「体育施設費等」には、市民体育大会、体育振興の経費及び市民グラウンド等の建設、運営に要する経費を計上する。なお、国体に要する経費もここに計上するが、国体に関連した新設改良工事等はそれぞれの目的に分別して計上する。
- イ 「学校給食費」には、義務教育諸学校及び夜間課程を置く高等学校の給食に係る経費（調理員の人件費を含む。）を含めて計上する。

- (26) 「9 大学費」には、大学（公立大学法人を含む。）及び高等専門学校に係る経費（人件費を含む。）を計上する。なお、大学に附属して設置する附属幼稚園、附属小学校、附属中学校に係る経費（人件費を含む。）は、大学と区分してそれぞれ幼稚園費、小学校費、中学校費に計上する。
- (27) 「十 災害復旧費 1 農林水産施設」には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律により、「(1) 農地、(2) 農業用施設、(3) 林業用施設、(4) 漁業用施設、(5) その他」の災害復旧に要する経費をそれぞれに区分して計上する。ただし、災害に係る融資はそれぞれの事業目的の款、項に計上する（公共土木施設、その他の災害復旧費についても同じ。）。
- (28) 「2 公共土木施設」には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により「(1) 河川、(2) 海岸、(3) 道路、(4) 港湾、(5) 漁港、(6) 下水道、(7) 公園、(8) その他」の公共土木施設の災害復旧に要する経費をそれぞれに区分して計上する。
- (29) 「3 その他」には、農林水産施設、公共土木施設を除く「(1) 公立学校、(2) 公営住宅、(3) 社会福祉施設、(4) その他」の公用、公共用施設に係る災害復旧費をそれぞれに区分して計上する。なお、鉱害復旧費を含める。
- (30) 「十 公債費」には、元利償還金（都道府県からの貸付金の返還金及びその利子を含む。）、一時借入金利子、公募債等の発行差額及び公債関係の事務費（発行手数料、消耗品等に要する経費を含め、公債事務関係職員の人件費及び備品購入費等は「二 総務費、1 総務管理費」に計上し、ここには含めない。）を計上する。なお、既に借り入れた地方債の起債条件の変更による借換債は普通会計決算額には含めない。
- また、満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、減債基金に積み立てた額は「公債費」として計上し、29表には計上しない。
- (31) 「十 諸支出金 1 普通財産取得費」には、直接の事業目的を有しない普通財産の取得に要する経費のみ計上する。
- (32) 「2 公営企業費」には、交通事業、ガス事業、電気事業（ごみ発電を含む。）及び収益事業会計（宝くじを含む。）のみへの繰出金又は貸付金等を計上する。
- (33) 「3 市町村たばこ税都道府県交付金」については、地方税法第485条の13による都道府県に対する交付額を計上する。
- (34) 普通会計に係る一部事務組合に対する負担金等は、それぞれの行政目的に応じた款、項に分別計上する。
- (35) 公営事業会計（一部事務組合を含む。）への繰出金又は貸付金等の計上科目をまとめると次のとおりである。

公 営 事 業 会 計 名		款	項
上 水 道 事 業		衛 生 費	保 健 衛 生 費
		消 防 費	—
工 業 用 水 道 事 業		商 工 費	—
		消 防 費	—
交 通 事 業		諸 支 出 金	公 営 企 業 費
電 気 事 業		諸 支 出 金	公 営 企 業 費
ガ ス 事 業		諸 支 出 金	公 営 企 業 費
簡 易 水 道 事 業		衛 生 費	保 健 衛 生 費
港 湾 整 備 事 業		土 木 費	港 湾 費
病 院 事 業		衛 生 費	保 健 衛 生 費
市 場 事 業		商 工 費	—
と 畜 場 事 業		衛 生 費	保 健 衛 生 費
観 光 施 設 事 業		商 工 費	—
宅 地 造 成 事 業		土 木 費	住 宅 費
		商 工 費	—
下水道事業	公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業	土 木 費	下 水 道 費
	農業集落排水事業 簡易排水事業	農林水産業費	農 地 費
	漁業集落排水事業	農林水産業費	水 産 業 費
	林業集落排水事業	農林水産業費	林 業 費
	特定地域生活排水処理事業 個別排水処理事業	衛 生 費	保 健 衛 生 費
駐車場整備事業（観光目的部分を除く。）		土 木 費	区 画 整 理 費 等
国民健康 保険事業	事 業 勘 定	民 生 費	社 会 福 祉 費
	直 診 勘 定	衛 生 費	保 健 衛 生 費
後 期 高 齢 者 医 療 事 業		民 生 費	老 人 福 祉 費
介 護 保 険 事 業		民 生 費	老 人 福 祉 費
農 業 共 済 事 業		農林水産業費	農 業 費
収 益 事 業（宝くじを含む。）		諸 支 出 金	公 営 企 業 費
交 通 災 害 共 済 事 業		民 生 費	社 会 福 祉 費

2 性質別歳出内訳

07表～13表には、各目的別歳出額を性質別に区分して計上する。14表～30表には、07表～13表における性質別歳出額をさらに細分類して計上する。

歳出の性質別区分は、原則として節の区分に応じて計上するが、「三維持補修費」、「六普通建設事業費」、「七災害復旧事業費」及び「八失業対策事業費」については、目（目の一部であっても独立の1事業である場合を含む。）の総額を計上する。

また、同一の節で区分されているものについてもその支出効果により分類が異なる場合がある。07表～30表における性質別歳出内訳は、次のとおりである。

- (1) 「一人件費」には、事業費支弁に係るもの（(6)の事業費を参照）を除いた一切の給与費を計上する。15

表：人件費の内訳は次のとおりである。

- (7) 「1議員報酬等」には、地方自治法第203条第1項及び第3項に規定する議会の議員に対する報酬及び期末手当を計上する。なお、同条第2項に規定する職務を行うために要する費用の弁償（費用弁償）は物件費に、同法第100条第14項に規定する議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費（政務活動

費)は補助費等に計上する。

- (イ) 「2 委員等報酬」の「(1)行政委員分」には、執行機関としての委員会の委員又は非常勤の監査委員に対する報酬を計上する。

「(2)附属機関分」には、執行機関の附属機関としての審査会、審議会、調査会等の構成員及び専門委員、選挙長、選挙立会人に対する報酬を計上する。

「(3)消防団員分」には、消防団員に対する報酬を計上する。

「(4)学校医等分」には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対する報酬を計上する。

「(5)その他特別職非常勤職員」には、(1)～(4)に該当しない特別職非常勤職員に対する報酬を計上する。

「(6)会計年度任用職員(パートタイム)」には、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する、地方自治法第203条の2第1項及び第4項に規定する報酬及び期末手当を計上する。なお、同条第3項に規定する職務を行うために要する費用の弁償(費用弁償)は物件費に計上する。

なお、(1)～(6)について、報酬に類する研究手当、調査手当等の手当を別途支給している場合には、すべて報酬に含めて計上する。

- (ロ) 「3 市町村長等特別職の給与」には、市区町村長、副市区町村長、教育長、常勤の人事委員会の委員及び監査委員並びに常勤の固定資産評価員の給与を計上する。

- (エ) 「4 任期の定めのない常勤職員」「5 任期付職員」「6 再任用職員」の「(ア)給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含めて計上し、「(2)その他の手当」には、地方自治法第204条第2項に規定する各種手当のうち、扶養手当、地域手当及び退職手当を除いたものをそれぞれの区分にしたがって計上する。

任期付短時間勤務職員又は再任用短時間勤務職員の給料等については、それぞれ「5 任期付職員」又は「6 再任用職員」に計上する。「(イ)期末手当」には、期末特別手当を含めて計上する。

「(ウ)その他手当」には、(ア)～(イ)に該当しないその他の手当を計上する。なお、育児休業給は「13 その他」に計上する。

臨時的任用職員の給料等については、その任用の区分に応じて「4 任期の定めのない常勤職員」「5 任期付職員」「6 再任用職員」に計上する。(例えば、任期の定めのない常勤職員の欠員に対し任用された臨時的任用職員については、「4 任期の定めのない常勤職員」の区分に計上する。)

- (オ) 「7 会計年度任用職員(フルタイム)」には、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員に対する給料等を計上する。

なお、技能労務職員の会計年度任用職員について、地方公営企業法第38条の規定により給料及び手当を支給した場合は、フルタイムの職又はパートタイムの職にかかわらず、ここに計上すること。

- (カ) 「再掲」の「2 (6) 会計年度任用職員(パートタイム)」及び「7 会計年度任用職員(フルタイム)」については、義務教育関係職員(義務教育費国庫負担法第2条に掲げる職員のうち、この法律に基づきその給与の一部が国庫により負担されている者いわゆる枠内職員)とその他の職員に区分して再掲すること。

- (キ) 「8 地方公務員共済組合等負担金」には、地方公務員等共済組合法による都職員共済組合(東京都の特別区のみ。)、指定都市職員共済組合、都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び地方議会議員共済会(連合会を含む。)に対する短期給付、長期給付、福祉事業及び組合の事務に要する費用の負担金並びに団体が負担すべき新制度切替のための追加費用について計上する。また、健康保険法による健康保険組合が組織されている団体にあつては、事業者負担金を計上する。なお、事務費負担分は、目的別には総務管理費に一括計上する。「再掲」の「8 地方公務員共済組合等負担金」については、会計年度任用職員分(フルタイムの職及びパートタイムの職)とその他の職員に区分して再掲すること。

- (ク) 「9退職金」の「(ウ)職員」には、任期の定めのない常勤職員及び任期付職員に係る退職手当を計上する。
- (ケ) 「10恩給及び退職年金」には、旧制度による恩給及び退職年金を計上する。
- (コ) 「11災害補償費」の「(1)地方公務員災害補償基金負担金」には、地方公務員災害補償基金に対する負担金を計上する。

「(2)その他」には、次の経費を計上する。

- (i) 地方公務員災害補償法施行前における同法第2条に規定する職員の公務上の災害に係る補償費
- (ii) 同法施行後において同法第2条に規定する職員の公務上の災害に対して別途支給した補償費
- (iii) 同法施行後、同法第69条第1項に規定する職員（議会の議員、その他の非常勤の職員）の公務上の災害に係る補償費

なお、これら職員の公務災害補償に係る一部事務組合への負担金は「五補助費等」(07表～13表では「4一部事務組合に対するもの」)に計上する。

- (サ) 「12職員互助会補助金」には、地方公共団体の職員の相互共済及び福利増進のために当該団体の職員をその会員として結成されている互助会等に対し負担している補助金等をすべて計上する。ただし、職員互助会の事務費に対する補助金等はここに含めず、「五補助費等5その他に対するもの」に計上する。
- (シ) 「13その他」には、地方公務員等共済組合法の対象とならない職員に係る社会保険料、育児休業給等を計上する。また、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金については、当該基金に直接支出している場合はここに含め、公務災害補償組合等一部事務組合を通じて支出している場合は「五補助費等」(07表～13表では「4一部事務組合に対するもの」)に計上する。

- (2) 「二物件費」には、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費に係る物件費を除くその他の経費の物件費を計上する。

- (3) 「三維持補修費」には、施設の効用を維持するため支出された経費の目（目の一部であっても目に準ずるものを含む。）の決算額を計上する。ただし、この目に含まれている人件費は、「一人件費」に移し替える。

施設の効用を維持するために必要となる点検、補修、修繕（点検、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないもの）は「六普通建設事業」と区別して、適正に「三維持補修費」に計上する（施設の増改築等形状ないし構造そのものを改良した経費は、「六普通建設事業費」に、物件費により取得された物件（例えば、自転車、コピー機器、机等）及び自動車の修繕料は物件費に計上する。）。

なお、庁舎等の建築物の維持補修費について目が設置されていない場合にあっても、当該建築物の補修に要した経費のうち人件費を除いた全ての経費を維持補修費として計上する。

また、除排雪経費は、建設業者等への委託による場合も含め、施設等の効用を維持するために要した経費として維持補修費に計上する。

- (4) 「四扶助費」には、その団体から現金又は物品の別を問わず、被扶助者に対して支給されたものの決算額を計上する。

- (7) 扶助費には、生活保護法に基づく生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助等を始めとして、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律等に基づくもののほか、地方団体単独の施策として行うものも含める。

- (イ) 児童福祉法による措置児童について、他の市町村（一部事務組合を含む。）に委託したものは、「五補助費等」「3同級他団体に対するもの」（一部事務組合に対するものは「4一部事務組合に対するもの」）、(19表「(1)補助費等の状況」では、「1負担金、寄附金」)に計上し、民間施設に対する場合は、「四扶助費」に

計上する。

- (㊦) 児童手当については、「三民生費」、「3 児童福祉費」の「四扶助費」に計上する。ただし、事業費支弁のものについては、普通建設事業費等に含めて計上する。

- (エ) 災害救助費については、次により分別して計上する。

- (i) 災害救助法適用災害で、その経費が都道府県と市町村の間で精算が完了せずに繰替支弁されたものは、「五補助費等」「5 その他に対するもの」(19表「(1)補助費等の状況」では、「4 その他」)に計上する。
- (ii) 災害救助法適用災害での補助対象外の見舞金品及び災害救助法の適用を受けない災害で、市町村が単独で被災者に給付した見舞金品については「四扶助費」に計上する。
- (iii) 災害救助法の適用を受けない災害による災害救助費のうち、前記(ii)以外の経費については、人件費は「一人件費」に、事務費は「二物件費」の各項目に、それぞれ分別して計上する。

(5) 「五補助費等」

- (㊦) 「1 国に対するもの」には、国庫支出金の返還金、自動車重量税等を計上する。

- (イ) 「2 都道府県に対するもの」、「3 同級他団体に対するもの」には、都道府県及び同級他団体に対する補助費等を計上し、公営事業に対する補助費等は「5 その他に対するもの」に計上する。

なお、選挙公営とされている選挙運動用通常葉書の郵送の無料化、選挙運動用自動車の使用の公営、選挙運動用ポスター作成の公営に係るものについては、「5 その他に対するもの」に、都道府県を経由して支払われる国直轄事業負担金については「2 都道府県に対するもの」に計上する。

- (ウ) 「4 一部事務組合に対するもの」には、退職手当組合負担金を除く一部事務組合に対する負担金をそれぞれ行政目的に応じた款、項にそれぞれ分別計上し、公営事業に係る一部事務組合に対する負担金は、これに含めない。ただし、一部事務組合における他の一部事務組合に対する補助費等については「3 同級他団体に対するもの」に計上する。

なお、一部事務組合負担金のうち「建設費負担金」であっても建設事業費には計上せず、一括して補助費等(一部事務組合に対するもの)に計上する。

- (エ) 当該市町村が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である場合には補助費等ではなく、各事業費に計上する(一部事務組合負担金及び公営事業会計に対する負担金、補助金を除く)。ただし、(イ)の国直轄事業負担金においてはこの限りではない。

- (オ) 出納閉鎖後における歳入の誤納又は過納となった金額の払戻しに係るものについては、「五補助費等」の各項目(19表「(1)補助費等の状況」では、「4 その他」)に計上し、その他の過年度に属する支出(例えば、支払繰延になっている人件費等)については、それぞれの性質別分類(目的別にそれぞれ行政目的に応じた款、項)により計上する。

- (カ) 法適用の公営事業会計(一部事務組合を含む。)に対する負担金及び補助金は、「5 その他に対するもの」(19表「(1)補助費等の状況」では「4 その他」)に計上する。

なお、地方公営企業法第17条の2の規定に基づき普通会計において負担する経費(負担金)については、物件費等で支出されているものについても「五補助費等」に含める。

- (キ) 火災保険及び自動車損害保険等の保険料は、「5 その他に対するもの」(19表(1)補助費等の状況)では、「4 その他」に計上する。

- (6) 「六普通建設事業費」、「七災害復旧事業費」及び「八失業対策事業費」には、各款の事業費に該当する目(目の一部であっても、独立の1事業である場合も含む。)の合算額を計上する。したがって、目を一括して計上するものであるから、当然に事業に伴う人件費(常時勤務を要する職員及び常備的非常勤職員に係るものを含

む。)及び事業雑費も含まれる。

また、当該市町村が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である場合には、補助費等に含めず各事業費に計上する（一部事務組合負担金及び公営事業会計に対する負担金、補助金を除く。）。

なお、都道府県を経由して支払われる国直轄事業負担金については「五補助費等」「2都道府県に対するもの」に計上する。

- (ア) 「1補助事業費」には、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上し、都道府県の単独の補助を受けて行う事業費は含めない。なお、社会資本整備総合交付金によって実施した事業等については補助事業に区分する。

また、補助基準となった単価・面積等を上回る部分に係る事業費は、補助事業費に含めないでその団体の単独事業として取扱う。

- (イ) 「2単独事業費」には、市町村が単独で行うもの及び都道府県の単独の補助を受けて実施した事業費を計上する。

なお、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金によって実施した事業については単独事業に、石油貯蔵施設立地対策等交付金によって実施した事業については原則として単独事業に区分する。

- (ロ) 「3国直轄事業負担金」には、地方財政法第17条の2の規定に基づく負担金のみを計上し、都道府県を経由して支払われる負担金を除く。

- (ハ) 「4県営事業負担金」には、都道府県が行う事業に対する負担金及び都道府県に委託する場合の委託費を計上する。

- (ニ) 「5同級他団体施行事業負担金」には、市町村相互間で他団体の事業に対して事業を委託した場合の委託費、同級他団体の施行する事業に対する負担金を計上する。

- (ホ) 「6受託事業費」には、国、都道府県、市町村、一部事務組合、地方公営企業又は民間からの受託事業に係る経費を計上する。この場合において、国からの受託に係る経費又は補助事業の受託に係る経費は「(1)補助事業費」に、その他は「(2)単独事業費」に計上する。なお、水資源開発公団等の国の公社、公団からの委託に係る建設事業費（受託事業費）は、「(2)単独事業費」に計上する。

- (ヘ) 「七災害復旧事業費」には、目的別区分における「^上災害復旧費」の合計額から国庫（都道府県）支出金の返還金を控除した額を計上し、災害関連事業費は普通建設事業費等に計上する。

- (ヘ) 15表：人件費の内訳の「事業費支弁に係る職員の人件費」の補助事業費及び単独事業費には、受託事業費に係るものも含めて計上する。

- (ケ) 災害復旧事業費において、補助事業に係る施越事業については、「1補助事業費」に含める。

- (コ) 失業対策事業費、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業費従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労対策事業費及び特定地域開発就労事業費は、目的別には「五労働費」、「1失業対策費」に一括計上する。

- (ク) 「八失業対策事業費」の「2単独事業費」には、夏期・年末手当について補助基本額を超えて市町村が負担した額及び市町村が独自で行う事業費を計上する（目的別には「五労働費」「1失業対策費」に一括計上する。）。

- (シ) 炭鉱離職者対策協議会設置費に係るものは事業費に含めず、物件費に移し替える。

- (7) 「九公債費」には、地方債の元利償還金（都道府県からの貸付金の返還金及びその利子を含む。）及び一時借入金利子について計上する。また、公債諸費（発行手数料、消耗品等に要する経費）は目的別「^上公債費」の物件費に計上する（公債事務関係職員の人件費及び備品購入費等は「二総務費、1総務管理費」に計上し、

ここには含めない。)

- (7) 額面より低い価格で発行された公募債等に係る差額は元利償還金(利子)に含めて計上する。
- (イ) 額面より高い価格で発行された公募債等に係る差額は元利償還金(利子)から控除する。
- (ロ) 満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、減債基金に積み立てた額の取扱いは、目的別歳出の内訳「十公債費」の場合と同様とする。
- (8) 「十積立金」には、地方自治法第241条に規定する基金のうち、資金の積立てを目的とするものに対する積立金についてそれぞれ目的別に計上する。なお、同法第233条の2のただし書による歳計剰余金の処分によるものは含めない。

また、「定額の資金を運用するための基金」に対する支出は、「十繰出金」に計上する。
- (9) 「十投資及び出資金」には、節の投資及び出資金を計上する。したがって、財団法人の寄附行為に係る出えん金もここに含める。また、法適用の公営事業会計(一部事務組合を含む。)に対する出資金もここに含まれる。
- (10) 「十貸付金」には法適用の公営事業会計(一部事務組合を含む。)に対する貸付金を含めて計上する。
- (11) 「十繰出金」には、それぞれ行政目的に応じた款、項にそれぞれ分別計上する。なお、法非適用の公営事業会計に係る一部事務組合への負担金は07表～13表においては「五補助費等、4一部事務組合に対するもの」に計上せず繰出金扱いとし、また、定額の資金を運用するための基金並びに財産区に対する支出も含まれる。後期高齢者医療広域連合特別会計への負担金についても、同様の取扱いとする。

ただし、土地開発基金で取得した土地を普通会計において購入する場合の支出は「六普通建設事業費」に計上する。
- (12) 「投資的経費」とは、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計額をいう。
- (13) 性質別歳出の項目と節との関係は、おおむね次のとおりである。

歳 出 項 目 歳 出 項 目	節 区 分
一 人 件 費 事業費支弁職員分を除く。	
1 議員報酬等	① 報酬 ③ 職員手当等（ただし、議員の期末手当相当分）
2 委員等報酬	① 報酬 ③ 職員手当等（ただし、会計年度任用職員（パートタイム）の期末手当相当分）
3 市町村長等特別職の給与	② 給料 ③ 職員手当等
4 任期の定めのない常勤職員	② 給料 ③ 職員手当等
5 任期付職員	② 給料 ③ 職員手当等
6 再任用職員	② 給料 ③ 職員手当等
7 会計年度任用職員 （フルタイム）	② 給料 ③ 職員手当等
8 地方公務員共済組合等負担金	④ 共済費（地方公務員共済組合等に対する負担金）
9 退職金（細目省略）	③ 職員手当等（退職手当及び退職手当組合に対する負担金）
10 恩給及び退職年金	⑥ 恩給及び退職年金
11 災害補償費	
① 地方公務員災害補償基金負担金	④ 共済費（地方公務員災害補償基金に対する負担金）
② その他	⑤ 災害補償費
12 職員互助会補助金	④ 共済費 ⑱ 負担金、補助及び交付金
13 そ の 他	④ 共済費（報酬及び給料に係る社会保険料に限る。） ⑱ 負担金、補助及び交付金
二 物 件 費 維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費に係るもの以外で、次に掲げるもの	
1 旅 費	⑧ 旅費
2 交 際 費	⑨ 交際費
3 需 用 費	⑩ 需用費（ただし、家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く。）
4 役 務 費	⑪ 役務費（ただし、火災保険料及び自動車損害保険料等の保険料を除く。）
5 備 品 購 入 費	⑰ 備品購入費（ただし、1件百万円以上の機械器具等の購入費を除く。）
6 委 託 料	⑫ 委託料（映画製作委託料、交通量調査委託料、健康診断等反対給付のあるもので補助金的性格でないもの。）
7 そ の 他	④ 共済費（ただし、人件費に計上されるものを除く。） ⑦ 報償費（買上金に限る。） ⑬ 使用料及び賃借料
三 維持補修費	⑮ 原材料費（ただし、事業費に計上されるものを除く。） 目（目の一部であっても目に準ずるものを含む。）による。 ただし、人件費、事業費及び物件費に計上されるものを除く。
四 扶 助 費	⑲ 扶助費（これに準ずるものを含む。）

五 補助費等（細目省略）	⑦ 報償費（報償金及び賞賜金） ⑪ 役務費（火災保険及び自動車損害保険等の保険料に限る。） ⑫ 委託料（ただし、物件費に計上されるものを除く。）⑬ 負担金、補助及び交付金（ただし、人件費及び事業費に計上されるものを除く。） ⑭ 補償、補填及び賠償金（ただし、事業費に計上されるもの及び繰上充用金を除く。） ⑮ 償還金、利子及び割引料（ただし、公債費に計上されるものを除く。） ⑯ 寄附金 ⑰ 公課費
歳 出 項 目	節 区 分
六 普通建設事業費	目（目の一部であっても独立の1事業である場合を含む。）による。なお、人件費（事業費支弁職員分のみ）、事務費、⑱ 公有財産購入費、⑲ 備品購入費（1件百万円以上の機械器具等の購入費）及び⑳ 負担金、補助及び交付金（当該市町村が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出であるもの。ただし、一部事務組合負担金を除く。）を含める
七 災害復旧事業費	
八 失業対策事業費	
九 公 債 費	㉑ 償還金、利子及び割引料（ただし、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子並びに公募債等の発行差額のみ。）
十 積 立 金	㉒ 積立金
十一 投資及び出資金	㉓ 投資及び出資金
十二 貸 付 金	㉔ 貸付金
十三 繰 出 金	㉕ 繰出金
十四 前年度繰上充用金	㉖ 補償、補填及び賠償金（繰上充用金のみ）

3 財源内訳

(1) 目的別歳出の各項目における性質別歳出決算額に対して充当する特定財源は、当該年度の経費に対応する「国庫支出金」、「都道府県支出金」、「使用料、手数料」、「分担金、負担金、寄附金（一部事務組合における「市町村分賦金」は一般財源等扱いとする。）」、「財産収入」、「繰入金」、「諸収入」、「繰越金」及び「地方債（市場公募債等については額面金額により各経費に充当する。）」を計上する。したがって「一般財源等」として充当される財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別区財政調整交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金及び法人事業税交付金などのいわゆる一般財源のほか、次の財源で一般財源と同様に使用される財源の合計額が計上される。

(7) 国庫支出金、都道府県支出金

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律又は旧産業地域振興臨時措置法に基づく高率補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づく再編交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、災害復旧事業の施設事業に係るもの、伝染病対策に係る補助金等で過年度分の精算に係る額。ただし、生活保護費国庫負担金のように、毎年度同じように繰返し精算されるものは除く。

(イ) 使用料、手数料

水利権又は無体財産権の使用等に対するもの、道路占用料、河川占用料、行政財産の目的外の使用に対するもの及び前記以外のものでその収入が必要経費を超過する場合の超過額

(ロ) 寄 附 金

寄附目的が特定されていないもの又は総称的な経費の財源となるもの

(エ) 財 産 収 入

財産の運用による収入及び財産の売払代金であって、当該財産と代替的に取得される財産等の取得に要する経費の財源に充てられるもの以外の収入及び売却目的が具体的事業に特定されない収入

(オ) 繰 入 金

財政調整基金取崩し額、減債基金の取崩し額又はその使途目的が抽象的若しくは総称的な経費の財源となるもの

(カ) 諸 収 入

預金利子その他これに類するもので、その収入額が必要経費を超える額又は使途の特定されない収入額及び収益事業収入額

(キ) 繰 越 金

継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越又は支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金

(ク) 地 方 債

歳入欠かん等債、減収補填債特例分、臨時財政対策債、施越事業に係る災害復旧事業債

(ケ) 市町村分賦金

一部事務組合が構成市町村から分担金負担金として徴収したもの

(2) 特定財源の経費別充当順序は、次の方法による。

(ア) 特定財源の総額が充当経費を超える場合におけるその充当順序は、国庫支出金、都道府県支出金、地方債、分担金、負担金、寄附金、繰入金、財産収入、使用料、手数料、諸収入の順序とし、経費を超える特定財源は「一般財源等」として「歳入振替項目」に計上する。したがって財源の△（マイナス）計上は行わない。

(イ) 特定財源を性質別歳出の各項目ごとに充当するに当たり、各項目ごとに特定し難いものについては、原則として、まず扶助費及び補助費等に充当し、なお収入に余裕がある場合は、次いで維持補修費、物件費の順に充当する。その結果、さらに収入に余裕があるときは(1)と同様に「一般財源等」として「歳入振替項目」に計上する。

なお、次に掲げる収入については、当該事務に係る人件費の財源として充当する。

(i) 独立採算的な事業（例えば、動物園及び会館）等に係る収入

(ii) 授業料、保育所使用料、住宅使用料等に係る収入

(iii) 各種検査、検診、監視手数料及び狂犬病予防手数料に係る収入

(iv) 諸収入のうち、予防接種実費徴収金に係る収入

(v) 財産収入のうち、各種生産物売払に係る収入

(3) 歳入の振替操作

特定財源のうち(1)(ア)～(ケ)に掲げるものは「一般財源等」として歳出各項目に充当されているので、各歳出充当財源を歳入原項目の収入額と突き合わせるため、これらの額を「一般財源等」からそれぞれの歳入原項目に振り替える操作を「歳入振替項目」の各欄で行う。

すなわち、特定財源のうち(1)(ア)～(ケ)に掲げるもので「一般財源等」として扱われたもの及び(2)において
充当経費を超える額の合計額は「歳入振替項目」の額と一致する。この場合、「一般財源等」以外の歳入項目
の「歳入振替項目」欄に計上された額の合算額は「一般財源等」欄の「歳入振替項目」に負数(「△」)として
計上し、「一般財源等」の「歳入合計」はこの額を控除し、さらに歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金を控
除することによって「地方税」、「地方譲与税」、「地方特例交付金等」、「地方交付税」、「交通安全対策特別交付
金」、「国有提供施設等所在市町村助成交付金」、「特別区財政調整交付金」、「利子割交付金」、「配当割交付金」、
「株式等譲渡所得割交付金」、「分離課税所得割交付金」、「地方消費税交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「特
別地方消費税交付金」、「自動車取得税交付金」、「軽油引取税交付金」、「自動車税環境性能割交付金」及び「法
人事業税交付金」の合算額と一致する。

以上の説明を具体的に記載例で示すと33頁のとおりである。

「歳出合計(ア)」の(406)に対する実質的な財源構成は、同欄の国庫支出金(63)、都道府県支出金
(2)、使用料、手数料(12)、以下一般財源等(215)までである。次に、各歳入項目ごとの決算額を「歳
入合計(イ)」の(462)に計上するが、その内訳は、国庫支出金(86)、都道府県支出金(2)、使用料、
手数料(19)、分担金、負担金、寄附金(16)、財産収入(15)、繰入金(4)、諸収入(65)、繰越金(1
0)、地方債(26)となり、これらの特定財源の合計額と歳入合計額との差額が一般財源等として(219)
となる。

この「一般財源等◎」(219)は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、交通安全対策
特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別区財政調整交付金、利子割交付金、配当割交付金、
株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費
税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金及び法人事業税交付金の合計
額と一致する。また、「歳入合計」(462)と「歳出合計」(406)との差額は総額で(56)となるが、
この額が「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金(△)(ウ)」に計上され、そのうち、既収入特定財源(32)
を計上し、歳計剰余金(56)との差額(24)が「一般財源等」に計上される。つまり「一般財源等◎」の
(24)は純剰余金及び翌年度の繰越事業に充当する一般財源で、その差額の(32)は明許繰越等に伴い翌
年度に繰り越すべき特定財源ということになる。

最後に、「一般財源等」への振替えとなるべき額を「歳入振替項目(イ)」の各特定財源の関係項目に計上する
が、記載例により、国庫支出金(歳入合計86－既充当63－既収特財16＝7)、使用料、手数料(19－
12－4＝3)、財産収入(15－9－4＝2)、諸収入(65－62＝3)、繰越金(10－5＝5)、合計(2
0)が「一般財源等」への振替えられた額となる。

(入 力 例)

区 分	行番号	(1)					(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
		歳出	歳入振	歳計剰余金	歳入	国 庫	都 道	使用料	分担金	財産	繰	諸	繰	地	一 般		
		合計	替項目	又は翌年度	合計		府 県		負担金		入	収	越	方	財源等		
		㊦	㊧	歳入繰上充 用金(△)	㊨	支出金	支出金	手数料	寄付金	収入	金	入	金	債	㊩		
一 人 件 費	010	150				14		10			4	9				113	
二 物 件 費	030	32						2				1				29	
三 維 持 補 修 費	040	6														6	
四 扶 助 費	050	14				6										8	
五 補 助 費 等	060	16				2										14	
1 国 対 する も の	070	1														1	
2 都道府県に対するもの	080	10														10	
3 同級他団体に対するもの	090																
4 一部事務組合に対するもの	100	2														2	
5 その他に対するもの	110	3				2										1	
六 普 通 建 設 事 業 費	120	113				30	2		11	5		35	5	16		9	
1 補 助 事 業 費	130	57				30	2		6	3			4	10		2	
2 単 独 事 業 費	140	15							2	2			1	6		4	
3 国直轄事業負担金	150																
4 県 営 事 業 負 担 金	160	6							3							3	
5 同級他団体施行事業負担金	170																
6 受 託 事 業 費	180	35										35					
七 災 害 復 旧 事 業 費	210	27				4			5			15		2		1	
1 補 助 事 業 費	220	7				4			2					1			
2 単 独 事 業 費	230	4							3					1			
3 県 営 事 業 負 担 金	240	1														1	
4 同級他団体施行事業負担金	250																
5 受 託 事 業 費	260	15										15					
八 失 業 対 策 事 業 費	290	9				5										4	
1 補 助 事 業 費	300	6				5										1	
2 単 独 事 業 費	310	3														3	
九 公 債 費	320	19				2				4						13	
十 積 立 金	330	3														3	
十一 投 資 及 び 出 資 金	340	3														3	
十二 貸 付 金	350	2										2					
十三 繰 出 金	360	4														4	
十四 前年度繰上充用金	370	8														8	
歳 出 合 計 (㉑)	380	406				63	2	12	16	9	4	62	5	18		215	
歳 入 振 替 項 目 (㉒)	390		0			7		3		2		3	5		△	20	
歳計剰余金又は翌年度 歳入繰上充用金(△) (㉓)	400			56		16		4		4				8		24	
歳 入 合 計 (㉔)	410				462	86	2	19	16	15	4	65	10	26		219	

(注) 本表は実物より省略した部分がある。

一般行政経費の状況（９０表）

- 1 この表は、**０７表～１３表：歳出内訳及び財源内訳**の「１目的別歳出内訳」を一般行政経費に係る単独事業費、補助事業費に区分し調査するものである。
 - 2 表頭に係る計上方法は次のとおりとする。
 - (1) 「歳出合計」欄は、**０７表～１３表：歳出内訳及び財源内訳**の決算額と一致する。
 - (2) 「単独事業費」欄には、性質別歳出の各項目の単独事業費を計上し、「補助事業費」欄には、性質別歳出の各項目の補助事業費を計上する。市町村の単独事業費と補助事業費の区分に関する基本的な考え方は以下のとおりであり、具体的な事例については次ページの【参考】を参照されたい。
- ア 単独事業費に計上するもの
- Ａ：市町村が国庫支出金を財源とせずに行う事業の経費
- Ｂ：市町村が直接又は都道府県を通じて交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業に対して国庫補助対象経費を超えて支出する経費
- イ 補助事業費に計上するもの
- Ｃ：市町村が直接又は都道府県を通じて交付を受ける国庫支出金を財源として行う事業の経費
- なお、投資的経費以外の経費において、国民年金事務費のように、補助基準、補助率等が明確に定められていない、いわゆる定額補助については、当該補助金の額を補助事業費として計上する（【参考】の事例５を参照）。国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計（保険事業勘定）及び後期高齢者医療事業会計（保険基盤安定制度に係わるものを除く。）への法定の繰出金については、補助事業費に計上する。
- 国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）、国保財政安定化支援事業及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）は単独事業費に計上する。
- (3) 「その他 Ｎ及びＯ」欄には、Ａ～Ｍ、Ｓ及びＡ～Ｎ、Ｔに属さない項目（維持補修費、投資的経費及び公債費）に係る事業費の合計を計上する。
- 3 表側に係る計上方法は次のとおりとする。
 - (1) 各項目は、原則として、**０７表～１３表：歳出内訳及び財源内訳**の目的別歳出各項目に対応する。ただし、１～６の項目については、それぞれ民生費、衛生費の内数となり、項目１～４の合計が民生費の決算額、項目５と６の合計が衛生費の決算額と、それぞれ一致する。
 - (2) 「１５ その他の経費」は、議会費、公債費、諸支出金及び前年度繰上充用金の合計額となる。
- 4 投資的経費については、「投資的経費の状況」（４０頁）において、「当該市町村が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である場合に、補助費等を含めず、普通建設事業費に計上したものの額を計上する」こととされているので、本表においても留意すること（例えば、市町村からの補助を受けて社会福祉法人が社会福祉施設を整備する場合には、普通建設事業費に計上する。）。

【参考】具体的な事例の扱いについては、以下も参考にしてください。（事業主体が市町村であることが前提。）

○国庫支出金を伴う事業の例（補助対象経費が100の事業の事例）

（事例1）市町村が都道府県から、法令や要綱等に基づく国庫支出金の交付を受けて行う事業の場合（国1/2、市町村1/2）

財源スキーム	国 50	市町村 50
--------	------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100【上記Cに該当】

（事例2）市町村が都道府県から、法令や要綱等に基づく国庫支出金及び都道府県支出金の交付を受けて行う事業の場合（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

財源スキーム	国 50	都道府県 25	市町村 25
--------	------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：75（補助費等 - 市町村に対するもの）
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100【上記Cに該当】

（事例3）市町村が都道府県から法令や要綱等に基づく国庫支出金の交付を受けて行う事業に、都道府県が市町村の負担分に任意の補助を行う場合（国1/2、都道府県1/4（任意補助）、市町村1/4）

財源スキーム	国 50	都道府県 25	市町村 25
--------	------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）
単独事業費：25（補助費等 - 市町村に対するもの）
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100【上記Cに該当】

（事例4）（事例3）の事業に、都道府県、市町村が補助対象経費（100）を超えて任意の補助（事業費10）（都道府県1/2、市町村1/2）を行う場合

財源スキーム	国 50	都道府県 30	市町村 30
--------	------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 補助事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）
単独事業費：30（補助費等 - 市町村に対するもの）
- ・市町村 ⇒ 補助事業費：100【上記Cに該当】
単独事業費：10【上記Bに該当】

（事例5）市町村が国庫支出金（定額補助）を受けて行う事業の場合（定額補助額40）

財源スキーム	国 40	市町村 60
--------	------	--------

- ・市町村 ⇒ 補助事業費：40
単独事業費：60【上記Bに該当】

○国庫支出金を伴わない事業の例（事業費が100の事業の事例）

（事例6）市町村が都道府県の補助を受けて行う事業の場合（都道府県1/2、市町村1/2）

財源スキーム	都道府県 50	市町村 50
--------	---------	--------

- ・都道府県 ⇒ 単独事業費：50（補助費等 - 市町村に対するもの）
- ・市町村 ⇒ 単独事業費：100【上記Aに該当】

性質別経費の状況（14表）

- (1) 性質別経費の科目区分は、07表～13表：歳出内訳及び財源内訳、15表：人件費の内訳、19表：補助費等の内訳及び89表：物件費の内訳における性質別の科目区分と同様であり、各科目ごとの金額は、それぞれ一致するものであるが、なお次の点に注意すること。

ア 人件費のうち、建設事業の事務費から支弁されるものは、建設事業費に含めて計上し、人件費には含めない。

イ 要保護又は準要保護児童生徒に対する就学援助費は、「扶助費」に計上する。

ウ 社会福祉施設に法律上の措置又は保護を受けて入所した者等（25頁(4)参照）に要する経費のうち、人件費以外の現金又は物件の提供に要した経費を「扶助費」に計上するが、法律によらず市町村単独で行っているものも同様とする。

エ 「111投資的経費(1)普通建設事業費うち単独事業費」は、07表～13表「六普通建設事業費」のうち、「2単独事業費」、「5同級他団体施行事業負担金」及び「6受託事業費(2)単独事業費」の合計と一致する。

- (2) 充当財源の区分は、07表～13表：歳出内訳及び財源内訳における財源の区分と同様であり、この調査表の各科目ごとの「臨時的なもの(B)」の「一般財源等」と「(A-B)の内訳」の「一般財源等」との和は、13表：歳出内訳及び財源内訳（その7）のそれぞれの該当科目の「一般財源等」と一致する。

- (3) 臨時的経費と経常的経費との区分は、おおむね次に掲げるような経費を臨時的経費とし、その他の経費を経常的経費とすること。

ア 経費の科目により、臨時的経費に区分されるもの

- 人件費のうちの災害補償費（地方公務員災害補償基金負担金を除く。）
- 補償金、欠損補填金、繰上充用金、賠償金、償還金（地方債に係るものを除く。）、小切手支払未済償還金
- 積立金、投資及び出資金、繰出金（国民健康保険事業会計（事業勘定）に対する保険基盤安定制度に基づく繰出金、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計に対する法令等の規定に基づく繰出金及び法非適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金（建設事業費に係るものを除く。）を除く。）
- 貸付金のうち、法令等の規定に基づき制度化されたもので、年度を超え数年度にわたり継続的に支出される等経常的に支出される貸付金以外のもの
- 公債費のうち転貸債及び繰上償還に係るもの
- 普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費

イ 経費の性質により、臨時的経費に区分されるもの

- 行政整理、勧奨による退職に要した退職手当（自己都合退職・死亡退職は除く。）
- 特別職（教育長を含む。）に対する退職手当
- 選挙の執行に要した経費（常時啓発及び選挙人名簿調製のための経費を除く。）
- 各種センサス、国土調査、新市町村建設計画策定のための調査等、特に大規模な統計調査のための経費
- 災害対策関係経費
- 工場誘致関係経費
- 国体開催、行幸啓、合併記念行事等の大規模な記念行事及び全国的会議等の開催等に要する経費
- 伝染病の流行によって要した対策費
- 大規模な事務改善に要する経費
- 人口急増等、一時的現象に伴い必要とした経費
- 補助費等のうち、下記以外のもの

- ・ 法令等の規定に基づいて毎年度継続して支出されるもの
 - ・ 法適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金（ただし、同繰出金のうち、①上水道事業の消火栓に要する経費（建設改良に要する経費に限る。）、②交通事業の都市高速鉄道建設費に要する経費、③病院事業の建設改良に要する経費（建設改良費に限る。）、④簡易水道事業の建設改良に要する経費（建設事業費に係るものに限る。）に係るものを除く。）
 - ・ 国庫支出金を伴うもので毎年度継続して支出されるもの
 - ・ 長期間設置されている公共団体等に対する負担金、補助金及び交付金として支出されるもの
 - 維持補修費のうち、緊急浚渫事業費に係るもの
 - 以上のほか、単年度又は短期間の年度に限って要した経費
- (4) 「経常収支比率（減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等に加えた経常収支比率）」欄の算式を例示すると次のとおりである。

ア 「1人件費」から「計（1～10）」までについては

$$\frac{\text{経常的経費充当一般財源等（「14表」1行、3行～12行、14行及び15行の5列）}}{\text{経常一般財源等歳入合計（「05表」35行05列）+減収補填債特例分（「05表」32行01列）+臨時財政対策債（「05表」34行01列）}}$$

イ 「うち退職手当債を財源とするもの」については

$$\frac{\text{経常的経費に充当された退職手当債（「14表」2行の4列）}}{\text{経常一般財源等歳入合計+減収補填債特例分+臨時財政対策債}}$$

ウ 17行から22行については

$$\frac{\text{臨時的経費充当一般財源等（「14表」17行～22行の3列）}}{\text{経常一般財源等歳入合計+減収補填債特例分+臨時財政対策債}}$$

なお、「減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率」の欄中「1人件費」から「計（1～10）」までの欄は、経常一般財源等歳入合計（「05表」35行5列）と経常的経費充当一般財源等（「14表」1行、3行～12行、14行及び15行の5列）との比率である。

「うち退職手当債を財源とするもの」の〔 〕書きの欄及び「投資的経費」の（ ）書きの欄は経常収支比率ではないが、参考のため把握するものである。

一部事務組合負担金等の性質別内訳の状況（45表）

- (1) 本表は「13表：歳出内訳及び財源内訳（その7）」及び「14表：性質別経費の状況」において「補助費等」の「一部事務組合に対するもの」に計上されている一部事務組合負担金等を、その用途により性質別に振り分けて計上するものである。

したがって、一部事務組合に加入している市町村及び特別区のみが作成するものである。

- (2) 加入している一部事務組合に対し支出した一部事務組合負担金等を、次の要領により性質別に振り分けるものとする。

ア 一部事務組合の規約等により、負担金等の充当経費があらかじめ性質別に定まっているものは、当該性質別経費に振り分ける。

イ 特に負担金等の充当経費が性質別に定まっていない場合には、当該加入している一部事務組合の性質別決算額により按分して各性質別経費に振り分ける。

- (2) 「決算額」の歳出合計は、「13表：歳出内訳及び財源内訳（その7）」の「五補助費等、4一部事務組合に対

するもの」の歳出合計及び「19表：補助費等の状況」の「(1)補助費等の状況、歳出決算額、1負担金・寄附金、一部事務組合に対するもの」の決算額と一致する。

人件費の内訳（15表）

（23～25頁参照）

職員給の状況（16表）

(1) この表は、人件費のうち職員給（「任期の定めのない常勤職員」、「任期付職員」、「再任用職員」、「会計年度任用職員（フルタイム）」に係るもの）についてのみ入力する。したがって、「14表：性質別経費の状況」の表側「うち人件費(a)+(b)」表頭「決算額(A)」欄に計上された人件費のうちに含まれている職員給について入力する。

(2) 「本庁」には、地方自治法第4条に規定する事務所（市役所、特別区の区役所、町村役場、一部事務組合の事務所）に勤務する職員について入力する。なお、指定都市（20政令指定都市）の区役所に勤務する職員については、次の「支所・出張所等」に入力すること。

(3) 「支所・出張所等」には、地方自治法第155条に規定する支所、出張所及び同法第156条に規定する保健所、労政事務所、福祉事務所、税務事務所、婦人相談所、児童相談所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、繭検定所、計量検定所等の行政機関のほか、東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所等出先機関に勤務する職員について入力する。

(4) 「施設関係職員分」には、地方自治法第244条に規定する公の施設及び試験研究機関等に勤務する職員について入力する。この場合、施設とはおおむね次のとおりである。

公会堂又は市民会館、産業会館等の各種会館、更生施設等の生活保護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の老人福祉施設、肢体不自由者更生施設、身体障害者更生施設等の身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、保育所、母子寮等の児童福祉施設、知的障害者援護施設、授産施設等の社会福祉法に基づく社会福祉施設、母子福祉センター等の母子福祉施設、火葬場、職業訓練施設、公園施設、大学、高等学校、小・中学校、幼稚園、体育館、野球場、競技場等の体育施設、図書館、博物館、美術館、公民館等の社会教育施設、各種試験研究機関

なお、道路工夫及び清掃関係職員についても「施設関係職員分」に含める。

(5) 「事業費支弁職員給」には、「14表：性質別経費の状況」の表側、「うち人件費(b)」表頭「決算額(A)」に入力された人件費のうちに含まれる職員給を入力する。

したがって、本庁、支所出張所等、施設関係職員に係る事業費支弁の職員給もこの欄に入力する。

(6) 表頭の部門別区分は、「07表～13表：歳出内訳及び財源内訳」によるものである。ただし、総務関係と税務関係は分別してあるので注意すること。

したがって、各部門別「本庁」、「支所・出張所等」と「施設関係職員分」の合算額は、「07表～13表：歳出内訳及び財源内訳」における各項目ごとの「うち職員給」の額に一致する。

(7) 「消防関係」の欄には、消防本部、消防署及び消防団に勤務する職員並びに消防本部、消防署を設置していない町村で、もっぱら消防事務に従事する職員に係る職員給を入力すること。

なお、消防本部に勤務する職員及び消防本部、消防署を設置していない町村でもっぱら消防事務に従事する職員に係る職員給は「本庁」の欄に、その他の消防職員に係る職員給は「支所・出張所等」の欄に入力すること。

補助費等・維持補修費及び扶助費の内訳（１９表）

(1) 補助費等の状況

この項は、「１４表」「５補助費等」の「決算額」を負担金、寄附金及び補助交付金等に分類して入力するものであり、「補助費等」の内訳は、次のとおりである。

ア 「１負担金・寄附金」のうち負担金には、国に対するもの、都道府県及び知事会、市長会、町村会等の団体に対するもの並びに市町村（長）が構成員の地位で支出するもの等を計上する。

イ 「２補助交付金」には、住民等に対して交付するものを計上する。

なお、選挙公営に係るものも計上する。

ウ 「３加入団体に対する還付金」には、一部事務組合のみが入力する。

エ 「４その他」には、上記の各項目に含まれないものを入力する。

なお、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に対する負担金及び補助金は「４その他」に計上する。

オ 「単独で行う補助交付金」は、「２補助交付金」のうち市町村が単独で行ったものを入力する。

(2) 維持補修費の状況

この項は、「維持補修費」のうち「うち経常的なもの」の額をそれぞれの項目に区分してそれぞれ入力する。

(3) 生活保護の状況

ア この項は、原則として市のみが入力する。

イ 「生活保護の扶助費の状況」には、「１４表：性質別経費の状況」の「４扶助費」のうち、生活保護分について、「生活扶助費」、「医療扶助費」、「住宅扶助費」、「介護扶助費」、「その他」に分けて入力する。

物件費の内訳（８９表）

この表は、「０７表～１３表：歳出内訳及び財源内訳」の目的別歳出の各項目区分の物件費の決算額を表頭に掲げる節に区分して計上する。

ただし、公債費及び諸支出金に係る物件費については、「２総務費」に計上する。

（節の区分については、２５頁の(2)及び２９頁を参照のこと。）

扶助費の内訳（４７表）

１ 本表は、「０７表～１３表：歳出内訳及び財源内訳」のうち、「四扶助費」の決算額を補助・単独別に調査するものである。

２ 「決算額④」の合計欄の額は、「０７表～１３表：歳出内訳及び財源内訳」の各該当する目的別区分の「四扶助費」の額と一致するものである。

３ 「補助事業」には、直接又は間接に国庫からの補助を受けて実施する事業で国庫補助基本額に見合う額を計上する。また、国庫補助基準を超えるいわゆるつぎ足し分は「単独事業」に計上する。

４ 「単独事業」には、市町村が単独で行うもの及び都道府県の単独の補助を受けて実施した事業に係る額を計上する。

維持補修費及び受託事業費の目的別の状況（２０表）

１ この表は、「０７表～１３表：歳出内訳及び財源内訳」のうち維持補修費の目的別区分並びに都道府県又は他の市町村からの受託事業費の目的別区分及びその財源の一部を調査するものである。

- 2 目的別区分は、**2 1 表～2 3 表：投資的経費の状況**の区分による。
- 3 「都道府県からの受託事業費」、「他の市町村からの受託事業費」には、普通建設事業に係るもののみを計上する。受託事業費の「うち国費」には都道府県又は他の市町村からの収入金のうちに含まれている国庫支出金の額を法令の規定に基づく補助（負担）率によって算出して計上する。

なお、都道府県からの収入金は**0 4 表：歳入内訳**では「2 2 都道府県支出金(1)国庫財源を伴うもの ⑥委託金(ア)普通建設事業」に、他の市町村からの収入金は「2 7 諸収入(5)受託事業収入 ①同級他団体からのもの」に計上されている。

投資的経費の状況（2 1 表～2 3 表・7 1 表～7 3 表）

その1 普通建設事業費の状況（2 1 表～2 3 表）

- 1 本表は**0 7 表～1 3 表：歳出内訳及び財源内訳**の該当項目の決算額についてその財源内訳を調査するものである。したがって、その各財源額は**0 7 表～1 3 表**の各目的別の財源内訳の内書となる。また、**2 1 表**「(1)補助事業費」の「④のうち補助基本額」欄には、国庫支出金の算定基礎となった事業費（国庫債務負担行為又は施越により事業を実施した場合にあっては、後年度交付分も含めた国庫支出金の額を算定基礎とした事業費）を計上する。

なお、「決算額④」のうち「④の内訳、補助金」欄には、当該市町村が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である場合に、補助費等を含めず普通建設事業費に計上したものの額を計上する。（2 6 頁(6)参照）

「⑥の内訳」のうち、「更新整備」欄には、建替え（移転、集約化、複合化等を行う場合も含む。）、道路の舗装打ち替え、下水管の更新等の既存の公共施設等の更新に要する経費だけでなく、既存の公共施設等に対する長寿命化改修や耐震改修、既存の公共施設等の新たな用途への転用等の維持・転用等に要する経費、既存の公共施設等の増床やバリアフリー改修、太陽光パネルの設置、既存の道路の拡張や歩道の設置、それらと同時に行う舗装打ち替え等の機能強化等に要する経費など、既存の公共施設等の維持管理・更新等に必要となる経費を、「新規整備」欄には、既存の公共施設等の建替えではない新たな公共施設等の建設、既存の公共施設等の別棟の増築、道路や下水管の新規区間の開設等の新規公共施設等を整備するための経費を、「用地取得」欄には、公共施設の建設等のための用地を取得するための経費を計上する。なお、「新規整備」、「用地取得」のいずれにも分類されない経費は「更新整備」欄に計上する。

※ 建替えに伴い必要となる既存の公共施設等の除却に必要な経費や転用に伴い行われる既存の公共施設等の除却に必要な経費については、当該建替えや転用に必要となる経費と合わせて、「更新整備」欄に計上する。

なお、「更新整備」や「新規整備」に分類される事業に伴う公共施設等の除却に必要な経費については普通建設事業費に計上するが、新規事業に伴わない既存の公共施設等の単なる除却に必要な経費については普通建設事業費に計上せず、物件費に計上する。

- 2 「1 総務費」の「うち庁舎等」には、本庁舎、支所、出張所等の公用財産及びこれに附属する建物の建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 3 「2 民生費」の「うち保育所」には、児童福祉法第3 9 条に規定する保育所のほか、へき地保育所及び季節的な保育所の建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 4 「3 衛生費」の「(2)環境衛生費」には、**0 8 表**の「保健衛生費」のうち環境衛生施設の建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 5 「5 農林水産業費」の「(5)漁港」には、漁港区域内の海岸保全施設の建設、施設整備に要した経費は含めない。

- 6 「5 農林水産業費」の「(6) 農業農村整備」には、土地改良事業、干拓事業、開墾事業及び草地改良事業の建設、施設整備に要した経費を計上し、農業構造改善事業に係る経費は「(8) その他」に計上する。
- 7 「5 農林水産業費」の「(7) 海岸保全」には、**0 9 表**の「農地費」及び「水産業費（漁港）」のうちに含まれている海岸保全施設の建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 8 「6 商工費」の「うち国立公園等」には、国立公園、国定公園、温泉法に基づいて指定した保養温泉地、都道府県立自然公園等の施設整備に要した経費を計上する。
- 9 「6 商工費」の「うち観光」には、自然公園の施設整備（都市公園法に基づくものは「土木費、(7) 都市計画」の「うち公園」に計上する。）以外の観光のための施設整備に要した経費を計上する。
- 10 「7 土木費」の単独事業費に係る「(3) 河川」には、河川等整備事業として行われる水質浄化事業を含めること。
- 11 「7 土木費」の補助事業費及び単独事業費に係る「(5) 海岸保全」には、**1 0 表**の「河川費」及び「港湾費」のうちに含まれている海岸保全施設の建設、施設整備に要した経費を計上する。したがって「(6) 港湾」には海岸保全施設に要した経費は含めない。
- なお、県営事業負担金、国直轄事業負担金、同級他団体施行事業負担金、受託事業費に係る「(2) 河川海岸」及び「(3) 港湾」は**1 0 表**の目的別区分と同一である。
- 12 「7 土木費(7) 都市計画」の「うち公園」には、都市公園法の規定により、都市計画区域内の公園（街区公園を含む。）及び条例で公の施設として定めた公園の建設、施設整備に要した経費を計上する。
- 13 「財源内訳」については、**0 7 表～1 3 表**の「財源内訳」と同様の計上方法によるものであり、したがって、財源の△（マイナス）計上は行わない。

その2 用地取得費の状況（7 1 表～7 3 表）

- 1 この表は、**0 7 表～1 3 表：歳出内訳及び財源内訳**各目的別の普通建設事業費のうち用地取得に要した経費及びその財源内訳を補助事業費、単独事業費、合計に区分し、調査するものである。
- なお、「4 農林水産業関係」の「(1) 農業関係」には、農業費に係る用地取得費等のほか、農地費及び畜産業費に係るものを含める。
- 2 「決算額④」には、土地及びこれに附属する石垣、暗渠等の用地の購入に要した経費及び用地を取得するために要した移転等の補償、賠償費も含めて計上する（先行取得分も含む。）。
- 3 「決算額④のうち補償費」には、用地取得費に含まれている用地を取得するために要した移転等の補償、賠償費を計上する。
- 4 補償費については、あくまで用地取得費に係るものを計上するものであり、等価交換又は代替地の提供等、用地取得費として支出していないものに係る補償費は、**7 1 表～7 3 表**には含めない。
- 5 「取得用地面積」には、当該年度に取得した土地の面積を計上する。
- 6 国直轄事業負担金のうち、用地取得費に係る額については、本表には計上しない。
- 7 「決算額④に係る取得用地面積」には、当該年度決算額に係る取得用地面積を計上する。したがって、債務負担行為による取得用地面積は、当該年度決算額に係る分のみ計上される。
- 8 「取得用地面積」については、小数点以下を四捨五入の上、整数で計上する。

公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況（2 7 表）

- 1 この表は、普通会計から法非適用の公営事業会計へ繰出したもの及び公営事業会計から普通会計へ繰入れたもの（収益事業会計からの収益金の繰入れを除く。）の状況を「第一、四、2 公営事業会計」の会計区分ごとに調査

するものである。

- 2 「繰出金」には、普通会計の繰出金決算額（法非適用の公営事業会計に係る一部事務組合に対する負担金が含まれる。）を、「繰入金」には、普通会計の繰入金決算額（収益事業会計からの収益金の繰入を除く。）及び法非適用の公営事業会計に係る一部事務組合からの配分金（収益事業会計からの収益金の繰入を除く。15頁の11のなお書き参照。）を計上する。
- 3 「運転資金繰出」には、公営事業会計の資金繰りの必要上、その運転資金に充てるため普通会計から繰出したものを計上する。
- 4 「事務費繰出」には、公営事業会計の経常経費を補うために、普通会計から繰出したものを計上する。
- 5 「建設費繰出」には、公営事業会計における建設事業費の財源として普通会計から繰出したものを計上する。
- 6 「公債費財源繰出」には、公営事業会計における公債費の財源として、普通会計から繰出したものを計上する。
- 7 「赤字補填財源繰出」には、公営事業会計における赤字を解消するため、普通会計から繰出したものを計上する。
- 8 「繰入金」中、「借入金的繰入」には、普通会計の資金繰りの必要上、その資金に充てるため公営事業会計から借り入れたもので、将来返済の義務を負うものについて計上する。
- 9 「その他繰出」及び「その他繰入」には、例えば、純計を行った際の普通会計と公営事業会計との調整で、その両会計間の負担金の差額を繰出金及び繰入金として取り扱った場合、この繰出金及び繰入金は、それぞれ「その他繰出」及び「その他繰入」に計上する。
- 10 「9基金」の「繰出金」には「定額の資金の運用を目的とする基金」への繰出額を、「繰入金」には「定額の資金の運用を目的とする基金」からの繰入額及び財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の積立金取崩し額を計上する。
- 11 「うち人件費財源繰出」には、公営事業会計における人件費の財源として、普通会計から繰出したものを計上する。

公営企業（法適）等に対する繰出し等の状況（28表）

- 1 この表は、普通会計から法適用の公営事業会計に対する負担金、補助金、出資金及び貸付金等の状況について調査するものである（事業区分等については27表の項を参照）。
- 2 「負担金」、「補助金」、「出資金」及び「貸付金」には、地方公営企業法第17条の2から同法第18条の2までの規定に基づき普通会計から法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）に支出したものを計上する。
なお、公営企業会計からの借入金に対する償還金は、「補助金」に計上し、「負担金」については、同法第17条の2の規定に基づき負担した額（物件費等で支出したものを含む。）のうち「出資金」及び「貸付金」以外のものについて計上する。
- 3 「繰入金」には、法適用の公営事業会計（一部事務組合を含む。）から普通会計に繰入れたもの（収益事業会計からの収益金の繰入を除く。15頁の11のなお書き参照）で、貸付金の償還に係るもの以外の繰入れについて一括計上する。
- 4 「④の内訳」及び「繰入金の内訳」については、27表の作成要領によること。
- 5 「うち人件費財源繰出」には、公営事業会計における人件費の財源として、普通会計から繰出したものを計上する。

基金の状況（29表）

- 1 「歳出決算額」には、歳出予算により積み立てたものを、また、「歳計剰余金処分によるもの」には、地方自治法第233条の2ただし書の規定により歳計剰余金の処分として令和n年度に積み立てたものをそれぞれに計上する。
- 2 「⑩の管理状況」には、「令和4年度末現在高⑩」について、その管理状況を入力する。この場合、「2信託」には、投資信託及び貸付信託を含む。また、「3有価証券」及び「5土地」には、取得価格を計上する。
- 3 「調整額」には、基金の設置目的を変更（条例改正）したために、基金の区分ごとの額に増減を生じた場合、基金を有価証券等によって管理しており、令和n年度中にその処分を行ったところ、取得価格と処分による価格に差異を生じた場合等の額を計上する。なお、減少する場合には負数（マイナスを付して入力）として計上する。
- 4 満期一括償還地方債の償還財源に充てるため、減債基金に積み立てた額は「公債費」に計上し、29表には計上しない。

なお、この「繰出金」は、定額運用基金から普通会計に対するものをいう。

- 5 「令和3年度末現在高④」は、必ず前年度報告済の数値を記入する。

なお、当該数値を変更する必要がある場合には、「調整額⑩」の欄で処理する。

- 6 「令和4年度取崩し額（定額運用基金にあつては繰出金）⑩」において、「積立金」の取崩し額の「合計1～3」と定額運用基金の繰出金の「合計（1～2）」との合計額は、27表：公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況における「繰入金」（これらの基金から普通会計に対するもの）の「2その他繰入」欄において入力された額となる。
- 7 「令和4年度歳出決算額⑩」において、定額運用基金の「合計（1～2）」は、普通会計において用地取得するため土地開発基金から借り入れた資金を償還する場合等を除き、27表：公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況における「繰出金」（普通会計から「定額の資金の運用を目的とする基金」に対するもの）の「合計（1～6）」欄に入力された金額となる。

貸付金、投資及び出資金の状況（30表）

- 1 この表は、歳入歳出予算による貸付金、投資及び出資金について調査するものである。
- 2 公社・協会等とは、都道府県又は市町村が、設立又は運営に関与し、土地造成、住宅建設、道路、港湾整備等の産業経済又は交通運輸に関する建設事業を営み、又は、これらの事業の振興を図ることを目的とした法人（特例民法法人であると営利法人であるとを問わない。）をいう。
- 3 時効等による債権消滅等に係る額で、残高から控除すべき額は「調整額」欄に負数（マイナスを付して入力）として計上する。
- 4 貸付金には、貸付目的に応じた歳出決算額について、貸付先別及び貸付期間の長短の区分内訳を入力する。
- 5 「1転貸債に係るもの」には、市町村が他へ転貸するために起こした地方債で、年金積立金還元融資によるもの及び特別転貸債として許可されたものを計上する。
- 6 「うち預託金に係るもの」の「決算額」には、予算を通じて金融機関に預託した額を計上し、「当該金融機関の貸付額」には、当該金融機関が預託目的にそって関係者に貸し付けた延額を入力する。なお、信用保証協会等を通じて預託したものの貸付等先別は「その他」に計上する。
- 7 「投資及び出資金」には、特例民法法人に対する寄附行為は出資とみなして含める。また、土地建物等の現物出資で決算上表示されないものは除く。
- 8 「令和3年度末残高④」の数値は、必ず前年度報告済の数値を入力する。

なお、当該数値を変更する必要がある場合には、「調整額⑩」の欄で処理する。

資金収支の状況（３２表）

- 1 この表は、普通会計の資金収支について令和 n 年４月から令和 $(n+1)$ 年５月までの各四半期の状況を調査するものである。
- 2 「収入」には、前年度からの繰越金及び当該年度の歳入不足額に充てた翌年度歳入繰上充用金は含めない。
- 3 「国庫支出金等」には、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めて計上する。
- 4 「都道府県支出金等」には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金及び特別区財政調整交付金を含めて計上する。
- 5 「支出」には、現金支払額のみ計上し、前年度繰上充用金は含めない。
- 6 「上記のうち普通会計内の会計間繰入れ」には、普通会計に属する各会計（一般会計を含む。）から普通会計に属する他会計（一般会計を含む。）へ繰入れた額（純計の際に控除される。７頁参照）を計上する。
- 7 「歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金」には、決算に含まれないもので、歳計現金の流用として貸し出した現金の回収金及び公営事業会計からの資金繰りのための借入額を計上する。
- 8 「一時借入金等借入額」には、財調資金借入（歳入歳出外現金、政府資金及び金融機関からの借入金を含む。）を計上する。
- 9 「上記のうち普通会計内の会計間繰出し」には、普通会計に属する各会計（一般会計を含む。）から普通会計に属する他会計（一般会計を含む。）への繰出金（純計の際に控除される。７頁参照）を計上する。なお、この額は「上記のうち普通会計内の会計間繰入れ」と各期とも突合する。
- 10 「令和３年度又は令和５年度に係る収支」には、令和 $(n-1)$ 年度及び令和 $(n+1)$ 年度に属する収入又は支出（一時借入金等を含む。）のみを表頭第１・四半期及び出納整理期にそれぞれ計上する。なお、第１・四半期の収入、支出額は、前年度において報告済の出納整理期（令和 n 年４月、５月）の収入額（１３行５列）、支出額（１９行５列）の数値と一致する。ただし、前年度に報告した数値に誤りがあった場合には正しい数値を計上する。
- 11 「財政融資資金・旧郵政公社資金」には、財政融資資金特別会計及び旧日本郵政公社（旧郵便貯金資金及び旧簡易生命保険資金）から借入れたものを計上する。なお、財政融資資金特別会計については、旧資金運用部からの借入れを、旧郵便貯金資金については、旧郵便貯金特別会計からの借入れを、旧簡易生命保険資金については旧簡易生命保険特別会計からの借入れを含むものである。

地方債現在高の状況（３３表）

この調査表は、普通会計に係る地方債の現在高等の状況を調査するものであり、また、交付公債及び枠外債は、それぞれの項目に分別して計上することになっているので注意すること。

なお、「地方公営企業決算状況調査」の対象となるものについては、本調査（地方財政状況調査）の対象とはならない。

- 1 「１公共事業等債」には、補助事業に係る地方負担額に係るもの及び国の直轄事業による負担金に係るもの並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う農業農村整備事業及び林道事業の法令の基づく負担金に係るものを計上する。（ただし、他の事業債の対象となるものを除く。）

また、平成２３年度までに一般公共事業債として同意、許可を受けたものも本欄に計上する。

なお、「うち財源対策債等」には、平成6～20年度における地方財源の不足額及び平成5年度における公共事業等の国庫補助負担率の恒久化に伴う平成6～13年度地方財政への影響額に対処するため臨時的に対象事業が拡大された地方債（臨時拡大分）について計上する。なお、昭和62年度、平成6～令和4年度に財源不足対策として発行された地方債は「19財源対策債」に計上する。

2 「2防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づく補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに5か年加速化対策に基づく独立行政法人水資源機構の行う農業農村整備事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものとする（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づく補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金で、国において繰り越された事業に係るものを含む。）。

3 「3公営住宅建設事業債」には、公営住宅法に基づく公営住宅建設事業（災害復旧事業に係るものを除き、用地取得事業に係るものを含む。）及び住宅地区改良法に基づく住宅地区改良事業等に係るものを計上する。

(1) 「うち復旧・復興事業分」には、地方債計画（東日本大震災復旧・復興事業）に基づいて発行したものを計上する。

(2) 「うち（旧）緊急防災・減災事業分」には、地方債計画（緊急防災・減災事業）に基づくものであって、平成24年度以前に同意等を受けたものを計上する。

4 「4災害復旧事業債」には、降雨、暴風、洪水、高潮、津波、地震その他の異常な天然現象により被害を受けた施設及び火災により焼失した公用、公共用の建物を原形復旧するための事業に係るものを計上する。

(1) 「(1)単独災害復旧事業債」には、「4災害復旧事業債」のうち、「(2)補助災害復旧事業債」以外のものを計上し、次に掲げるものを含めて計上する。

ア 小災害債（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づいて同意又は許可された公共土木等の小災害債又は農地等の小災害債）

イ 歳入欠かん等債（災害を受けたことにより、地方税、使用料等の減免に伴う財政収入の不足及び災害対策に要する経費に充てるため災害対策基本法及び災害特例法により発行されたもの）

ウ 火災復旧事業債（火災によって焼失した公用又は公共用の施設の復旧事業に係るもの）

(2) 「(2)補助災害復旧事業債」には、次に掲げる災害復旧事業に係るものを計上する。

ア 直轄災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に基づき国がその事業費の一部を負担する災害復旧事業

ウ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条に基づき国がその経費を補助する災害復旧事業

エ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条に基づき国がその経費の一部を負担する災害復旧事業

オ 公営住宅法第8条第3項に基づき国がその費用の一部を補助する災害復旧事業

カ 国庫補助の対象となる都市災害復旧事業

キ その他立法措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業（(1)のイを除く。）

ク その他特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業及び上記イ～キまでに準ずるもの

5 「5（旧）緊急防災・減災事業債」には、平成24年度以前の地方債計画に基づいて発行された緊急防災・減災事業債を計上する。

(1) 「(1)補助・直轄」には、平成23年度一般会計補正予算により追加された全国防災対策費に係る事業及び平

成 24 年度東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業（公営住宅建設事業及び公営企業会計負担分を除く。）を計上する。

(2) 「(2)継ぎ足し単独事業」には、緊急防災・減災事業（補助）に伴って実施する地方単独事業に係るものを計上する。

(3) 「(3)緊急防災・減災事業計画に基づく単独事業」には、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 118 号）の公布日（平成 23 年 12 月 2 日）以降に地方公共団体の予算に計上された緊急防災・減災事業計画に基づき実施する事業で、以下に係るものを計上する。

ア 防災拠点施設

イ 防災資機材等備蓄施設

ウ 非常用電源

エ 拠点避難地

オ 津波避難タワー

カ 避難路

キ 避難所において防災機能を強化するための施設

ク 防災行政無線のデジタル化

ケ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

コ 地域防災計画上の避難所とされている公共施設又は公用施設の耐震化

サ 不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化

シ 消防救急無線のデジタル化

ス 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設の耐震化

セ 津波浸水区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設又は公用施設の移転

6 「6 全国防災事業債」には、平成 25 年度から平成 27 年度までの地方債計画に基づいて発行された全国防災事業債を計上する。

7 「7 教育・福祉施設等整備事業債」の内訳として次に掲げるものを計上する。

(1) 「(1)学校教育施設等整備事業債」には、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 3 条第 1 項に規定する施設、学校施設環境改善交付金を受けて実施する学校教育施設等並びにこれらのほか国庫補助を受けて実施する学校教育施設等及び単独事業として行う学校教育施設等の整備事業に係るものを計上する。

(2) 「(2)社会福祉施設整備事業債」には、老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設（他の事業債で同意又は許可されたものを除く。）及びこれに準ずる施設として通知により設置運営が定められている施設の整備事業に係るものを計上する。

(3) 「(3)一般廃棄物処理事業債」には、し尿処理施設、ごみ処理施設及び清掃運搬施設等整備事業に係るものを計上する。

(4) 「(4)一般補助施設整備等事業債」には、次に掲げる事業を計上する。

ア 原則として、国庫補助金を伴う事業のうち次に掲げる事業

(イ) 原子力発電施設等立地地域振興特別事業

(イ) 甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業

(ウ) 沖縄振興特別推進交付金事業

- (エ) 沖縄離島活性化推進事業
- (オ) 沖縄製糖業体制強化対策整備事業
- (カ) 沖縄振興特定事業推進事業
- (キ) 沖縄北部連携促進特別振興事業
- (ク) 奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）
- (ケ) 未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）
- (コ) 防災集団移転事業
- (サ) 豪雪対策整備事業
- (シ) 認定こども園整備事業（他の事業区分に属する事業の対象となるものは除く。）
- (ス) 児童相談所一時保護施設整備事業
- (セ) 産業廃棄物不法投棄対策事業
- (ソ) 公害防止対策事業（ダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業に限る。）
- (タ) 地震対策緊急整備事業等
- (チ) 活動火山対策避難施設整備事業
- (ツ) 住宅資金等貸付事業
- (テ) 庁舎整備事業
- (ト) 特定地域再生事業（公共施設又は公用施設の除却事業に限る。）
- (ナ) 特定間伐等促進対策事業
- (ニ) まち・ひと・しごと創生交付金事業（地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条第４項第１号イ及び第１３条の規定に基づく交付金事業）
- (ヌ) 地方大学・地域産業創生事業
- (ネ) 文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）
- (ノ) アイヌ政策推進交付金事業

イ 国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業

ウ 国庫補助金を伴う出資金・貸付金（チッソ分）

エ 特別転貸債

- (5) 「うち転貸債」には、市町村が公社等へ転貸するためにおこした地方債で、年金積立金還元融資によるもの及び特別転貸債として発行された地方債を計上する。
 - (6) 「(5)施設整備事業債（一般財源化分）」には、三位一体の改革に伴い、平成１７年度及び平成１８年度に廃止・税源移譲された施設整備費補助金等に係るものを計上する。
- 8 「８一般単独事業債」の内訳として次に掲げるものを計上する。
- (1) 「うち地域総合整備事業債」には、広域行政圏計画等に基づき、計画的に行う公共施設の整備事業、その他の施設の整備に資する事業等で、平成１３年度以前に実施した分に係るものを計上する。
 - (2) 「うち旧地域総合整備事業債（継続事業分）」には、平成１３年度までに既に着手した事業であって、平成１５年度までに起債の許可を受けて開始した事業に係るものを計上する。
 - (3) 「うち地域活性化事業債」には、地域の活性化に向けた喫緊の政策問題である地域経済循環の創造、人材力の活性化、地域の歴史文化資産の活用、いのちと生活を守る安心の確保、地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり、連携中枢都市圏構想の推進、定住自立圏構想の推進、ホストタウンの取組の推進、合併の円滑化、少子・高齢化対策、地域資源活用促進、都市再生、情報通信基盤整備、公共

施設等の転用を行う事業に係るものを計上する。

なお、「(1)転用事業分」には、既存の公共施設等の転用に係るものを計上する。

- (4) 「うち防災対策事業債」には、単独事業として行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災基盤の整備事業、公共施設等の耐震化事業及び自然災害を未然に防止するために行う事業に係るものを計上する。
- (5) 「うち旧合併特例事業債」には、平成21年度以前の合併特例事業債を含み、「旧市町村合併特例事業債」(旧法分)と「旧市町村合併推進事業債」(旧法分・改正前現行法分)とを合わせて計上する。
- (6) 「うち地方道路等整備事業債」には、単独事業として行う道路、農道及び林道の整備事業に係るものを計上する。
- (7) 「うち一般事業債(河川等分)」には、単独事業として行う河川管理施設、砂防施設、治山治水事業、水質浄化事業及び都市下水路の整備事業に係るものを計上する。
- (8) 「うち一般事業債(臨時高等学校改築等分)」には、高等学校の老朽施設の改築事業(施設の移転による改築の事業を含む。)に係るものを計上する。
- (9) 「うち一般事業債(被災施設復旧関連事業分)」には、東日本大震災により被災した公共・公用施設のうち、庁舎などの建築基準法に定める建築物とおおむね一致する施設を地方単独事業により建て替える場合に、被害区分が全壊・半壊又は一部損壊の場合で、原形復旧(相当)部分を超える部分について対処するために発行された地方債について計上する。
- (10) 「うち一般事業債(除却事業分)」には、公共施設等総合管理計画に基づく除却事業のために発行された地方債について計上する。
- (11) 「うち地域再生事業債」には、地方単独事業の事業量について一定の要件を満たす地方公共団体が行う当該事業に対処するために発行された地方債について計上する。
- (12) 「うち日本新生緊急基盤整備事業債」には、単独事業として行う日本新生のための新たな発展基盤を緊急に整備するために自主的に実施されるIT革命推進のための基盤整備、少子・高齢化、教育・青少年育成、環境対応、技術開発・振興、景観・都市環境整備の各分野に係るものを計上する。
- (13) 「うち臨時経済対策事業債」には、前年度を上回って地方単独事業量の確保を図る等の場合に、その上回る事業量に対処するために発行された地方債について計上する。
- (14) 「うち復旧・復興事業分」には、地方債計画(東日本大震災復旧・復興事業)に基づいて発行したものを計上する。
- (15) 「うち(新)緊急防災・減災事業債」には、平成25年度以降の地方債計画(通常収支分)に基づいて発行された緊急防災・減災事業債を計上する。
- (16) 「うち公共施設最適化事業債」には、平成28年度以前の地方債計画に基づいて発行された公共施設最適化事業債を計上する。
- (17) 「うち公共施設等適正管理推進事業債」には、平成29年度以降の地方債計画に基づいて発行された公共施設等適正管理推進事業債を計上する。

ア 「(1)集約化・複合化事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化事業及び複合化事業のために発行された地方債を計上する。

イ 「(2)長寿命化(公共用建築物)事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共用建築物の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

ウ 「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施

設等総合管理計画に基づいて行われる社会基盤施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(ア) 「(ア)道路分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる道路の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(イ) 「(イ)河川管理施設分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる河川管理施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(ウ) 「(ウ)砂防関係施設分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる砂防関係施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(エ) 「(エ)海岸保全施設分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる海岸保全施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(オ) 「(オ)港湾施設分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる港湾施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(カ) 「(カ)都市公園施設分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる都市公園施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(キ) 「(キ)空港施設分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる空港施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(ク) 「(ク)治山施設分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる治山施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(ケ) 「(ケ)林道分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる林道の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(コ) 「(コ)漁港施設分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる漁港施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(サ) 「(サ)農業水利施設分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる農業水利施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(シ) 「(シ)農道分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる農道の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

(ス) 「(ス)地すべり防止施設分」には、「(3)長寿命化(社会基盤施設)事業分」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる地すべり防止施設の長寿命化事業のために発行された地方債を計上する。

エ 「(4)転用事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる転用事業のために発行された地方債を計上する。

オ 「(5)立地適正化事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる立地適正化事業のために発行された地方債を計上する。

カ 「(6)ユニバーサルデザイン化事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるユニバーサルデザイン化事業のために発行された地方債を計上する。

キ 「(7)脱炭素化事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる脱炭素化事業のために発行された地方債を計上する。

ク 「(8)市町村役場機能緊急保全事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる市町村役場機能緊急保全事業のために発行された地方債を計上する。

ケ 「(9)除却事業分」には、「うち公共施設等適正管理推進事業債」のうち、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる除却事業のために発行された地方債を計上する。

- (18) 「うち緊急自然災害防止対策事業債」には、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するために行う事業に基づいて発行された地方債を計上する。
- (19) 「うち緊急浚渫推進事業債」には、地方単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施するために行う事業に基づいて発行された地方債を計上する。
- 9 「9 辺地対策事業債」には、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に基づき同意又は許可されたものを計上する。なお、公営事業会計（簡易水道、病院等）に充当された額は、直接公営事業会計において受け入れたこととし、本表には計上しないこととなっているので注意すること（過疎対策事業債についても同様である。）。
- 10 「10 過疎対策事業債」には、過疎地域自立促進特別措置法第12条及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条に基づき同意又は許可されたものを計上する（なお、上記8参照のこと。）。
- また、「うち過疎地域持続的発展特別事業分」には、過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する過疎地域自立促進事業分及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業分（過疎債ソフト分）を計上する。
- 11 「11 公共用地先行取得等事業債」には、公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の先行取得事業に係るものを計上する。
- 12 「12 行政改革推進債」には、自主的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設の整備事業等について、行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲内で発行された地方債を計上する。
- 13 「13 厚生福祉施設整備事業債」には、特別地方債として同意又は許可された厚生福祉施設（保護施設、身体障害者厚生援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、老人福祉施設、会館、公民館、火葬場、体育施設等）整備事業に係るものを計上し、公営企業として経理する宿泊休養施設に係るものを除く。
- 14 「14 地域財政特例対策債」には、「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」等による特例地域に係る嵩上げ補助等の縮減額について発行された地方債（平成元年度～平成12年度において発行された新産業都市等建設事業債のうち、地域財政特例対策分を含む。）を計上する。
- 15 「15 退職手当債（～平成17年度分）」には、平成17年度までに発行を許可されたものを計上する。
- 16 「16 退職手当債（平成18年度分～）」には、地方財政法附則第33条の5の5の規定により、発行を許可されたものを計上する。
- 17 「17 国の予算貸付・政府関係機関貸付債」には、中小企業高度化資金貸付金、災害援護資金貸付金（指定都市のみ）、都市開発資金貸付金及び日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）資金貸付金等の貸し付けに必要な国の予算又は政府関係機関等からの貸付金で普通会計に係るものを計上する。
- 18 「18 地域改善対策特定事業債」には、地域改善対策特定事業債として許可されたもの（地域改善対策事業債及び同和対策事業債として許可されたものを含む。）を計上し、「うち法第5条によるもの」には、これらの事業債のうち、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第5条の規定に基づく総務大臣指定分（旧地域改善対策特別措置法第5条及び旧同和対策事業特別措置法第10条の規定に基づく総務大臣指定分も含む。）を計上する。
- なお、地域改善対策として行われる住宅新築資金等貸付事業等について、公営住宅建設事業債で同意又は許可されたものは、許可区分にしたがい「2 公営住宅建設事業債」に計上する。
- 19 「19 財源対策債」には、昭和62年度、平成6～令和n年度に財源不足対策として発行された地方債（いわ

ゆる充当率引上げ分のみ)を計上する。

- 20 「20減収補填債(昭和61・平成5～7・9～30・令和1～4年度分)」には、昭和61年度、平成5～7年度及び平成9～令和4年度の地方税の減収を補填するために発行された地方債のうち地方財政法第5条の規定により発行された地方債を計上する。

下欄の「うち令和2年度追加税目分」には、市町村たばこ税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額に比してそれぞれ実際の税収見込額が下回る額の範囲内の額を対象とし、令和2年度に発行された地方債を計上する。

- 21 「21臨時財政特例債」には、昭和60年度～平成8年度に発行された臨時財政特例債を計上する。
- 22 「22公共事業等臨時特例債」には、「国の補助金等の整理及び合理化に関する法律」による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化に伴う国庫補助負担金等の減少相当額について平成5年度に許可されたものを計上する。

- 23 「23減税補填債」には、平成6～8、10～18年度の個人住民税等に係る税制改正に伴う地方公共団体の減収額を埋めるために地方財政法第5条の特例として発行された地方債を計上する。

- 24 「24臨時税収補填債」には、平成9年度における地方消費税の未平年度化による影響を補填するため、許可された地方債を計上する。

- 25 「25臨時財政対策債」には、平成13～令和n年度における適正な財政運営を行うにつき、必要とされる財源に充てるため、地方財政法附則第33条の5の2の規定により発行された地方債を計上する。

- 26 「26調整債(昭和60～63年度分)」には、昭和60年度～63年度に発行された調整債を計上する。なお、平成元年度～平成30年度分については「32その他」に計上すること。

また、「27調整債(令和1～4年度分)」には、令和元年度～4年度に発行された調整債を計上すること。

- 27 「28減収補填債特例分(平成14・19～30・令和1～4年度分)」には、平成14・19～令和4年度に許可された地方税の減収補填のための地方債のうち地方財政法附則第33条の5の3及び第33条5の13の規定により発行された地方債を計上する。

下欄の「うち令和2年度追加税目分」には、地方財政法附則第33条の5の13の規定により、令和3年度に発行された地方債を計上する。

- 28 「29都道府県貸付金」には、都道府県から市町村振興対策等の目的によって貸付けを受けた額について計上する。指定都市を除く市町村においては、災害援護資金貸付金の貸し付けに必要な貸付金で普通会計にかかるものについて計上する。

なお、「うち予算貸付によるもの」には、都道府県の普通会計からの貸付金を計上し、基金等からの直接の貸付金を含まないこと。

- 29 「31特別減収対策債」には、減収補填債対象税目以外の税目や使用料・手数料の減収及び減免に対応するために発行された地方債を計上する。

- 30 「合計」欄の「うち財源対策債等」には、「1公共事業等債」欄の「うち財源対策債等」と「19財源対策債」欄の数値の合計を計上すること。また、「うち減収補填債」には、昭和60～62年度、平成2～令和4年度の地方税の減収を補填するために発行された地方債を計上する。

- 31 「令和3年度末現在高」には、前年度報告した額を計上する。ただし、当該数値を変更する必要がある場合は、「調整額◎」の欄で処理する。

- 32 「令和4年度元利償還額」には、満期一括償還に備えた減債基金の積立額も算入する。

ア 額面より低い価格で発行された公募債等に係る差額は元利償還金(利子)に含めて計上する。

- イ 額面より高い価格で発行された公募債等に係る差額は元利償還金（利子）から控除する。
- 3 3 「⑤の財源内訳」の欄中「特定財源」には、転貸債に係る回収金、農地及び公共土木施設等小災害債元利補給金、地方債を財源として充てた事業からの収入金（公営住宅使用料、出資に対する配当金等）等を計上する。
- 3 4 「（参考）満期一括償還地方債に係る減債基金積立額を償還額に含めない場合の現在高」には、「令和4年度元利償還額」で算入した満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額を償還額に含めない場合の地方債残高（実際の残高）を計上する。
- 3 5 「令和4年度末財源対策債現在高」には、昭和62年度、平成6～令和4年度に財源不足対策として発行された地方債の令和n年度末現在高を計上する。したがって、表頭「令和4年度末財源対策債現在高」、表側「合計（1～32）」の数値は、表頭「差引現在高 ⑤」、表側「19財源対策債」の数値と一致する。
- 3 6 「⑥の借入先別内訳」の欄中「財政融資資金・旧郵政公社資金」には、財政融資資金特別会計及び旧郵政公社（旧郵便貯金資金及び旧簡易生命保険資金）から借入れたものを計上する。なお、財政融資資金特別会計については、旧資金運用部からの借入れを、旧郵便貯金資金については、旧郵便貯金特別会計からの借入れを、旧簡易生命保険資金については旧簡易生命保険特別会計からの借入れを含むものである。
- なお、この「合計（1～32）」の額は、**34表：地方債借入先別及び利率別現在高の状況**の「1財政融資資金」及び「2旧郵政公社資金」の「差引現在高」の合計に一致する。
- 3 7 減収補填債（昭和61年度分、平成5～7年度分及び平成9～令和4年度分を除く。）及び財政の健全化措置に伴う所要額に係る地方債（財政健全化債）は、事業目的（許可された地方債の区分）別に計上する。

地方債借入先別及び利率別現在高の状況（34表）

- 1 「令和3年度末現在高」には、前年度報告した額を計上する。ただし、当該数値を変更する必要がある場合は、「調整額⑥」の欄で処理する。
- 2 「うち旧還元融資資金」には、年金積立金還元融資について計上する。
- 3 「4国の予算貸付・政府関係機関貸付」の範囲は50頁**33表：地方債現在高の状況**の「17」を参照。
- 4 「6市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
- 5 「7その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付を業とする者で「市中銀行」以外のものをいう。
- 6 「9保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含めるものである。
- 7 「10交付公債」には、用地買収費、補償費等に係るものを計上する。
- 8 「11市場公募債」には、市場で公募して資金調達している地方債（住民参加型市場公募債を含む。）について計上する。なお、「（10）その他」については、「（1）個別発行債10年債」～「（9）外国債」以外のものを計上する。
- 9 「12共済等」には、各種共済組合（恩給組合、全国市有物件災害共済会、全国自治協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、市町村振興協会、北海道市町村備荒資金組合、その他市町村が関係している各種機関を含む。）積立金から、その運用として資金の融資を受けたものを計上する。
- 10 「14その他」には、一般住民や特定の会社等から資金の融資を受けたものを計上する。
- 11 「証書借入分」には、「証券発行分」に該当するもの以外のものについて計上する。
- 12 「証券発行分」には、地方財政法第5条の5の規定により発行した地方債を計上する。

地方債年度別償還状況（３６表）

この表は、令和 n 年度末における地方債現在高について令和 $(n+1)$ 年～ $(n+11)$ 年度までの償還状況を調査するものである。なお３６表においても借換債は含まない。

- 1 借入先については、**３４表：地方債借入先別及び利率別現在高の状況**の作成要領によること。
- 2 「㊸のうち財源対策債等（広義）」には、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、調整債（昭和６０～６３年度分）、調整債（令和元～４年度分）、減収補填債、財源対策債等、減税補填債、臨時税収補填債及び臨時財政対策債について計上すること。
- 3 「うち復旧・復興事業分」には、地方債計画（東日本大震災復旧・復興事業）に基づいて発行したものを、それぞれ計上する。
- 4 「うち全国防災事業分」には、地方債計画（緊急防災・減災事業）に基づくものであって、平成２４年度以前に同意等を受けたものと、地方債計画（全国防災事業）に基づくものであって、平成２５年度から平成２７年度までに同意等を受けたものを、それぞれ計上する。

一時借入金の状況（９３表）

- 1 この表は、地方自治法第２３５条の３に基づく一時借入金について、普通会計及び公営企業会計を除く公営事業会計に区分し、調査するものである。なお、地方公営企業法の適用を受ける公営企業が他会計から借り入れる場合を除き、同一地方公共団体内における会計間の現金運用は一時借入金に含まない。
- 2 「その１（普通会計の合計）」には、普通会計に属する一般会計及び特別会計の合計額を計上し、「その２（公営企業を除く公営事業会計）」には、公営企業会計に属する会計以外の公営事業会計の合計額を計上する。
- 3 「月末残高」欄には、各会計年度別に各月ごとに一時借入金の月末残高を計上する。
- 4 「借入金残高のピーク」欄には、令和 n 年度会計に属する一時借入金について、各月ごとに各会計の一時借入金の残高の合計が最高額となった日の残高を計上する。
- 5 「一時借入金利子」欄には、令和 n 年度会計に係る一時借入金の利子を計上する。
- 6 「予算で定めた一時借入金の借入の最高額」には、地方自治法第２３５条の３第２項に基づき、令和 n 年度予算に計上された額の合計を計上する。

債務負担行為の状況（３７表）

この表は、地方自治法第２１４条に規定する債務負担行為に基づいて令和 $(n+1)$ 年３月３１日までに負担した債務及び予算（歳出予算、継続費、繰越明許費及び債務負担行為）に基づかず契約等を行って負担した債務で令和 $(n+1)$ 年度以降において普通会計の負担により支払うべき義務を負うものの状況を計上する。

- 1 「１物件の購入等に係るもの㊸」には、土地、建造物及びその他の物件の購入に係るもの並びに製造・工事の請負に係るものについて、その合計額を記載する。
- 2 「２債務保証又は損失補償に係るもの㊸」には、地方三公社及びその他の法人に係るもの並びに共同発行債（住民参加型市場公募債による共同発行を含む。）の発行に伴う連帯債務に係るものについて、その合計額を記載する。なお、履行すべき額が未確定なものは、「債務負担行為限度額㊸」には含めるが、「令和５年度以降の支出予定額㊸」及び「令和４年度支出額㊸」には含めない。また、共同発行債の発行に伴う連帯債務に係るものについて、「債務負担行為限度額㊸」には、共同発行団体による共同発行総額から当該団体の負担額及びこれに対する利子相当額を控除した額を計上する。
- 3 「３その他㊸」には、１及び２に記載した以外のものについて記載する。

- 4 「その他実質的な債務負担に係るもの」の欄の「債務負担行為限度額④」欄には、本来予算に基づいて行われるべき契約等（支出を伴うもの）を予算に基づかずに行った場合につき、その額を計上する。
- 5 「債務負担行為限度額④」には、当該年度末までに決定された債務負担行為の限度額を入力する。この場合、令和（ $n+1$ ）年度以降の支出予定額はないが、令和 n 年度に支出額があったものに係る限度額を含めて計上する。
- 6 「⑥のうち令和4年度末までに相手方の行為の履行があったもの等⑥」の欄の「1物件の購入等に係るもの⑥」にあつては、契約上、支払時期が令和（ $n+1$ ）年度以降とされるものであつても令和（ $n+1$ ）年3月31日までに相手方の行為の履行があつたもの（部分払を行う契約がなされている場合には既納部分又は既済部分に係る履行の確認を終えたもの）について計上する。
- 7 「⑥のうち、表番号03表（繰越額等）に計上した額⑥」には、⑥に計上したもののうち、**03表：繰越額等**の状況に事業繰越額又は支払繰延額として計上したものがあれば、そのものにつき**03表**「翌年度に繰り越すべき財源」の欄の「事業繰越額」、「支払繰延額」欄に算入した額を計上する。
- 8 「④のうち公債費に準ずる債務負担行為に係るもの」には、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出にあたる債務負担行為に係る一般財源等の額を入力するものであり、次の点に留意すること。
 - (1) 物件の購入等で令和（ $n-1$ ）年度までに相手方の行為の履行があつたものに対し複数年度にわたる債務負担行為を設定して支払いを行っているもの及び公共的団体等への元利補給金等を計上すること。
 - (2) 用地及び教職員住宅等の年賦購入で所有権の移転の有無を問わず、実質的に相手方の行為の履行があつたものについても含めて計上すること。
 - (3) 「2債務保証又は損失補償に係るもの④」（02行）については、「④のうち公債費に準ずる債務負担行為に係るもの」には計上を要しない。
 - (4) 土地開発公社からの用地の買い戻しに係る経費のうち、単年度で買い戻しを行うものは計上を要しない。
- 9 「⑥のうち公債費に準ずる債務負担行為に係るもの」は、地方財政法第5条各号に規定する経費の支出にあたる債務負担行為に基づく令和 n 年度支出額の一般財源等の額を計上するものであり、次の点に留意すること。
 - (1) 物件の購入等で令和（ $n-1$ ）年度までに相手方の行為の履行があつたものに対し、複数年度にわたる債務負担行為を設定して支払を行っているもの及び公共的団体等への元利補給金等を計上すること。
 - (2) 用地及び教職員住宅等の年賦購入で、所有権の有無を問わず、実質的に相手方の行為の履行があつたものについても上記に含めて計上すること。
 - (3) 「2債務保証又は損失補償に係るもの④」（02行）については、「⑥のうち公債費に準ずる債務負担行為に係るもの」には計上を要しない。
 - (4) 土地開発公社からの用地の買い戻しに係る経費のうち、単年度で買い戻しを行ったものは計上を要しない。
- 10 「⑥のうちPFI事業における債務負担行為に係るもの」には、PFI事業（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づいて行う事業）における債務負担行為に係る支出に充てられた一般財源等の額（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）を計上するものである。
- 11 「⑥のうち五省協定・負担金等における債務負担行為に係るもの」には、次に掲げる債務負担行為に係る支出に充てられた一般財源等の額（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）を計上するものである。なお、内訳として平成14年度以降に債務負担行為を設定し、支出を行ったものについて計上すること。
 - (1) 「宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項（建設事務次官、大蔵事務次官、文部事務次官、厚生事務次官、自治事務次官）」等により、独立行政法人都市再生機構（旧住宅・都市整備公団、旧地域振興整備公団、旧日本住宅公団及び旧宅地開発公団を含む）又は住宅金融支援機構

の宅造融資を受けたものが行う公共施設等の建設事業費のうち、地方公共団体が負担する費用（割賦支払の方法によるものに限る。）に係る経費の支出

- (2) 国営土地改良事業並びに独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金
- (3) 一部事務組合又は広域連合の事業に対する負担金
- (4) 地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料
- (5) その他これらに準ずると認められるもの（他団体の行う事業に対する負担金等）

道路交通安全対策の状況（４０表）

- 1 「交通安全のための施設設置費」の「道路管理者分」「一種」及び「二種」には、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和４１年法律第４５号）第２条第３項第２号に規定する費用を計上する。
 - (1) 「一種」とは、横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）、歩道、自転車道、自転車歩行者道、登坂車線等、中央帯、自転車専用道路、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、路肩の改良又は視距の改良及び交差点改良等である。
 - (2) 「二種」とは、道路標識、区画線、さく、街灯、道路照明灯、道路情報提供装置、視線誘導標等である。
- 2 「踏切」には、踏切道の交差部分の拡幅・舗装、勾配・交差角の改良に要する費用を計上する。
- 3 「救急自動車」には、救急自動車の設置に要する費用を計上する。
- 4 「交通安全のための施設補修費」の「道路管理者分」「(1)道路反射鏡等」には、道路反射鏡及び区画線の補修に要する費用を計上する。
- 5 「交通安全運動」には、交通安全運動推進費、交通安全協会の負担金等を計上する。
- 6 「交通整理隊」には、学童擁護員の給与費、児童の交通安全のための交通整理等に要した経費を計上する。
- 7 「交通事故相談」には、交通事故相談所の運営費、交通事故被害者の救済相談等に要した経費を計上する。
- 8 「救急業務」には、救急自動車購入費は含まない。
- 9 「人件費」には、交通安全対策を推進するために設置された交通安全対策課（室、係）の職員の人件費を計上する。

施設の管理費等の状況（４６表）

- 1 この表は、当該団体の管理する施設（管理運営を委託している施設を含む。）について入力する。したがって、一部事務組合により設置、運営されている施設は除く。
- 2 調査時点は、別に指定するものを除くほか、令和 n 年４月１日から令和 $(n+1)$ 年３月３１日までとする。
- 3 「年間所要経常経費」には、建設事業費、補助金等の臨時的経費、経常経費である地方債元利償還金を除いた管理運営に係る経常経費のみを入力する。

なお、「④の財源内訳」には、年間経常経費に実際に充当された額を計上するものとし、使用料等で過充分の額は除いて入力し、一般財源等欄での△計上はしないこととする。また、いくつかの施設をまとめて管理している場合にあっては、各施設に区分し、当該施設分について計上する（区分が明確でない場合は実態に応じて按分する。）。

- 4 「公園」における「年間所要経常経費」には、土木費・都市計画費・公園費のほか、農林水産業費（農林公園等）、商工費（観光を主たる目的とする公園等）、教育費（都市公園のうち運動公園内にある体育施設（体育館、陸上競技場、野球場を除く。））等の費目に計上される公園に係る経常経費についても集計のうえ計上すること。

- 5 「公営住宅等」には、公営住宅法第2条第2号に基づくもの（公営住宅）のほか、住宅地区改良法第2条第6項に基づくもの（改良住宅）及び公営住宅及び改良住宅以外の住宅で、市町村が一般住民に賃貸するもの（単独住宅）を含むこととし、「人件費」については、専らこれら住宅の管理に従事するものについて入力する。なお、住宅管理人に対する手当は人件費に計上する。
- 6 「し尿処理施設」及び「ごみ処理施設」には、処理場施設分のみを入力する。
- 7 保育所、養護老人ホーム、児童遊園、老人福祉センター、老人憩の家、児童館の「年間所要経常経費」には、**07表～13表：歳出内訳及び財源内訳**の支出科目に準拠して入力する。
- 8 「本庁舎」には、地方自治法第4条の規定により設置された本庁舎を入力する。本庁舎の「人件費」については、専ら本庁舎の管理に従事する者について入力する。
- 9 「支所・出張所」には、地方自治法第155条第1項の規定により設置された支所、出張所及び同法第156条第1項の規定により設置された行政機関のうち保健所を除く他の行政機関並びに分課として設置された事務所（土木出張所、林業指導所及び物産あっせん所等）について入力する。ただし、消防署及び仮設物は含めないものとする。また、支所・出張所の「人件費」については、専ら支所・出張所の管理に従事する者について入力する。
- 10 「図書館」には、学校施設は入力しない。
- 11 「博物館」には、博物館法の規定に基づく施設について入力する。
- 12 各調査項目の入力に当たっては、単位及び桁数の誤りがないように注意して入力すること。

道路関係経費の状況（70表）

この表は、道路関係経費の歳出内訳及び財源内訳について調査するものである。

- 1 表側の目的別区分は、**07表～13表：歳出内訳及び財源内訳**の区分による。「道路橋りょう費」及び「街路費」を除く各目的別区分には、道路に係るものに要した経費を計上する。
 なお、「道路に係るものに要した経費」には、農道又は林道に係る経費及び橋りょう、トンネル等道路と一体となってその効用を全うする施設、工作物、付属物等に係る経費を含むものである。
- 2 「経常的経費」には、**14表：性質別経費の状況**における経常的経費の区分にかかわらず人件費、物件費、維持補修費、補助費等、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに繰出金を計上する。
- 3 目的別区分において、「3都市計画費（3）その他」には、都市計画費のうち、「（1）街路費」及び「（2）区画整理費等」以外の経費を計上する。主に想定しているのは、下水道関連事業費である。
 また、「8その他」については、1～7に掲げる経費以外の経費を計上する。主に想定しているのは、水道関連事業費である。

選挙費の内訳（96表）

- 1 本表は、**07表～13表：歳出内訳及び財源内訳**のうち、「二総務費 4選挙費」の決算額を「国政選挙分」、「都道府県選挙分」及び「市区町村選挙分」別に調査するものである。
- 2 「1国政選挙分」には、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査等（以下「国政選挙」という。）の管理執行に要した経費を記載すること。一の年度で複数の国政選挙が執行された場合には、合計額を記載すること。
- 3 「2都道府県選挙分」には、都道府県の知事及び議会議員の選挙（以下「都道府県選挙」という。）の管理執行に要した経費を知事又は議会議員選挙の別に記載すること。

一の年度で複数の都道府県選挙が執行された場合には、知事又は議会議員の選挙の別に合計した額を記載すること。

ただし、知事と議会議員の選挙を同日に実施し、選挙経費を同一の節で管理しているため経費を明確に分別できない場合は、一括して知事選挙に計上すること（選挙経費を同一の節で管理している場合であっても、経費を明確に分別できる場合は、知事又は議会議員選挙の別に記載すること。）。

- 4 「3市区町村選挙分」には、市区町村の長及び議会議員の選挙（以下「市区町村選挙」という。）の管理執行に要した経費を長又は議会議員選挙の別に記載すること。

一の年度で複数の市区町村選挙が執行された場合には、長又は議会議員の選挙の別に合計した額を記載すること。

ただし、長と議会議員の選挙を同日に実施し、選挙経費を同一の節で管理しているため経費を明確に分別できない場合は、一括して長選挙に計上すること（選挙経費を同一の節で管理している場合であっても、経費を明確に分別できる場合は、長又は議会議員選挙の別に記載すること。）。

- 5 「計（1～4）」欄の額は、

07表～13表：歳出内訳及び財源内訳

「二総務費 4選挙費」の各該当する性質別区分の額と一致するものである。

財産区の決算状況（48表）

1 調査団体

令和(n+1)年3月31日現在の財産区について調査する。なお、財産区の事務を共同管理する一部事務組合の決算についても、この調査の対象となるものである。

2 調査期日

令和n年度の決算について令和(n+1)年5月31日現在で調査する。

3 調査表及び集計表の提出等

各市町村は管内の財産区分の調査表を取りまとめ、集計のうえ、集計表（調査表と同一様式のもの）2部を都道府県市町村担当課に提出する。この場合の「地方公共団体コード」は、調査表を取りまとめた市町村の「地方公共団体コード」を入力する。

なお、集計結果の計数は、財産区の数に大きな変動がない限り、前年度調査した決算額と大差がないものと考えられるので留意のこと。

4 調査表作成上の留意事項

- (1) 「財産区」とは次に掲げるものである。

ア 市町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設けているもの

イ 市町村の廃置分合又は境界変更の場合における地方自治法又はこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議に基づき市町村の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けているもの

(注) 具体的事例について、財産区であるか否か明らかでないものについては、当該事例の歴史的沿革、登記の状況、会計経理の状況、所有財産に対する固定資産税の課税状況、所有財産から生ずる収益に対する市町村民税の課税状況等により判断すること。

なお、市町村の廃置分合又は境界変更の結果、財産区の区域が2以上の市町村の区域にわたることとなった場合において、市町村の廃置分合又は境界変更に伴う財産処分の一環として財産区が所有し、又は設置する財産又は公の施設の分割が行われていない財産区については、関係市町村の協議によって、そのいずれかの市町村において本調査表を作成すること。

(2) この調査表は、財産区が、令和n年度分の当該財産区の収支の状況について入力すること。

この場合において、

ア 収入、支出とも市町村の予算に計上されているもののみでなく、財産区の財産又は公の施設からの収入の全部又は一部を慣習的に財産区独自で経理しているものも含めて入力すること。

イ 1財産区に係る会計が2以上ある場合には、7頁「二普通会計の算定方法」の例によりこれらの会計の純計をしたものを入力する。

ウ この表においては、公営事業会計も含めて全会計を純計するものであること。

(3) 調査表各欄の入力は次によること。

ア 「収支」は、11頁02表：決算収支の状況により入力すること。なお、財産区の財産又は公の施設からの収入の全部又は一部を慣習的に財産区独自で経理しているものについてもこれに準じて記入すること。

イ 「収入内訳」は、次に特記するものを除き、12頁04表：歳入内訳により入力すること。

(ア) 「2財産収入」

(i) 「(1)財産運用収入」には、基金から生ずる収益、借地料、株式配当金、公社債利子等を計上すること。

(ii) 「(2)財産売払収入」には、普通財産として売却処分された財産に係るもの（土地及びその従物、建物及びその従物、立木竹、船舶、地上権等の売払処分に係るもの）、不用物品の売払収入、旅館等における土産物の売払収入、生産物の売払収入等を計上すること。

(iii) 「(3)分収交付金」には、分収造林契約に基づく分収交付金を計上すること。

(イ) 「3繰入金」「(1)市町村からのもの」には、当該市町村から財産区に支出された補助金等を入力すること。この場合において、財産区の建設事業費等の財源に充てるために市町村が起した地方債について、市町村から繰入れたものも含めて計上すること。

(ウ) 「4その他の収入」には、区分欄に掲げる他の収入科目に計上されない分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金、繰越金等の一切の収入を計上すること。この場合において、

(i) 条例に基づかない使用料又は手数料であっても、使用料又は手数料的なものは、ここに計上すること。

(ii) 前年度の決算において剰余金を生じた場合、その剰余金のうち、基金に編入されたもの以外で、翌年度に繰越されたものは、ここに計上すること。なお、剰余金のみでなく事業の繰越しに伴う財源も含めて計上すること。

ウ 「支出内訳」は、次の特記するものを除き19頁以下の07表～13表：歳出内訳及び財源内訳の作成要領により入力すること。

(ア) 「1総務費（議会費を含む。）」には、一般総務費のほか、財産区の総会、議会若しくは管理会に要した経費（報酬、費用弁償、会議費等）及び財産区又は組合の議会の議員の選挙費を計上すること。

(イ) 「2財産費」「(1)山林」には、造林又は林道用地の目的で山林を取得した経費並びに植林費、林道の開設、改良等の経費、立木伐採費、火災保険料、借地料、分収交付金、木材引取税等の山林の管理等に要した経費を計上すること。

(ウ) 「2財産費」「(2)その他」には、山林以外の財産（原野、田、畑、宅地、家畜等）の取得管理等に要した経費（ただし、庁舎に係るものは、「1総務費（議会費を含む。）」に計上すること。）及び公民館、公会堂、水道、旅館、火葬場等の営造物の運営管理等に要した経費を計上すること。

(エ) 「3市町村財政への寄与」には、当該市町村に対する繰出金、寄附金、負担金、補助金、交付金等予算

の支出項目の如何を問わず、直接的に支出したもの（財産区関係職員の人件費、財産区事務に係る需用費及び前記「(3)イ収入内訳」(イ)に記した地方債に係る元利償還金の財源として支出されたものを除く。）のみでなく、間接的に市町村財政に寄与した支出（市町村立学校、幼稚園、保育所等の備品購入費に充当するためPTA等に支出したもの、財産区が消防自動車購入のために支出したもの、市町村道を財産区が独自に改良、補修するため支出したもの等）をも併せて計上すること。

(カ) 「4住民等への補助金等」には、予算の支出項目の如何を問わず、財産区の財産又は公の施設からの収益を関係住民に分配したもの、関係住民を社員とする社団法人又は財産区若しくは市町村の財源をもって設立した財団法人に支出したものと及び部落会、遺族会、婦人会等財産区住民を構成員とする団体に支出したものと等を計上すること。

(ク) 「6その他の支出」には、前記「(3)イ収入内訳」(イ)に記入した地方債に係る元利償還金及び財産区が借入れた一時借入金の利子を含めて計上すること。

43表、41表、74表～80表、97表	復旧・復興事業
---------------------	---------

決算統計における「復旧・復興事業」は、以下の事業を対象とする。

- 1 東日本大震災に係る国の平成23年度補正予算及び予備費において計上された復旧・復興に関する事業
- 2 東日本大震災に係る国の平成24年度から令和n年度の東日本大震災復興特別会計予算において計上された復旧・復興に関する事業
- 3 東日本大震災に係る復旧・復興に関する単独事業

なお、「復旧・復興事業」にはいずれも他団体への支援事業を含む。

また、取崩し型復興基金事業については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）に定める特定被災地方公共団体である県が平成23年10月17日以降に造成又は積み増した取崩し型復興基金（特別交付税措置分）を充てた事業を対象とする。

43表	繰越額等の状況（復旧・復興事業分）
-----	-------------------

この表は、03表：繰越額等の状況に計上された額のうち、「復旧・復興事業」に係る繰越額を内数として計上する。

41表	歳入の状況 歳入内訳（復旧・復興事業分）
-----	----------------------

この表は、04表：歳入内訳に計上された額のうち、「復旧・復興事業」に係る歳入を内数として計上する。この表と80表の「歳入合計」（41行）は一致する。

74表～80表	復旧・復興事業経費の歳出内訳及び財源内訳
---------	----------------------

- 1 この表は、07表～13表に計上された額のうち、「復旧・復興事業」の経費をそれぞれ内数として計上する。80表の「歳入合計」（41行）は、41表と一致する。
- 2 それぞれの区分については、平成23年6月1日付事務連絡「東日本大震災に関する計上方法について」を参考にすること。

97表	基金の状況（復旧・復興事業分）
-----	-----------------

この表は、29表：基金の状況に計上された額のうち、「復旧・復興事業」に係る基金を内数として計上する。

- 1 「令和3年度末現在高」には、復旧・復興事業に係る積立金について、令和(n-1)年度末における現在高

を計上する。(財政調整基金等に追加で積み立てを行っている場合については、復旧・復興事業相当分のみを計上する。)

2 令和n年度の「歳出決算額」は、80表の「積立金」と一致する。

44表、42表、81表～87表、98表	全国防災事業
---------------------	--------

決算統計における「全国防災事業」は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業として、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に係る以下の事業を対象とする

- 1 公営住宅建設事業
- 2 全国防災事業

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業として、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)等により確保される財源により実施する次に掲げる事業を対象とする。

(1) 全国防災事業

国の平成25年度以降の東日本大震災復興特別会計に計上された東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための事業

(2) 緊急防災・減災事業(補助事業・国直轄事業)

国の平成23年度一般会計補正予算により追加された全国防災対策費に係る事業及び平成24年度東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業

(3) 緊急防災・減災事業(単独事業)

各地方公共団体の平成24年度以前の予算に計上された住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する単独事業で次に掲げる事業を対象とする。

① 緊急防災・減災事業計画に基づき実施する事業のうち次に掲げるもの

- ア 防災拠点施設
- イ 防災資機材等備蓄施設
- ウ 非常用電源
- エ 拠点避難地
- オ 津波避難タワー
- カ 避難路
- キ 避難所において防災機能を強化するための施設
- ク 防災行政無線のデジタル化
- ケ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)
- コ 地域防災計画上の避難所とされている公共施設又は公用施設の耐震化
- サ 不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化
- シ 消防救急無線のデジタル化
- ス 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設の耐震化
- セ 津波浸水区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設又は公用施設の移転

- ② (2)の緊急防災・減災事業(補助事業・国直轄事業)に伴って実施する地方単独事業(継ぎ足し単独事業)
- ③ 東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)第2条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち、全国的にかつ緊急的に実施する防災・減災のための施策に要する非適債経費

44表	繰越額等の状況(全国防災事業分)
-----	------------------

この表は、03表:繰越額等の状況に計上された額のうち、「全国防災事業」に係る繰越額を内数として計上する。

42表	歳入の状況 歳入内訳 (全国防災事業分)
-----	----------------------

この表は、04表:歳入内訳に計上された額のうち、「全国防災事業」に係る歳入を内数として計上する。「一般財源等」については一括して計上することとする。この表の「歳入合計」と87表の「歳入合計」(41行)は一致する。

81表～87表	全国防災事業関連経費の歳出内訳及び財源内訳
---------	-----------------------

この表は、07表～13表に計上された額のうち、「全国防災事業分」の経費をそれぞれ内数として計上する。

87表の「歳入合計」(41行)は、42表と一致する。

98表	基金の状況(全国防災事業分)
-----	----------------

この表は、29表:基金の状況に計上された額のうち、「全国防災事業」に係る基金を内数として計上する。

- 「令和3年度末現在高」には、全国防災事業に係る積立金について、令和(n-1)年度末における現在高を計上する。(財政調整基金等に追加で積み立てを行っている場合については、全国防災事業相当分のみを計上する。)
- 令和n年度の「歳出決算額」は、87表の「積立金」と一致する。

第三 公営事業会計作成要領

一 調 査 事 項

調査表 ページ	電算用 表番号	調 査 表 名	作成要領 ペ ー ジ
1	00	表紙（一部事務組合のみ該当）	10
2	01	一部事務組合への加入等の状況（一部事務組合のみ該当）	10
95	50	収益事業会計決算の状況	62
96	51	収益金の使途状況	63
97	52	国民健康保険事業会計（事業勘定）決算の状況	64
98	53	〃（直診勘定） 〃	67
99	56	農業共済事業会計決算の状況（法適を含む。）	72
100	94	後期高齢者医療事業会計決算の状況（市町村）	67
101	95	後期高齢者医療事業会計決算の状況（広域連合）	68
102	63	介護保険事業会計（保険事業勘定）決算の状況	70
103	64	介護保険事業会計（介護サービス事業勘定）決算の状況	72
104	57	交通災害共済事業会計決算の状況（直営分のみ）	73
105	60	事業債現在高等の状況	74

二 調査表入力上の一般的注意事項

「第二 普通会計作成要領」の「三 調査表入力上の一般的注意事項」を参照のこと。（10頁）

三 各調査表入力上の留意事項

収益事業会計決算の状況（50表）

この表は、地方公営企業法の全部又は一部を適用しているものについても調査するものである。

- 「歳入」の「4繰越金」の「(2)繰越事業費等繰越財源充当額」には、地方自治法施行令第145条第1項（継続費の通次繰越）、同令第146条（繰越明許費）又は同令第150条第3項（事故繰越）に基づいて令和（n－1）年度から令和n年度に繰り越された事業費に充当すべき財源を計上し、「(1)純繰越金」には、その他の繰越金を計上する。
- 「歳入」の「5地方公共団体金融機構納付金還付金」には、地方公共団体金融機構から還付を受けた金額を計上する。
- 「歳入」の「7その他」には、「1入場料」、「2車馬券等売上金」、「3繰入金」、「4繰越金」、「5地方公共団体金融機構納付金還付金」及び「6地方債」のいずれにも該当しないすべての収入を計上する。
- 「歳出」の「1開催費」には、「(1)払戻金」「(2)返還金」「(3)常勤職員人件費」「(4)会計年度任用職員（フルタイム）人件費」「(5)会計年度任用職員（パートタイム）報酬等」「(6)施設等使用料」及び「(7)その他の開催経費」の合計額を計上する。なお、この場合、「(3)常勤職員人件費」には任期の定めのない常勤職員、任期付職員及び再任用職員に支払われる給料、手当等すべての労務費を、「(4)会計年度任用職員（フルタイム）」には会計年度任用職員（フルタイム）に支払われる給料、手当等すべての労務費を計上する。また「(5)会計年度任用職員（パートタイム）報酬等」には会計年度任用職員（パートタイム）に支払われる報酬、期末手当を計上する。「(6)施設等使用料」には競技場借上料、用地使用料等の使用料を計上し、「(7)その他の開催経費」には(1)～(6)以外のすべての経費、すなわち旅費、会議費、警備費、競技実施法人・競走実施機関等への委託金等競技の開催に要した経費のうち(1)～(6)に計上した経費以外のすべての経費を計上する。
- 「歳出」の「2交付金」には、法の規定により(財)JKA等に交付する交付金を、交付根拠法令に基づく交付

区分ごとに計上する。

- 6 「歳出」の「3 地方公共団体金融機構納付金」には、地方財政法附則第32条の2の規定に基づき地方公共団体金融機構に納付した納付金の額を計上する。
- 7 「歳出」の「5 繰出金」の会計区分は受入団体の会計区分による。
- 8 「歳出」の「7 前年度繰上充用金」には、地方自治法施行令第166条の2の規定により前年度の歳入不足額に充当するために支出された金額を計上する。
- 9 「歳出」の「8 その他」には、「1 開催費」、「2 交付金」、「3 地方公共団体金融機構納付金」、「4 地方債償還金」、「5 繰出金」、「6 設備改善費」及び「7 前年度繰上充用金」のいずれにも該当しないすべての支出を計上する。
- 10 「翌年度に繰り越すべき財源」には、継続費通次繰越額、明許繰越額、事故繰越額、事業繰越額及び支払繰延額から未収入特定財源を控除した額を計上する。
- 11 「未収金」、「未払金」には、当該収益事業会計が地方公営企業法の財務規定等を適用している場合で、発生主義のために令和n年度予算執行が行われるが、令和n年度末貸借対照表上で未収金、未払金となるものをそれぞれ計上する。
- 12 人件費の状況
 - (1) 「1 職員給」には、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員（フルタイム）の給料等を計上する。内訳の「(1) 基本給」には給料、扶養手当及び地域手当を計上し、「(2) その他の手当」には地方自治法第204条第2項に規定する各種手当のうち、扶養手当、地域手当及び退職手当を除いたものを計上する。
 - (2) 「2 会計年度任用職員（パートタイム）報酬等」には、会計年度任用職員（パートタイム）に係る報酬、期末手当を計上する。
 - (3) 「3 地方公務員共済組合等負担金」には、地方公務員等共済組合法による都職員共済組合（東京都の特別区のみ）、指定都市職員共済組合、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合（連合会を含む。）に対する短期給付、長期給付、福祉事業及び組合の事務に要する費用の負担金並びに団体が負担すべき新制度切替えのための追加費用について計上する。また、健康保険法による健康保険組合が組織されている団体にあつては、事業者負担金を計上する。
 - (4) 「4 退職金」には、退職手当及び退職手当組合負担金を計上する。
 - (5) 「5 その他」には、恩給及び退職年金、災害補償、職員互助会補助金、会計年度任用職員（パートタイム）に係る社会保険料等を計上する。
- 13 「職員数」の「常勤職員」には、当該団体が直接その給与を負担する任期の定めのない常勤職員、任期付職員、再任用職員について、令和(n+1)年4月1日現在の実人員を入力する。
- 14 「職員数」の「会計年度任用職員（フルタイム）」、「会計年度任用職員（パートタイム）」には、当該団体が直接その給与または報酬を負担する会計年度任用職員（フルタイム）、会計年度任用職員（パートタイム）について、それぞれ令和(n+1)年4月1日現在の実人員を入力する。
- 15 「開催回数」には、令和n年度において開催した回数を入力する。
- 16 「宝くじ事業会計」については、収益金及び運用利益金を「歳入」の「7 その他」に計上する。

収益金の使途状況（51表）

- (1) この表は、競馬事業、自転車競走事業、小型自動車競走事業、モーターボート競走事業及び宝くじ事業のそれぞれの事業別に市町村側（04表：歳入状況）の「26(6) 収益事業収入」が計上されている団体）において

作成すること。

- (2) 「収益金繰入額」には、当該団体が「事業名」欄記載の事業から収入した収益事業収入（繰入金は除かれる。）について計上すること。
- (3) 「公営事業会計へ繰出し」には、収益金を財源にして普通会計から公営事業会計へ繰出した額（法適用事業会計への負担金、補助金、出資金及び貸付金を含む。）を計上する。
- (4) 11 行の宝くじ事業の状況は、当せん金付証票法第 4 条の特定市のみ作成する。

国民健康保険事業会計決算の状況（５２表～５３表）

- 1 この調査表は、国民健康保険法（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、国民健康保険の保険者となっている市町村（一部事務組合及び特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険事業の決算状況を調査するものである。
- 2 この調査表のうち「直診勘定」は、法第 8 2 条第 1 項の規定により設置される保健施設のうち、療養の給付を取り扱うための診療所又は薬局（以下「直営診療施設」という。）を設置している保険者が入力するものである。
なお、療養の給付を取り扱うために設置された病床数 20 床以上の施設を有する病院については、この調査表の対象外となるものであり、別に公営企業会計の「病院事業」で調査される。
- 3 直営診療施設の設置及び運営に係る収支は、一切「直診勘定」で直接に収入し、支出したこととして扱うものであり、次の点に特に留意すること。
 - (1) 直営診療施設の新設事業を、「直診勘定」が設定されていないために「事業勘定」で行っている場合であっても、「直診勘定」が設置されているものとして扱う。この場合、新設事業費に対する国、県支出金及び一般会計からの繰入金は、勿論「直診勘定」に直接収入したこととされるが、「事業勘定」の一般財源を充当している分については、事業勘定からの繰入金として扱う。
 - (2) 保険給付費等交付金のうちの直営診療施設に係るものは、他の交付金から分離して「直診勘定」に直接計上する（この額は、「直診勘定」の歳入中「３都道府県支出金」欄に計上する。）。

事業勘定（５２表）

この表は、地方自治法施行令第 1 4 2 条、第 1 4 3 条の規定による令和 n 年度の国民健康保険事業勘定の歳入、歳出の額等を計上するものである。

1 歳 入

- (1) 「１保険税（料）」には、地方税法第 7 0 3 条の 4 第 1 項の規定に基づく国民健康保険税又は法第 7 6 条の規定に基づく保険料を計上し、「うち退職被保険者等分」には、退職者医療制度による退職被保険者に係る保険税（料）を内書する。
- (2) 「２一部負担金」には、療養取扱機関が被保険者から徴収すべき一部負担金を、保険者が療養取扱機関に代って被保険者から直接徴収した額を計上し、「うち退職被保険者等分」には退職者医療制度による退職被保険者に係る一部負担金を内書する。
- (3) 「３国庫支出金」には、災害臨時特例補助金等の国からの補助金を計上する。
- (4) 「４都道府県支出金」には以下のとおり計上すること。
 - ア 「(1) 保険給付費等交付金」には、法第 7 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく国民健康保険保険給付費等交付金の額を計上する。なお、このうち直営診療施設分として交付される交付金は含めない。
 - ・「①普通交付金」には、都道府県からの保険給付費等交付金における普通交付金の額を計上する。

・「②特別交付金」には、「(7) 保険者努力支援制度分」、「(イ) 特別調整交付金分」、「(ウ) 都道府県繰入金(2号)分」、「(エ) 特定健康診査負担金分」として交付された特別交付金の額を計上する。なお、「(イ) 特別調整交付金分」として交付された中に保険者努力支援制度分が含まれている場合であっても、その分を切り分けて「(7) 保険者努力支援制度分」には計上しないこととする。

イ 「(2) 財政安定化基金交付金」には、法第81条の2第1項第2号の規定に基づく交付金の額を計上する。

ウ 「(3) 財源補填的なもの^㉑」には、上記ア～イ以外のもので、財政の再建や国庫負担金の補完的な補助金又は貸付金を計上するものであり、例示すると次のとおりである。(事務費補助金、施設費補助金、療養給付費補助金、低所得者保険料調整分補助金)

エ 「(4) その他のもの」には、上記ア～ウ以外のものを計上する。(被保険者の健康保持増進(直診勘定に係るものを除く。)を目的とした疾病等予防活動補助金など)

(5) 「5 他会計繰入金」には、基金の取崩し以外の繰入金を計上し、直診勘定からの繰入金を含む。なお、一部事務組合については、加入市町村から徴収した分賦金(ただし保険税(料)については保険税(料)の欄に記入すること。)を「他会計繰入金」として扱う。

「(1) 財源補填的なもの^㉒」、「(2) 保険基盤安定制度に係るもの」及び「(3) その他のもの」の区分は次によること。

ア 「(1) 財源補填的なもの^㉒」には、国保財政の財政収支の健全化を目的とした他会計からの繰入金や財源補填等目的の法定外繰入にかかる額を計上する。将来返還する資金繰り的なものも含める。なお国保財政安定化支援事業に係る繰入金はここに含めて計上する。

イ 「(2) 保険基盤安定制度に係るもの」には、第72条の3第1項及び第72条の4第1項の規定に基づく一般会計からの繰入金を計上する。

ウ 「(3) その他のもの」には、ア、イ以外のもの(他の会計に属する事務を事業勘定で実施している場合の費用を負担するために繰入れられたもの)を計上する。なお、人件費及び出産育児一時金に係る繰入金はここに含まれる。

(6) 「6 基金繰入金」には、基金の取崩し額を計上し、利子等基金から生ずる果実は含めない。

(7) 「7 繰越金」には、国民健康保険事業会計の決算上で剰余金が生じた場合、地方自治法第233条の2の規定による繰越金の額を計上する。

(8) 「8 地方債」の「うち財政安定化基金貸付金」には、法第81条の2第1項第2号の規定に基づき借り入れた額を計上する。

(9) 「9 その他の収入」には、上記1から8に計上した以外の収入について計上する。なお、利子等基金から生じた果実も含める。「うち保険給付費等交付金過年度分」には、過年度分として令和n年度に収入した額を計上する。

2 歳 出

(1) 「1 総務費」は、昭和38年12月20日付厚生省保険局長通知「国民健康保険特別会計の予算様式等について」(以下「保険局長通知」という。)で示されている事業勘定歳出の第一款総務費を計上するものであるが、その内容区分上注意すべき点は次のとおりである。

ア 「(1) 一般管理費」には、国保事業の運営を統括する上において通例的に必要とする事務費で、事務費国庫負担金の対象費目であったものを計上する。

なお、職員給については、保険税(料)の賦課徴収に従事している職員に係るものは「(2) 賦課徴収費」に計上する。

イ 「(2)賦課徴収費」には、保険税(料)の賦課徴収に要する経費のうち、事務費国庫負担金の対象費目であったものを計上し、納税(入)奨励費及び滞納処分費については、「(4)その他の総務費」に計上する。

- (2) 「2保険給付費④」の「(1)療養諸費等」には、療養給付費、療養費、高額療養費及び移送費を計上し、診療報酬審査支払手数料は含めない。「(2)その他の給付費」には、法第58条の規定に基づく、当該団体の条例又は規則によって定められている出産及び死亡についての給付、あるいは傷病手当金等の給付費について記入する。

なお、「再掲」には、「2保険給付費④」のうち退職者医療制度による退職被保険者等に係る保険給付費を内書きとして計上する。

- (3) 「3国民健康保険事業費納付金」には、法第75条の7の規定に基づき市町村が都道府県に対して納付する国民健康保険事業費納付金の額を計上する。
- (4) 「4共同事業拠出金」には、市町村が国民健康保険団体連合会へ納付する退職者医療事業(年金受給者一覧表作成)に係る経費について計上する。
- (5) 「5財政安定化基金拠出金」には、法第81条の2第5項及び第6項に規定に基づき、財政安定化基金に充てるために都道府県に納付する財政安定化基金拠出金の額を計上する。
- (6) 「6保健事業費」には、法第82条第1項及び第2項の規定に基づく保健事業のうち、直営診療施設以外のものに要した経費を計上し、保健師活動費があればここに計上する。
- (7) 「7基金積立金」には、保険給付費の準備金等、当該団体の条例で定めた基金に対して、予算をとおして積み立てられた額を計上する。
- (8) 「8公債費」における「(1)元利償還金」には、国民健康保険広域化等支援基金における償還金や財政安定化基金貸付金償還金等を含めて計上する。「うち財政安定化基金貸付金償還金」には、都道府県から財政安定化基金の借入れを行った場合における償還金の額を計上する。
- (9) 「9繰出金」には、一部事務組合が加入市町村に対して配分する分配金をも含めて計上する。

なお、「(1)財源補填的なもの㊦」及び「(2)その他のもの」の区分は次によること。

ア 「(1)財源補填的なもの㊦」には、資金繰りのために繰入れた他会計繰入金の返還のための繰出金や直診勘定等の財政援助を目的として繰出されたものを計上する。

イ 「(2)その他のもの」には、事業勘定に属する事務を他の会計において執行していることに伴い、その費用の負担の目的で繰出されたもののような、「(1)財源補填的なもの㊦」以外のものを計上する。

- (10) 「11その他の支出」には、上記以外で、下記のものを含み計上する。

「うち保険給付費等交付金償還金」には、前年度において保険給付費等交付金の額の実績報告額が概算交付額を下回った場合、余剰分として調査対象年度に返還する額について計上する。

3 収 支

- (1) 「繰越又は支払繰延等」の「療養諸費等㊧」には、当該年度の年度末までに診療されたものに対する診療報酬請求でその翌年度の5月までに支払いを決定した療養給付費と、当該年度の年度末までに支払を決定した療養費、高額療養費及び移送費で、当該年度において決算しなかったものを計上する。

なお、「㊦のうち退職被保険者等分」には、退職被保険者等に係る繰越又は支払繰延等額を内書きすること。

- (2) 68列の「㊦に対する保険給付費等交付金(一般)」には、「繰越又は支払繰延等」の「療養諸費等㊧」に対応する一般被保険者に係る保険給付費等交付金を計上する。この額は、一般被保険者に係る療養の給付、療養費、高額療養費及び移送費の未払額の合算額に対して保険給付費等交付金を充てる場合の充当予定額を計上する。なお確定後は速やかに確定値の報告を行うこと。

- (3) 69 列及び 70 列にかかる「保険給付費等交付金精算額」には、当該年度の事業実績に基づく都道府県に対する精算予定額（国分も含める）を計上する。当該精算額については、退職被保険者分は除く。なお、精算額が確定した際は速やかに確定値を報告すること。
- (4) 71 列の「⑥に対する保険給付費等交付金（退職）」には、「繰越又は支払繰延等」の「療養諸費等」に対応する退職被保険者等分として充当する予定の保険給付費等交付金の額を計上する。なお、金額確定後は速やかに確定値を報告すること。
- (5) 72 列及び 73 列にかかる「保険給付費等交付金（退職分）精算額」には、当該年度の事業実績に基づく退職被保険者分にかかる保険給付費等交付金としての都道府県に対する精算予定額を計上する。なお、精算額が確定した際は速やかに確定値を報告すること。
- (6) 収支における保険給付費等交付金については、普通交付金分及び特別交付金分を合算したものを計上すること。
- 4 「人件費の状況」については、「収益事業会計決算の状況（50表）」の「12人件費の状況」を参照すること。
- 5 「令和5年4月1日現在職員数」には、「人件費」に記入された職員の数を「1事務職員数」、「2保健師数」、「3会計年度任用職員（フルタイム）数」及び「4会計年度任用職員（パートタイム）数」に分別して計上する。「1事務職員数」及び「2保健師数」には、それぞれ任期の定めのない常勤職員、任期付職員及び再任用職員の合計数を計上する。なお、「2保健師数」には、国保会計で単独の保健師を設置している場合に計上する。
- 6 参 考
- 「うち退職被保険者等数（人）」には、法附則第6条第1項の退職被保険者数と同条第2項の退職被保険者の被扶養者数の合計を計上する。

直診勘定（53表）

- 1 「1診療収入」には、被保険者から直接徴収する一部負担金も含めて計上する。
- なお、「事業勘定」から支払われる診療収入は、他会計繰入金として収入している団体についても、すべて「診療収入」として扱う。
- 2 「2国庫支出金」には、事業勘定の収入から控除された直営診療施設に係る額を計上する。
- 3 「3都道府県支出金」において、「保険給付費等交付金」を計上する際は、事業勘定の収入から控除された直営診療施設に係る額を計上する。
- 4 「医業費」には、「給食費」も含めて計上する。
- 5 「人件費の状況」については、50表：収益事業会計決算の状況の「12人件費の状況」を参照すること。

後期高齢者医療事業会計決算の状況（94表・95表）

市町村（94表）

この表は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下、この調査表の説明において「法」という。）に基づき、市町村が実施する保険料徴収の状況や後期高齢者医療広域連合への繰出金の状況等を調査するものである。したがって、法に基づかず市町村が単独で行うもの及び都道府県の単独の補助を受けて実施した事業にかかる額は、ここには計上せず、普通会計に計上するものである。

なお、人件費については、市町村が計上している広域連合派遣職員分の人件費と、広域連合から市町村に広域連合派遣職員分の人件費として歳入している負担金等を規模控除すること。

1 歳 入

- (1) 「1 後期高齢者医療保険料」には、法第 104 条の規定に基づく保険料を計上し、「うち特別徴収保険料」には、法第 107 条の規定に基づき徴収した保険料のうち、特別徴収の方法により徴収した保険料を内書きする。

なお、保険料の滞納分の徴収に付随して収入される督促手数料・延滞金等については、「4 その他の収入」に記入するものであり、ここには含めない。

- (2) 「2 繰入金」の内容は、次のとおりである。

「(1) 一般会計繰入金」には、後期高齢者医療事業に関する事務の執行に要する費用等に充てるための市町村の普通会計からの繰入金を計上し、「うち保険基盤安定繰入金」については、法第 99 条に基づく繰入金を計上する。

- (3) 「4 その他の収入」には、上記の歳入科目のいずれにも属さない収入を計上する。

(例) 督促手数料、延滞金、預金利子、過誤払金還付金、法第 58 条第 1 項に基づく損害賠償金、法第 59 条第 1 項に基づく不正利得の徴収金

2 歳 出

- (1) 「1 総務費」は、平成 19 年 9 月 28 日付厚生労働省保険局高齢者医療制度施行準備室通知「後期高齢者医療制度における会計の款項目節区分について」（以下「保険局通知」という。）で示されている歳出の第 1 款総務費を計上するものであるが、その内容区分上注意すべき点は次のとおりである。

- (7) 「(1)総務管理費」は、保険局通知で示された歳出科目の、第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に相当するものであり、「うち人件費」については、後期高齢者特別会計において負担している職員に係る人件費を計上する。

- (4) 「(2)徴収費」は、保険局通知で示された歳出科目の、第 1 款総務費、第 1 項徴収費に相当するものである。

- (2) 「2 後期高齢者医療広域連合納付金」は、保険局通知で示された歳出科目の、第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、第 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、第 1 目後期高齢者医療広域連合納付金に相当するものである。

- (3) 「3 繰出金」には、前年度における市町村（普通会計）負担分の精算に伴う償還額や資金繰りのために繰り入れられた他会計繰入金の返還のための繰出金を計上する。

- (4) 「4 前年度繰上充用金」には、前年度決算において、歳入が歳出に不足する金額を計上する。

- (5) 「5 その他の支出」には、上記の歳出科目のいずれにも属さない歳出を計上する。

3 人件費の状況

- (1) この項目は、市町村負担分の人件費の内訳を調査するものである。したがって、市町村から人件費として支出されているものであっても、広域連合が当該職員分の人件費として市町村へ負担金等を支出し、実質、広域連合が負担しているものを除いた人件費について計上するものである。

- (2) 計上にあたっては、**50 表：収益事業会計決算の状況**の「12 人件費の状況」を参照すること。

4 参 考

「令和 5 年 4 月 1 日現在の事務職員数①」は、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員（フルタイム）に加え会計年度任用職員（パートタイム）数を含めて計上する。なお、会計年度任用職員（フルタイム）数及び会計年度任用職員（パートタイム）数は内数として別途計上すること。

広域連合（95 表）

この表は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下、この調査表の説明において「法」

という。)に基づき、後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者医療事業の決算状況を調査するものである。したがって、法に基づかず広域連合が単独で行うもの及び都道府県又は市町村の単独の補助を受けて実施した事業にかかる額は、ここには計上せず、普通会計に計上するものである。

また、一般会計において、費目が負担金等となっており、実質、市町村へ人件費として歳出されているものを事業会計の総務費へ振替し、人件費の状況について記入する。なお、一般会計に計上されていても、事業会計の事務を行っている職員も本表に計上する。

1 歳 入

- (1) 「1市町村支出金」の「(1)市町村負担金」には、保険給付に係る人件費等の「事務費負担金」、保険料及びその他納付金の「保険料等負担金」、法第98条の規定に基づく「療養給付費負担金」を計上する。
- (2) 「2国庫支出金」の「(1)国庫負担金」には、法第93条の規定に基づく「療養給付費負担金」及び「高額医療費負担金」を計上する。
- (3) 「2国庫支出金」の「(2)国庫補助金」には、支出義務が法に明記されている補助金を計上する。
- (4) 「3都道府県支出金」の「(1)都道府県負担金」には、法第96条の規定に基づく「療養給付費負担金」及び「高額医療費負担金」を計上する。
- (5) 「3都道府県支出金」の「(2)財政安定化基金支出金」には、法第116条第1項の規定に基づく都道府県からの交付金を計上する。
- (6) 「4支払基金交付金」には、法第100条の規定に基づく社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上する。
- (7) 「6繰入金」には、国庫からの交付金により造成した基金及び決算剰余金を管理する基金からの繰入金を計上する。

2 歳 出

- (1) 「2保険給付費」の「(1)療養諸費」には、①療養給付費に計上する、法第64条の規定に基づく療養の給付、法第74条の規定に基づく入院時食事療養費、法第75条の規定に基づく入院時生活療養費、法第76条の規定に基づく保険外併用療養費、③その他に計上する、法第77条の規定に基づく療養費、法第78条の規定に基づく訪問看護療養費、法第82条の規定に基づく特別療養費、法第83条の規定に基づく移送費及び②審査支払手数料をそれぞれ計上する。
- (2) 「2保険給付費」の「(2)高額療養費」には、法第84条の規定に基づく高額療養費及び法第85条の規定に基づく高額介護合算療養費を計上する。
- (3) 「3都道府県財政安定化基金拠出金」には、法第116条第4項の規定に基づく拠出金を計上する。
- (4) 「7公債費」には、他会計からの借入金及び借入金的繰入金の元利償還金及び都道府県財政安定化基金への元利償還金を計上する。

3 収 支

- (1) 「繰越又は支払繰延等」の「療養諸費等」には、当該年度末までに支出負担行為をした療養諸費等で年度内に支出を終わらなかったものを計上する。
- (2) 「翌年度負担金等精算予定額」には、療養給付費負担金等及び事務費負担金等について、負担金等の過不足額に係るものを計上する。

4 人件費の状況

- (1) この項目は、広域連合負担分の人件費の内訳を調査するものである。したがって、市町村から人件費として支出されているものであっても、広域連合が当該職員分の人件費として市町村へ負担金等を支出し、実質、広

域連合が負担している人件費相当分についても広域連合分に計上するものである。

(2) 計上にあたっては、**50表：収益事業会計決算の状況**の「12人件費の状況」を参照すること。

5 参 考

「令和5年4月1日現在の事務職員数①」は、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員（フルタイム）に加え会計年度任用職員（パートタイム）数を含めて計上する。なお、会計年度任用職員（フルタイム）数及び会計年度任用職員（パートタイム）数は内数として別途計上すること。

6 再 掲

この項目は、後期高齢者医療広域連合の一般会計に対する繰出金及び市町村の後期高齢者医療事業会計への繰出金を計上する。

介護保険事業会計決算の状況（63表～64表）

1 この調査表は、介護保険法（以下「法」という。）第3条第1項の規定により、介護保険の保険者になっている市町村（一部事務組合及び特別区を含む。以下同じ。）の介護保険事業の決算状況を調査するものである。

2 この調査表のうち「介護サービス事業勘定」は、法施行令第1条の規定により介護保険に係る特別会計を保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分しなければならない保険者が入力するものである。

なお、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業については、この調査表の対象外となるものであり、別に公営企業会計の「介護サービス事業」で調査される。

保険事業勘定（63表）

1 歳 入

(1) 「1保険料」には、法第129条の規定に基づく保険料を計上する。

(2) 「2国庫支出金」の入力に当たっては、次の点に注意すること。

ア 「(1)介護給付費負担金」には、法第121条の規定に基づく介護給付費及び予防給付費に対する国の負担金を計上する。また、前年度の精算分を含める。

イ 「(2)調整交付金」には、法第122条の規定に基づく調整交付金を計上する。

ウ 「(3)地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」には、法第122条の2第1から第3項の規定に基づく交付金を計上する。また、前年度の精算分を含める。

エ 「(4)地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」には、法第122条の2第4項の規定に基づく交付金を計上する。また、前年度の精算分を含める。

(3) 「3支払基金交付金」の入力に当たっては、次の点に注意すること。

ア 「(1)介護給付費交付金」には、法第125条の規定に基づく支払基金からの介護給付費交付金を計上する。また、前年度の精算分を含める。

イ 「(2)地域支援事業支援交付金」には、法第126条に基づく支援基金からの地域支援事業支援交付金を計上する。また、前年度の精算分を含める。

(4) 「4都道府県支出金」の入力に当たっては、次の点に注意すること。

ア 「(1)財源補填的なもの」には、財政の再建や国庫負担金の補完的な補助金又は貸付金を計上する。

イ 「うち財政安定化基金支出金」には、法第147条の規定に基づく県の交付金を計上する。

ウ 「(2)介護給付費負担金」には、法第123条に基づく介護給付及び予防給付に係る費用を計上する。また、

前年度の精算分を含める。

エ 「(3)地域支援事業負担金」には、法第123条第3項に基づく介護予防事業に要する費用及び法第123条第4項に基づく包括的支援事業等支援額を計上する。また、前年度の精算分を含める。

(5) 「5相互財政安定化事業交付金」には、法第148条の規定に基づく交付金を計上する。

(6) 「6他会計繰入金」には、基金の取崩し以外の繰入金を計上し、介護サービス事業勘定からの繰入金を含む。

なお、一部事務組合については、加入市町村から徴収した分賦金を「他会計繰入金」として扱う。

なお、「(1)財源補填的なもの」、「(2)一般会計からのもの」の区分は次によること。

ア 「(1)財源補填的なもの」には、介護保険の財政収支の健全化を目的とした他会計からの繰入金を計上し、将来返還する資金繰り的なものも含まれる。

イ 「(2)一般会計からのもの」の入力に当たっては、次の点に注意すること。

(7)「①介護給付費繰入金」には、法第124条の規定に基づく介護給付及び予防給付に要する費用を計上する。

(4)「②地域支援事業繰入金」には、法第124条第3項の規定に基づく介護予防事業に要する費用及び包括的支援事業等支援額を計上する。

(5)「③その他一般会計繰入金」には、上記(ア)、(イ)以外のもので一般会計から繰り入れられたものを計上する。なお、人件費に係る一般会計からの繰入金についてはここに含まれる。

ウ 「(3)その他のもの」には、ア、イ以外のもの（他の会計に属する事務を保険事業勘定で実施している場合の費用を負担するために繰入れられたもの）を計上する。

なお、人件費に係る繰入金はここに含まれる。

(7) 「7基金繰入金」には、基金の取崩し額を計上し、利子等基金から生じる果実は含めない。

(8) 「9地方債」の「うち財政安定化基金貸付金」には、法第147条の規定に基づく県の貸付金を計上する。

2 歳 出

(1) 「1総務費」には、「介護認定審査会費」も含めて計上する。

(2) 「2保険給付費」の「(1)介護諸費等」には、介護サービス等諸費、支援サービス等諸費、高額介護サービス等費、市町村特別給付費及び特定入所者介護サービス等費を計上し、審査支払手数料は含めない。

(3) 「3財政安定化基金拠出金」には、法第147条の規定に基づく財政安定化基金拠出金を計上する。

(4) 「4相互財政安定化事業負担金」には、法第148条の規定に基づく負担金を計上する。

(5) 「5地域支援事業」には、法第115条の45の規定に基づく地域支援事業に要した経費を計上する。

(6) 「6保健福祉事業費」には、法第115条の48の規定に基づく保健福祉事業のうち、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業以外のものに要した経費を計上する。

(7) 「7繰出金」には、一部事務組合が加入市町村に対して配分する分配金をも含めて計上する。

ア 「(1)財源補填的なもの」には、資金繰りのために繰入れた他会計繰入金の返還のための繰出金や介護サービス事業勘定等の財政援助を目的として繰出されたものを計上する。

イ 「(2)その他のもの」には、保険事業勘定に属する事務を他の会計において執行していることに伴い、その費用の負担の目的で繰出されたもののような、「(1)財源補填的なもの」以外のものを計上する。

3 収 支

(1) 「繰越又は支払繰延等」の「介護諸費等」には、当該年度末までに支払を決定した介護給付費等で、当該年度において決算しなかったものを計上する。

- (2) 「㊤に対する介護給付費負担金等」には、「繰越又は支払繰延等」の「介護諸費等」に対応する介護給付、予防給付及び地域支援事業に係る国庫負担金、都道府県負担金及び一般会計からの繰入金を計上する。
 - (3) 「介護給付費負担金、事務費及び地域支援事業交付金精算額」には、当該年度の事業実績に基づく厚生労働省及び都道府県に対する精算予定額を計上する。
 - (4) 「㊤に対する支払基金交付金」には、「繰越又は支払繰延等」の「介護諸費等」に対応する支払基金交付金を計上する。
 - (5) 「支払基金交付金精算額」には、当該年度の事業実績に基づく社会保険診療報酬支払基金への精算予定額を計上する。
- 4 「人件費の状況」については、**50表：収益事業会計決算の状況**の「12人件費の状況」を参照すること。

介護サービス事業勘定（64表）

- 1 サービス事業勘定を設けず一般会計内で経理している場合について、その部分を分別し、サービス事業勘定として取り扱うものとする。
- 2 「1サービス収入」には、利用者から徴収する自己負担金を含めて計上する。
 なお、「事業勘定」から支払われるサービス収入は、他会計繰入金として収入している団体についても、すべて「サービス収入」として扱う。
- 3 「2サービス事業費」には、居宅サービス事業費と施設介護サービス事業及び居宅介護支援事業費等を計上する。

農業共済事業会計決算の状況（56表）

- 1 この調査は、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業についても調査するものである。
- 2 この表は、共済勘定及び業務勘定の各勘定ごとにそれぞれの歳入歳出科目に分別して計上する。
- 3 「共済勘定」とは、法で定められた農作物共済勘定、蚕繭共済勘定及び家畜共済勘定並びに条例で定められた任意共済勘定に係るものをいい、調査表に計上するときは、これら各勘定間の重複額を控除した「純計」額とする。
- 4 「収支」欄の「支払準備金積立額」には、決算期において決算期前に生じた共済事故により翌会計年度以降において支払わなければならない共済金の引当金として積み立てたものを計上し、「責任準備金積立額」には、毎会計年度の終りににおいて現に存する共済会計から生ずる責任を果すために必要な金額として積み立てた金額を計上する。
- 5 共済勘定
 - (1) 収入の「1共済掛金及び交付金」には、水陸稲、麦及び春秋夏蚕繭並びに家畜の死廃病傷、生産等に係る共済掛金について現年、過年、滞納繰越分を一括計上し、事故等により農業者を支払われた額は支出の「2共済金」に計上する。なお、「交付金」には、組合員等が納付すべき共済掛金のうち国庫が負担したものを計上する。
 - (2) 「2保険金及び診療補填金」には、農業共済組合連合会より農業者に支払うため還付されてきた保険金額及び家畜共済において市町村の有する家畜診療所並びに開業医等により家畜の診療を農業者が受けたことによる連合会負担分の診療費を計上し、支出の「1保険料及び技術料」には、市町村から連合会へ納付した水陸稲、麦、家畜の死廃、生産保険の保険金及び家畜共済において農業者から徴収した共済掛金で病傷保険のため連合会に掛金乙に相当する部分として納入したものを計上する。

- (3) 「連合会無事戻金」には、事故等がなかったこと等から農業者に掛金を払い戻すため連合会より受け入れたものを計上し、農業者に支払ったときは支出の「無事戻金」に計上する。

6 業務勘定

- (1) 収入の「1 賦課金」には、一般、特別及び防災賦課金の現年、過年及び滞納繰越分の収入を一括計上し、連合会への納付額は支出の「2 連合会支出金」に計上する。
- (2) 収入の「2 都道府県支出金」には、事務費等に係る補助金について計上する。なお、事務費国庫負担金について都道府県より間接補助方式によって交付されたものもすべて含まれる。
- (3) 支出の「1 総務及び業務費」には、共済事業を行うために必要な費用を「(1) 人件費」と「(2) その他」に区分して計上する。なお、「(1) 人件費」には、共済事業に従事する職員の給料、各種手当、退職給与金等及び会計年度任用職員（パートタイム）の報酬等の費用を計上する。

- 7 「人件費の状況」については、**50表：収益事業会計決算の状況**の「1 2 人件費の状況」を参照すること。

交通災害共済事業会計決算の状況（57表）

- 1 この表は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が、直接、交通災害共済事業を実施した会計の状況を、団体ごとに調査するものである。
- （特別会計を設けず一般会計内で経理している場合について、その部分を分別し、交通災害共済事業会計として取り扱うものである。）

2 歳 入

- (1) 「1 共済掛金収入」には、交通災害共済の掛金として個人から納付されたものに限り計上する。したがって、生活保護法適用者又は、小・中学校児童生徒等の掛金を、条例等により減免し、これに相当する額を普通会計から繰入れた場合は、「5 繰入金」の「(1) 普通会計からのもの」に計上する。
- (2) 「2 分担金及び負担金」の「(1) 市町村分賦金」には、一部事務組合で事業を実施している場合、歳出の「1 総務及び業務費」に係る経費を加入団体が負担し、一部事務組合に納付した額を計上する。
- (3) 「3 預金利子等」には、準備金積立金、基金運用及び歳計現金から生ずる預金利子等を計上する。
- (4) 「5 繰入金」の「(2) その他からのもの」には、準備金積立金及び基金の取崩し額を計上する。

3 歳 出

- (1) 「1 総務及び業務費」には、交通災害共済の事務の実施に必要な経費を、「(1) 人件費」、「(2) 物件費」及び「(3) その他」に分けて計上する。
- (2) 「2 共済見舞金」には、死亡等の事故により給付した見舞金を計上する。なお、生活保護法適用者等について、普通会計のみで給付を行っている場合は計上しない。
- (3) 「3 繰出金」「(2) その他へのもの」には、準備金積立金及び基金への積立額を計上する。
- 4 「収支」の「未経過共済掛金」には、加入者に係る共済責任期間が年度をまたがって継続する場合、その決算時点以降の未経過に係る期間に相当する額を月割によって計上する。
- 5 「見舞金基準及び給付の状況」には、傷害の程度の等級により給付する見舞金の基準額及び給付の状況を入力する。

- 6 「人件費の状況」については、**50表：収益事業会計決算の状況**の「1 2 人件費の状況」を参照すること。

- 7 「参考」の「事業実施年月日」には、次の記載例により年月日を入力する。（令和4年4月1日の場合）

0	4	0	4	0	1
---	---	---	---	---	---

- 8 「参考」の「契約期間」の欄には、いずれか該当の欄に「1」と入力する。

事業債現在高等の状況（60表）

この表は、公営事業会計における事業債現在高等、普通建設事業費及び維持補修費について、その決算額と財源内訳を計上する。